

東京都北区心身障害者福祉手当条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月一日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区規則第十三号

東京都北区心身障害者福祉手当条例施行規則の一部を改正する規則  
東京都北区心身障害者福祉手当条例施行規則（昭和四十九年九月東京都北区規則  
第二十三号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号を次のように改める。

心身障害者福祉手当認定申請書

年 月 日

東京都北区長 殿

申請者氏名  
(障害者)

心身障害者福祉手当の受給資格の認定を申請します。

申請者記入欄			
ふりがな		生年月日	年 月 日 ( 歳)
氏名		電話番号	
住所	東京都北区		
障害状況	身体障害者手帳	東京都・( ) 第 号 種1・2・3級 ( 年 月 日交付・更新)	
	脳性麻痺等	<input type="checkbox"/> 脳性麻痺 <input type="checkbox"/> 進行性筋萎縮症	
	愛の手帳	東京都 第 号 種1・2・3・4度 ( 年 月 日交付・更新)	
	特殊疾病	疾病名: *期間: 年 月 日～ 年 月 日	
精神障害者保健福祉手帳	東京都 第 号 1 級 ( 年 月 日交付)		
調 査 同 意 書			
心身障害者福祉手当の認定申請内容確認及び受給資格継続審査のため、北区及び関係機関が保有する私の世帯の情報について調査することに同意いたします。			
申請者氏名		個人番号	
扶養義務者等	氏名	申請者との続柄 ( )	生年月日
	住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ	個人番号
	氏名	申請者との続柄 ( )	生年月日
	住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ	個人番号

(注意)

「世帯の情報」とは、住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付関係情報、介護保険給付等関係情報及び児童育成手当関係情報をいいます。

審査欄			
区分	都内転入 ( 区市町村、転入日: 年 月 日、 年 月分まで受給・受給無) 新規・他県転入 (転入日: 年 月 日)・その他 ( )		
支給制限	児童育成 (障害) 手当	受給・未受給	施設入所 有・無
	所得確認	所得超過・支給対象	年齢制限 不可・可
障害状況の有効期限又は再認定期日		無 ・ 有 (期限: 年 月 日)	
結果	認定	認定番号: 号 支給額: 10,000円・15,500円 支給開始月: 年 月 *差止: 無・有 (開始月: 年 月、事由: 有効期限・再認定・その他)	
	非認定	所得超過 ・ 障害 (難病) 非該当 ・ その他 ( )	



存するものについては、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都北区体育館条例施行規則等の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月一日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区規則第十四号

東京都北区体育館条例施行規則等の一部を改正する規則

(東京都北区体育館条例施行規則の一部改正)

第一条 東京都北区体育館条例施行規則(平成二十八年三月東京都北区規則第五十八号)の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「抽選参加申込書を郵送する方法又は」を削り、同項後段を削る。

別記第六号様式(甲)中

「登録番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

を

「登録番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

に、「記

入または」を「記入し、又は」に、「つけて」を「付けて」に、「いりません」を「要りません」に、「4当選ハガキ払込(ハガキ納付) 5払込(予約納付)」を「2払込(予約納付)」に改め、「当選ハガキまたはお知らせいたしました番号を記入してください。」を削る。

別記第十二号様式(甲)中





を「要りません」に、  
 「4当選ハガキ払込（ハガキ納付） 5払込（予約納付）」  
 を「2払込（予約納付）」に改め、  
 「当選ハガキまたはお知らせいたしました番号  
 を記入してください。」を削る。

別記第十一号様式（甲）中

「登録番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--

を

「登録番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--

に、

「記入または」を「記入し、又は」に、「つけて」を「付けて」に、「いりせ  
 ん」を「要りません」に改める。

（東京都北区立北ノ台スポーツ多目的広場条例施行規則の一部改正）

第三条 東京都北区立北ノ台スポーツ多目的広場条例施行規則（平成二十八年三月

東京都北区規則第六十号）の一部を次のように改正する。

別記第六号様式（甲）を次のように改める。

第6号様式（甲）（第9条関係）

申請年月日 年 月 日

東京都北区立体育施設等使用申請書

東京都北区長 殿

登録番号 

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

代表者  
住 所 \_\_\_\_\_  
ふりがな \_\_\_\_\_  
代表者  
氏 名 \_\_\_\_\_  
申請者名 \_\_\_\_\_  
連絡先（自・勤） \_\_\_\_\_

下記のとおり申請いたします。

（以下の項目に記入し、又は該当するものに○印を付けてください。）

部分の記入は要りません。

申 請 内 容	0 本日支払（通常申請）    1 予約（予約申請）    2 払込（予約納付）
予 約 番 号	<input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>
取 消 申 請	（原則として使用日2週間以内の取消しはできません。）    [0] 全面取消    [1] 行取消    [2] 回帯取消
予約承認番号	取消申請の場合のみ記入してください。 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/>

種 目	_____（組・台）	種目区分	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>
使用施設			

使用年月日	第1希望から順に記入してください。	希 望 件 数	<input type="text"/> 件
-------	-------------------	---------	------------------------

希望順	年	月	日	曜日	時間帯	回帯	面	男	女	振替有無	予約・承認・取消番号	使用料（円）
1					～					有・無		
2					～					有・無		
3					～					有・無		
4					～					有・無		
5					～					有・無		

※時間帯・時間帯番号は施設によって異なりますので下表を参照して記入ください。

※使用料振替の有る場合は、振替欄 有 に○を付けてください。

使用料計	
------	--

時間帯番号	1	2	3	4
北ノ台体育館	9：00～12：00	12：00～15：00	15：00～18：00	18：00～21：00
北ノ台第二スポーツ広場 （フットサル）	9：00～11：00	11：00～13：00	13：00～15：00	15：00～17：00

減額の有無	一般	社会教育 登録団体	社会教育登録番号	No. _____
-------	----	--------------	----------	-----------

※社会教育登録団体の方は社会教育登録番号をご記入ください。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和六年三月八日から施行する。ただし、第一条中東京都北区体育館条例施行規則別記第六号様式(甲)の改正規定及び第二条中東京都北区立体育施設条例施行規則別記第六号様式(甲)の改正規定並びに付則第三項の規定は、同年四月八日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、第一条の規定(前項ただし書に規定する改正規定を除く。 )による改正前の東京都北区体育館条例施行規則別記第十二号様式(甲)、第二条の規定(同項ただし書に規定する改正規定を除く。 )による改正前の東京都北区立体育施設条例施行規則別記第十一号様式(甲)及び第三条の規定による改正前の東京都北区立北ノ台スポーツ多目的広場条例施行規則別記第六号様式(甲)の規定により調製した用紙で現に残存するものについては、所要の修正を加え、なお使用することができる。

3 付則第一項ただし書に規定する規定の施行の際、第一条の規定(同項ただし書に規定する改正規定に限る。 )による改正前の東京都北区体育館条例施行規則別記第六号様式(甲)及び第二条の規定(同項ただし書に規定する改正規定に限る。 )による改正前の東京都北区立体育施設条例施行規則別記第六号様式(甲)

の規定により調製した用紙で現に残存するものについては、  
所定の修正を加え、  
なお使用することができる。

東京都北区国民健康保険高額療養費貸付条例施行規則の一部を改正する規則を  
公布する。

令和六年三月一日

東京都北区長  
山田加奈子



東京都北区結核・精神医療給付金の支給に関する規則の一部を改正する規則を  
公布する。

令和六年三月一日

東京都北区長  
山田加奈子

東京都北区規則第十六号

東京都北区結核・精神医療給付金の支給に関する規則の一部を改正する規則  
東京都北区結核・精神医療給付金の支給に関する規則（平成十四年十二月東京都  
北区規則第六十二号）の一部を次のように改正する。

別記第十一号様式中「五」を削る。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都北区結核・精神医療給付金の支給に関する規則別記第十一号様式の規定により調製した用紙で現に残存するものについては、所要の修正を加え、なお使用することができる。



東京都北区後期高齢者医療に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月一日

東京都北区長  
山田加奈子

東京都北区規則第十七号

東京都北区後期高齢者医療に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
東京都北区後期高齢者医療に関する条例施行規則（平成二十年三月東京都北区規則第四十四号）の一部を次のように改正する。

別記第七号様式中「**五**」を削り、「~~五~~」を「~~五~~」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都北区後期高齢者医療に関する条例施行規則別記第七号様式の規定により調製した用紙で現に残存するものについては、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都北区職員の職名に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月六日

東京都北区長  
山田加奈子

東京都北区規則第十八号

東京都北区職員の職名に関する規則の一部を改正する規則  
東京都北区職員の職名に関する規則（昭和四十六年四月東京都北区規則第九号）  
の一部を次のように改正する。

別表第一号中「一般事務」を「一般事務 ICT」に改める。  
付 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

東京都北区子ども・子育て支援法施行細則を公布する。

令和六年三月八日

東京都北区長  
山田加奈子

東京都北区規則第十九号

東京都北区子ども・子育て支援法施行細則

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 子どものための教育・保育給付

第一節 教育・保育給付認定等（第三条―第十五条）

第二節 施設型給付費及び地域型保育給付費等の支給の手続（第十六条）

第三章 子育てのための施設等利用給付認定等（第十七条―第二十六条）

第四章 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者並びに特定子ども・子育て支援提供者

第一節 特定教育・保育施設（第二十七条―第三十一条）

第二節 特定地域型保育事業者（第三十二条―第三十六条）

第三節 特定子ども・子育て支援提供者（第三十七条―第四十条）

付則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この規則は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号。以下「法」という。）の施行に関し、子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政

令第二百十三号)及び子ども・子育て支援法施行規則(平成二十六年内閣府令第四十四号。以下「府令」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則において使用する用語は、法及び府令で使用する用語の例による。

第二章 子どものための教育・保育給付

第一節 教育・保育給付認定等

(就労時間)

第三条 府令第一条の五第一号の時間は、四十八時間とする。

(教育・保育給付認定の申請)

第四条 府令第二条第一項の申請書は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める申請書とする。

一 法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子ども区分に係る認定を受けようとする者 子どものための教育・保育給付認定(変更)申請書(教育認定用)

(別記第一号様式)

二 法第十九条第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子ども区分に係る認定を受けようとする者 子どものための教育・保育給付認定(変更)申請書(保育認定用)(別記第二号様式)

（保育必要量の認定）

第五条 府令第四条第一項の保育必要量の認定は、一月当たり平均二百時間まで（一日当たり八時間までに限る。）の区分とする。ただし、申請を行う小学校就学前子どもの保護者が同項ただし書の規定に該当する場合又は東京都北区長（以下「区長」という。）が必要と認める場合は、この限りでない。

（教育・保育給付認定の結果の通知等）

第六条 法第二十条第四項前段（法第二十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定による通知及び同項後段の認定証は、子どものための教育・保育給付認定通知書兼支給認定証（別記第三号様式）により行うものとする。

2 法第二十条第五項（法第二十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、子どものための教育・保育給付認定却下通知書（別記第四号様式）により行うものとする。

（教育・保育給付認定の申請等に対する処分の延期の通知）

第七条 法第二十条第六項ただし書（法第二十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、子どものための教育・保育給付認定遅延通知書（別記第五号様式）により行うものとする。

（利用者負担額に関する事項の通知）

第八条 府令第七条第一項（府令第十三条第一項において準用する場合を含む。）



及び府令第九条第四項（府令第十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定による府令第七条第一項第一号の利用者負担額に係る通知は、子どものための教育・保育給付利用者負担額決定（変更）通知書（別記第六号様式）により行うものとする。

2 府令第七条第一項（府令第十三条第一項において準用する場合を含む。）及び府令第九条第四項（府令第十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定による府令第七条第一項第二号の食事の提供に係る通知は、副食費免除通知書（別記第七号様式）により行うものとする。

（教育・保育給付認定の有効期間）  
第九条 府令第八条第四号口の期間は、九十日とする。

2 府令第八条第六号の期間は、次に掲げる期間のうちいずれか短い期間とする。

一 効力発生日から当該小学校就学前子どもが小学校就学の始期に達するまでの期間

二 効力発生日から当該育児休業に係る子どもが満二歳に達する日の属する年度の翌年度の四月三十日までの期間

3 府令第八条第十二号の期間は、次に掲げる期間のうちいずれか短い期間とする。

一 効力発生日から当該小学校就学前子どもが満三歳に達する日の前日までの期間

二 効力発生日から当該育児休業に係る子どもが満二歳に達する日の属する年度の翌年度の四月三十日までの期間

4 府令第八条第七号及び第十三号の期間は、府令第一条の五第十号に規定する事由に該当するものとして認められた事情を勘案して区長が適当と認める期間とする。  
（教育・保育給付認定に係る現況の届出）

第十条 府令第九条第一項の規定による届出は、子どものための教育・保育給付認定家庭状況届（別記第八号様式）により行うものとする。

（教育・保育給付認定の変更の申請）

第十一条 府令第十一条第一項の申請書は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める申請書とする。

一 法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子ども区分に係る認定を受けている者 子どものための教育・保育給付認定（変更）申請書（教育認定用）（別記第一号様式）

二 法第十九条第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子ども区分に係る認定を受けている者 子どものための教育・保育給付認定（変更）申請書（保育認定用）（別記第二号様式）

（職権による教育・保育給付認定の変更の認定の通知）

第十二条 府令第十二条第一項の規定による通知は、子どものための教育・保育給

付認定職権変更通知書（別記第九号様式）により行うものとする。

（教育・保育給付認定の取消しの通知）

第十三条 府令第十四条第一項の規定による通知は、子どものための教育・保育給付認定取消通知書（別記第十号様式）により行うものとする。

（申請内容の変更の届出）

第十四条 府令第十五条第一項の規定による届出は、子どものための教育・保育給付認定申請内容変更届（別記第十一号様式）により行うものとする。

（支給認定証の再交付の申請等）

第十五条 府令第十六条第二項の申請書は、子どものための教育・保育給付支給認定証再交付申請書（別記第十二号様式）とする。

2 府令第十六条第四項の規定による支給認定証の返還は、子どものための教育・保育給付支給認定証返還届（別記第十三号様式）を添えて行うものとする。

第二節 施設型給付費及び地域型保育給付費等の支給の手續

（代理受領の請求）

第十六条 法第二十七条第七項（法第二十八条第四項において準用する場合を含む。）又は法第二十九条第七項（法第三十条第四項において準用する場合を含む。）の請求は、子どものための教育・保育給付費等請求書（別記第十四号様式）及び公定価格加算・調整項目届出書（別記第十五号様式）により行うものと

する。ただし、保育所又は地域型保育事業者が請求をする場合は、この限りでない。

### 第三章 子育てのための施設等利用給付認定等

（認定の申請）

第十七条 府令第二十八条の三第一項の申請書は、子育てのための施設等利用給付認定（変更）申請書（別記第十六号様式）とする。

（認定結果の通知等）

第十八条 法第三十条の五第三項（法第三十条の八第三項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、子育てのための施設等利用給付認定通知書（別記第十七号様式）により行うものとする。

2 法第三十条の五第四項（法第三十条の八第三項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、子育てのための施設等利用給付認定却下通知書（別記第十八号様式）により行うものとする。

（認定の申請等に対する処分の延期の通知）

第十九条 法第三十条の五第五項ただし書（法第三十条の八第三項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、子育てのための施設等利用給付認定遅延通知書（別記第十九号様式）により行うものとする。

（施設等利用給付認定の有効期間）

第二十条 府令第二十八条の五第四号ロの期間は、九十日とする。

2 府令第二十八条の五第六号の期間は、次の各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める期間とする。

一 施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者が府令第一条の五第九号に掲げる事由に該当する場合 次に掲げる期間のうちいずれか短い期間

ア 効力発生日から当該小学校就学前子どもが小学校就学の始期に達するまでの期間

イ 効力発生日から当該育児休業に係る子どもが満二歳に達する日の属する年度の翌年度の四月三十日までの期間

二 施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者が府令第一条の五第十号に掲げる事由に該当する場合 府令第一条の五第十号に規定する事由に該当するものとして認められた事情を勘案して区長が適当と認める期間

(施設等利用給付認定の現況の届出)

第二十一条 府令第二十八条の六第一項の規定による届出は、子育てのための施設等利用給付認定家庭状況届(別記第二十号様式)により行うものとする。

(認定の変更)

第二十二条 府令第二十八条の八第一項の申請書は、子育てのための施設等利用給

付認定（変更）申請書（別記第十六号様式）とする。

（職権による施設等利用給付認定の変更の通知）

第二十三条 府令第二十八条の九の規定による通知は、子育てのための施設等利用給付認定職権変更通知書（別記第二十一号様式）により行うものとする。

（施設等利用給付認定の取消しの通知）

第二十四条 府令第二十八条の十一の規定による通知は、子育てのための施設等利用給付認定取消通知書（別記第二十二号様式）により行うものとする。

（申請内容の変更の届出）

第二十五条 府令第二十八条の十二第一項の届書は、子育てのための施設等利用給付認定申請内容変更届（別記第二十三号様式）とする。

（企業主導型保育事業の利用状況の報告）

第二十六条 府令第二十八条の十四第一項の規定による報告は、企業主導型保育事業利用報告書（別記第二十四号様式）により行うものとする。

2 府令第二十八条の十四第二項の規定による報告は、企業主導型保育事業利用終了報告書（別記第二十五号様式）により行うものとする。

第四章 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者並びに特定子ども・子育て支援提供者

## 第一節 特定教育・保育施設

（確認の申請）

第二十七条 府令第二十九条の申請書は、特定教育・保育施設確認申請書（別記第二十六号様式）とする。

（確認の変更の申請）

第二十八条 府令第三十一条の申請書は、特定教育・保育施設確認変更申請書兼変更届（別記第二十七号様式）とする。

（変更の届出等）

第二十九条 法第三十五条第一項及び第二項の規定による届出は、特定教育・保育施設確認変更申請書兼変更届（別記第二十七号様式）により行うものとする。

（確認の辞退）

第三十条 特定教育・保育施設の設置者は、法第三十六条の規定により当該特定教育・保育施設の確認を辞退しようとするときは、特定教育・保育施設確認辞退届（別記第二十八号様式）を区長に提出するものとする。

（確認の取消し等）

第三十一条 法第四十条第一項の規定により法第二十七条第一項の確認を取り消し、又はその確認の全部若しくは一部の効力を停止するときは、特定教育・保育施設の確認取消・停止通知書（別記第二十九号様式）により通知するものとする。

第二節 特定地域型保育事業者

（確認の申請）

第三十二条 府令第三十九条の申請書は、特定地域型保育事業者確認申請書（別記第三十号様式）とする。

（確認の変更の申請）

第三十三条 府令第四十条の申請書は、特定地域型保育事業者確認変更申請書兼変更届（別記第三十一号様式）とする。

（変更の届出等）

第三十四条 法第四十七条第一項及び第二項の規定による届出は、特定地域型保育事業者確認変更申請書兼変更届（別記第三十一号様式）により行うものとする。  
（確認の辞退）

第三十五条 特定地域型保育事業者は、法第四十八条の規定によりその確認を辞退しようとするときは、特定地域型保育事業者確認辞退届（別記第三十二号様式）を区長に提出するものとする。

（確認の取消し等）

第三十六条 法第五十二条第一項の規定により法第二十九条第一項の確認を取り消し、又はその確認の全部若しくは一部の効力を停止するときは、特定地域型保育事業者の確認取消・停止通知書（別記第三十三号様式）により通知するものとする。



第三節 特定子ども・子育て支援提供者

（確認の申請）

第三十七条 府令第五十三条の二の申請書は、特定子ども・子育て支援施設等確認申請書（別記第三十四号様式）とする。

（変更の届出等）

第三十八条 府令第五十三条の三第一項の規定による届出は、特定子ども・子育て支援施設等確認変更届（別記第三十五号様式）により行うものとする。

（確認の辞退）

第三十九条 特定子ども・子育て支援提供者は、法第五十八条の六第一項の規定により当該特定子ども・子育て支援施設等の確認を辞退しようとするときは、特定子ども・子育て支援施設等確認辞退届（別記第三十六号様式）を区長に提出するものとする。

（確認の取消し等）

第四十条 法第五十八条の十第一項の規定により法第三十条の十一第一項の確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止するとき、特定子ども・子育て支援施設等の確認取消・停止通知書（別記第三十七号様式）により行うものとする。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、東京都北区子ども・子育て支援法施行細則（令和元年七月東京都北区教育委員会規則第十号）の規定により調製した用紙で、現に残存するものについては、この規則の相当規定により調整された用紙とみなし、所要の修正を加え、なお使用することができる。

幼稚園、認定こども園（幼稚園枠）を申請する場合、本申請書を提出してください。  
それ以外の施設を希望する場合は、使用できません。

## 子どものための教育・保育給付認定（変更）申請書（教育認定用）

東京都北区長 殿

次のとおり、子どものための教育・保育給付認定（幼稚園、認定こども園）及び支給認定証の交付を（変更）申請します。

申請日（西暦）：      年      月      日

申請 する こと も	フリガナ				生年月日			該当する内容を ○で囲んでください		
	氏名				年      月      日			新規申請・変更申請		
	マイナンバー									
申請 者 （代 表 保 護 者）	フリガナ				住所					
	氏名				（郵便番号      -      ）					
	マイナンバー				北区					
	連 絡 先	自宅	-	-	北区へ 転入されて きた方		転入年月			
		携帯	-	-			転入前自治体 名			

施設名		幼稚園	新入園児	年	月	入園予定
		こども園	在園児	年	月	入園

### 同意書

東京都北区長 殿

保護者住所 \_\_\_\_\_

保護者署名（父）\_\_\_\_\_ 保護者署名（母）\_\_\_\_\_

保護者等署名（祖父母等同一生計の同居人）\_\_\_\_\_

下記の事項について同意します。

- 北区が教育・保育給付認定及び給食費の徴収に関する情報として必要な住民税の情報及び世帯情報を閲覧すること。また、その情報に基づき決定した金額について、幼稚園等に対して提示すること。
- 教育・保育給付認定に関する審査結果について、申請が集中し審査に時間を要する場合は、申請後30日を超える場合があること。

家 族 状 況 （申 請 者 含 む 同 一 生 計 の 同 居 人）	フリガナ	子 か ら み た 続 柄	生年月日			職業・学校名（学年）・ 通園先名等 （      年      月      日現在）			
	氏名 ※代表保護者の番号を○で囲んでください								
	1			年	月	日			
	2			年	月	日			
	3			年	月	日			
	4			年	月	日			
5			年	月	日				
別居の 家族			年	月	日	住所			
生活保護の状況		受給なし・受給中		在宅障害児の有無		有 ・ 無			
区使用欄					受付者				

# 子どものための教育・保育給付認定（変更）申請書（保育認定用）

東京都北区長 殿

次のとおり、子どものための教育・保育給付認定（認可保育所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、家庭的保育事業所、認定こども園[保育部分]）及び支給認定証の交付を（変更）申請します。

		申請日（西暦）					年			月			日	保育課使用欄										
住所 連絡先																								
												自宅												
	父携帯						母携帯																	

保護者	フリガナ				マイナンバー				保育を必要とする理由 ※該当理由に✓してください。						
	氏名 ※代表保護者に✓してください。				生年月日										
	家庭状況 ※該当する状況に✓してください。								<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 看護・介護 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学・職業訓練 <input type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> その他 ( )						
	父												年		
	<input type="checkbox"/> 同居（住民票上同一住所） <input type="checkbox"/> 別居（住民票上別住所） <input type="checkbox"/> ひとり親								<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 看護・介護 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学・職業訓練 <input type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> その他 ( )						
	母												年		
<input type="checkbox"/> 同居（住民票上同一住所） <input type="checkbox"/> 別居（住民票上別住所） <input type="checkbox"/> ひとり親															

認定（変更） 申請する子ども	フリガナ				マイナンバー				保育の利用を希望する時間 ※希望時間に✓してください。						
	氏名				生年月日				<input type="checkbox"/> 保育短時間（最大8時間） <input type="checkbox"/> 保育標準時間（最大11時間）						
	1												年		
	2								年			月			日
3								年			月			日	<変更の場合は変更理由> 例) 4/1から勤務時間が9-17時となるため。

### <教育・保育給付認定申請に関する注意点> ※必ずお読みください。

- 添付書類 認定（変更）申請に当たり、保護者の保育を必要とする理由に応じて、その理由を証明する書類を提出してください。保育を必要とする理由を証明する書類については、利用案内「利用申請・認定申請に必要な書類」を確認してください。
- 保育必要量 保護者の就労時間等に応じて、認定を希望する保育必要量の区分（保育短時間・保育標準時間）を選択してください。就労を理由とする場合は、通勤時間も含めた就労時間で区分を選択してください。
- 適用開始日 最短で申請日の翌月1日から認定（変更）可能です。月途中の認定（変更）はできません。
- 利用時間 入園後の利用時間（登園からお迎えまでの時間）は、午前8時30分から8時間を基本とします。実際の利用時間は、保育必要量の範囲内で、就労時間（通勤時間含む）等を考慮し、実際の勤務状況に照らして保育施設で決定します。ただし、生後8か月未満の児童の利用時間は、児童の育成上の配慮から、認定した保育必要量の区分に関わらず、最大でも午前8時30分から午後4時30分までの8時間の範囲内となります。
- 変更申請 保育を必要とする理由や保育必要量等に変更が生じた場合は、改めて申請が必要となります。

保育課使用欄		受付者	
--------	--	-----	--

## 子どものための教育・保育給付認定通知書兼支給認定証

様

東京都北区長

印

年 月 日付けで申請のありました子どものための教育・保育給付認定申請について、下記のとおり決定したことを証明します。

### 記

支給認定証番号		
保 護 者	氏 名	
	生 年 月 日	
	住 所	〒 住所 方書
子 ど も	氏 名	
	生 年 月 日	
教育・保育給付認定区分		
保育の必要性の事由		
保育必要量		
有効期間		年 月 日 から 年 月 日 まで

- (教示) 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に東京都北区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都北区を被告として(訴訟において東京都北区を代表する者は、東京都北区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

## 子どものための教育・保育給付認定却下通知書

様

東京都北区長

印

年 月 日付けで申請のありました子どものための教育・保育給付認定申請について、下記のとおり却下しましたので通知します。

### 記

保 護 者	氏 名	
	生 年 月 日	
	住 所	〒 住所 方書
子 ど も	氏 名	
	生 年 月 日	
却 下 理 由		

- (教示) 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に東京都北区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります)。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都北区を被告として(訴訟において東京都北区を代表する者は、東京都北区長となります)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 号  
年 月 日

## 子どものための教育・保育給付認定遅延通知書

様

東京都北区長



年 月 日付けで申請のありました子どものための教育・保育給付認定申請について、現在審査中ですので 年 月 日までお待ちください。

### 記

保 護 者	氏 名	
	生 年 月 日	
	住 所	〒 住所 方書
子 ど も	氏 名	
	生 年 月 日	
遅 延 理 由		

第 号  
年 月 日

## 子どものための教育・保育給付 利用者負担額決定(変更)通知書

(保護者氏名) 様

東京都北区長



次のとおり、子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を決定しましたので通知します。

年度

支給認定証番号					
子ども	氏名				
	生年月日	年	月	日	年齢
施設・事業所名					
内容				決定年月日	
月分	階層	教育・保育 給付認定区分	保育必要量	保育料	延長保育料
4月分					
5月分					
6月分					
7月分					
8月分					
9月分					
10月分					
11月分					
12月分					
1月分					
2月分					
3月分					

※ 延長保育料が0円の場合でも、スポットで延長保育を利用した場合は、別途延長保育料がかかります(A・B階層除く)。私立保育園の延長保育料は表示していません。

- (教示) 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に東京都北区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります)。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都北区を被告として(訴訟において東京都北区を代表する者は、東京都北区長となります)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。



第 号  
年 月 日

## 子どものための教育・保育給付 利用者負担額決定(変更)通知書

(施設名称) 様

東京都北区長



次のとおり、子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を決定しましたので通知します。

年度

支給認定証番号					
子ども	氏名				
	生年月日	年	月	日	年齢
施設・事業所名					
内容		決定年月日			
月分	階層	教育・保育 給付認定区分	保育必要量	保育料	延長保育料
4月分					
5月分					
6月分					
7月分					
8月分					
9月分					
10月分					
11月分					
12月分					
1月分					
2月分					
3月分					

※ 延長保育料が0円の場合でも、スポットで延長保育を利用した場合は、別途延長保育料がかかります(A・B階層除く)。私立保育園の延長保育料は表示していません。

第 号  
年 月 日

## 副食費免除通知書

(保護者氏名) 様

東京都北区長 

特定教育・保育施設における食事の提供に要する費用(副食費)の支払について、下記のとおり決定しましたので通知します。

### 記

年度

支給認定証番号				
子ども	氏名			
	生年月日		年 齢	
施設・事業所名				
内 容		決定年月日		
月分	階層	教育・保育 給付認定区分	食事の提供に要する費用(副食費)の支払	
4月分				
5月分				
6月分				
7月分				
8月分				
9月分				
10月分				
11月分				
12月分				
1月分				
2月分				
3月分				

- (教示) 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に東京都北区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都北区を被告として(訴訟において東京都北区を代表する者は、東京都北区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 号  
年 月 日

## 副食費免除通知書

(施設名称) 様

東京都北区長



特定教育・保育施設における食事の提供に要する費用（副食費）の支払について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

年度

支給認定証番号				
子ども	氏名			
	生年月日		年齢	
施設・事業所名				
内容		決定年月日		
月分	階層	教育・保育 給付認定区分	食事の提供に要する費用（副食費）の支払	
4月分				
5月分				
6月分				
7月分				
8月分				
9月分				
10月分				
11月分				
12月分				
1月分				
2月分				
3月分				

ホチキス留め位置

子どものための教育・保育給付認定 家庭状況届 ( 年度用)

※裏面もご記入ください。

提出期限： 年 月 日 ( ) までに でご提出ください。

在園児童	児童氏名	生年月日	在園中の保育所等の名称	保育課使用欄
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		

現住所	北区	記入年月日
	建物名・部屋番号	

父 母 の 状 況	父の状況		母の状況		
	氏名				
	家庭の状況 (該当するものに○をしてください。)		同居・別居・ひとり親(未婚/離婚/死別/離婚調停又は協議中) ※ひとり親の方は、児童扶養手当証書等をご提出ください。 ※離婚調停又は協議中の方は、変更があった場合、状況が確認できる書類をご提出ください。		
	生年月日		年 月 日		
	携帯電話番号				
	保育を必要とする理由 (該当するものに○をしてください。)	該当理由全てに○をしてください。	添付する書類 ※3月1日以降に下記書類を提出した方は、添付書類は不要です。	該当理由全てに○をしてください。	添付する書類 ※3月1日以降に下記書類を提出した方は、添付書類は不要です。
		就労 (会社勤務・在宅勤務) ※育児休業中を含む。	勤務(予定)証明書 ※育児休業中に申請し、本年4月1日に入所された方に限り、職場復帰証明書の提出も可とします。	就労 (会社勤務・在宅勤務) ※育児休業中を含む。	勤務(予定)証明書 ※育児休業中に申請し、本年4月1日に入所された方に限り、職場復帰証明書の提出も可とします。
		就労 (自営主) ※会社の代表者を含む。	次のいずれかの書類をご提出ください。 ① 年青色申告決算書 ② 年分確定申告収支内訳書 ③ 最新の法人税申告書 ④ 履歴事項全部証明書 ※コピー可 ※確定申告書A・B様式は不可。	就労 (自営主) ※会社の代表者を含む。	次のいずれかの書類をご提出ください。 ① 年青色申告決算書 ② 年分確定申告収支内訳書 ③ 最新の法人税申告書 ④ 履歴事項全部証明書 ※コピー可 ※確定申告書A・B様式は不可。
		疾病・障害	次のいずれかの書類をご提出ください。 ① 保育の必要性が明記された診断書 ② 障害者手帳のコピー	疾病・障害	次のいずれかの書類をご提出ください。 ① 保育の必要性が明記された診断書 ② 障害者手帳のコピー
		看護・介護	次の全ての書類をご提出ください。 ① 看護・介護状況申告書 ② 看護・介護状況が明記された診断書等	看護・介護	次の全ての書類をご提出ください。 ① 看護・介護状況申告書 ② 看護・介護状況が明記された診断書等
		就学	次の全ての書類をご提出ください。 ① 在学(在籍)証明書 ② カリキュラム等の毎日の就学時間を証明する書類	就学	次の全ての書類をご提出ください。 ① 在学(在籍)証明書 ② カリキュラム等の毎日の就学時間を証明する書類
				妊娠・出産	母子手帳の表紙及び出産予定日のページのコピー
		求職活動	※添付する書類はありません。 ただし、別途ご案内しております利用期間満了日以降の再度の利用申請に関する申請書類は所定期日までに必ずご提出ください。	求職活動	※添付する書類はありません。 ただし、別途ご案内しております利用期間満了日以降の再度の利用申請に関する申請書類は所定期日までに必ずご提出ください。
その他		理由をご記入ください。 ( )	その他	理由をご記入ください。 ( )	
年1月1日の居住自治体(いずれかに○をしてください。)	北区 ・ 北区外(↓下記をご覧ください)		北区 ・ 北区外(↓下記をご覧ください)		
	※「北区外」の場合(転入者、単身赴任等) 年1月1日に居住していた区市町村発行の「 年度課税(非課税)証明書」( 年の収入。税額控除の記載があるもの。コピー可)をご提出ください。特別区民税・都民税特別徴収税額の決定・通知書及び納税通知書は不可とします。国外に住んでいた方は「年間収入申告書」( 年中の収入を 年1月1日時点の日本円レートで円に換算したもの)をご提出ください。				

※家庭状況届と同時に提出する書類は、ホチキスでこの用紙に留めてください。

(裏面あり)

(裏)

●同一住所に住んでいる家族の氏名等を記入してください。

父、母、在園児以外の同一住所の家族				
氏名	生年月日	年齢	在園児との 続柄	学校名・幼稚園名・職業等
	年 月 日	歳		
	年 月 日	歳		
	年 月 日	歳		
	年 月 日	歳		
	年 月 日	歳		
	年 月 日	歳		

●保育料算定のため、生計を一にしている別居の子どもがいる場合は、氏名等を記入し、子どもの健康保険証の写し等をご提出ください。

氏名	生年月日	年齢	在園児との 続柄	学校名・幼稚園名・職業等
	年 月 日	歳		
	年 月 日	歳		
	年 月 日	歳		
	年 月 日	歳		
	年 月 日	歳		
	年 月 日	歳		

※家庭状況届と同時に提出する書類は、ホチキスでこの用紙に留めてください。

## 子どものための教育・保育給付認定職権変更通知書

様

東京都北区長



子どものための教育・保育給付認定について、子ども・子育て支援法第23条第4項の規定により職権で教育・保育給付認定の変更を行いますので、下記のとおり通知します。

### 記

支給認定証番号		
保 護 者	氏名	
	生年月日	
	住所	〒 住所 方書
子 ど も	氏名	
	生年月日	
教育・保育給付認定区分		
保育の必要性の事由		
保育必要量		
有効期間	年 月 日 から 年 月 日 まで	

- (教示) 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に東京都北区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都北区を被告として(訴訟において東京都北区を代表する者は、東京都北区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

## 子どものための教育・保育給付認定取消通知書

様

東京都北区長



子ども・子育て支援法第 24 条第 1 項の規定に基づき、教育・保育給付認定を取り消しましたので通知します。

記

支給認定証番号		
保 護 者	氏 名	
	生 年 月 日	
	住 所	〒 住所 方書
子 ど も	氏 名	
	生 年 月 日	
教育・保育給付 認定区分		
保育の必要性 の事由		
保育必要量		
有効期間	年 月 日 から 年 月 日 まで	

- (教示) 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に東京都北区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都北区を被告として(訴訟において東京都北区を代表する者は、東京都北区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

子どものための教育・保育給付認定申請内容変更届

年 月 日

東京都北区長 殿

届出者  
住所  
氏名

子どものための教育・保育給付認定に係る申請内容について変更があったため、子ども・子育て支援法施行規則第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり届け出いたします。

記

【内容変更する事項】

届出事項		変更前	変更後
保護者	氏 名		
	住 所	(〒 ー )	(〒 ー )
	生 年 月 日	年 月 日	年 月 日
	マイナンバー		
	連 絡 先		
子ども	氏 名		
	生 年 月 日	年 月 日	年 月 日
	マイナンバー		
	保護者との続柄		
その他			



年 月 日

## 子どものための教育・保育給付支給認定証再交付申請書

東京都北区長 殿

子ども・子育て支援法施行規則第 16 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、次のとおり、支給認定証の再交付を申請いたします。

### 【申請者（教育・保育給付認定保護者）】

フリガナ		
氏名		
住所		〒（      —    ）
生年月日		年    月    日
マイナンバー		
連絡先	自宅	—          —
	携帯電話	—          —

### 【申請に係る子ども】

フリガナ		
氏名		
生年月日		年    月    日
マイナンバー		
保護者との続柄		

### 【再交付申請の理由】

--

年 月 日

東京都北区長 殿

子どものための教育・保育給付支給認定証返還届

子ども・子育て支援法施行規則第 16 条第 4 項の規定に基づき、支給認定証を返還いたします。

【返還する支給認定証】

支給認定証番号		
保護者	フリガナ	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日
	住 所	〒 (      —      )
子ども	フリガナ	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日
教育・保育給付 認 定 区 分		
保育の必要性の事由		
保 育 必 要 量		
有 効 期 間		年 月 日 から 年 月 日まで

## 子どものための教育・保育給付費等請求書

年 月分の子どものための教育・保育給付費を以下のとおり請求します。

年 月 日

東京都北区長 殿

設置者住所 \_\_\_\_\_  
 設置者名 \_\_\_\_\_  
 事業所住所 \_\_\_\_\_  
 事業所名 \_\_\_\_\_  
 請求者名 \_\_\_\_\_

1 請求金額 \_\_\_\_\_

2 振込先口座

フリガナ			
口座名義人			
振込先 金融機関 (コード番号)	銀行 金庫 組合		支店
	金融機関 コード番号	.....	支店 コード番号
預金種目	1 普通 2 当座	口座番号	.....

3 添付書類

- (1) 子どものための教育・保育給付費等請求明細書 (施設)
- (2) 在籍園児一覧
- (3) その他必要な書類

公定価格加算・調整項目届出書

年 月 日

東京都北区長 殿

施設・事業所番号  
所在地  
施設名  
代表者職氏名

年度  
月

公定価格の加算・調整項目の実施状況について以下のとおり届け出ます。

1 【加算要件】 当該施設において、次の事業を実施し、要件に該当します（該当項目にチェック）。

- ①  幼稚園型一時預かり事業を実施している（私学助成の預かり保育推進事業等を含む。）。
- ②  一般型一時預かり事業を実施している（私学助成の子育て支援活動の推進等により行う未就園児の保育等を含む。）。
- ③  満3歳児に対する教育・保育を提供している。
- ④  障害児に対する教育・保育を提供している。
- ⑤  継続的な小学校との連携・接続に係る取組を実施している。
- ⑥  延長保育事業を実施している（子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの）。
- ⑦  病児保育事業を実施している（子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの）。
- ⑧  月の初日に0歳児が3人以上利用している（初めて該当になった月から年度を通して当該要件に満たすものとする。）。

加算・調整項目等		実施状況等	挙証資料提出状況	前月からの 変更有無※
1	副園長・教頭配置加算 ※1号認定部分のみ加算項目 副園長・教頭を配置し、別に定める要件に該当する場合、「有」となります。 副園長・教頭配置日 年 月 日 <挙証資料>副園長・教頭の履歴書、職員体制図	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> （過年度）提出済 <input type="checkbox"/> 今回提出 提出日 月 日	
2	学級編成調整加配加算 ※1号認定部分のみ加算項目 ※1号認定子ども及び2号認定子どもに係る利用定員が36人以上300人以下の施設の場合、「有」となります。 <挙証資料>職員体制図	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> （過年度）提出済 <input type="checkbox"/> 今回提出 提出日 月 日	
3	3歳児配置改善加算 3歳児及び満3歳児の職員配置基準を、3歳児及び満3歳児15人につき1人により実施している場合、「有」となります。 <挙証資料>資格証（写）、職員体制図	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> （過年度）提出済 <input type="checkbox"/> 今回提出 提出日 月 日	
4	満3歳児対応教諭配置加算 ※1号認定部分のみ加算項目 満3歳児の職員配置基準を、満3歳児6人につき1人により実施している場合、「有」となります。 <挙証資料>資格証（写）、職員体制図	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> （過年度）提出済 <input type="checkbox"/> 今回提出 提出日 月 日	
5	（非常勤）講師配置加算※1号認定部分のみ加算項目 「必要教員数」を超えて非常勤講師（幼稚園教諭免許状要）を配置する1号認定子どもに係る利用定員が35人以下又は121人以上の施設の場合、「有」となります。 <挙証資料>資格証（写）、職員体制図	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> （過年度）提出済 <input type="checkbox"/> 今回提出 提出日 月 日	
6	チーム保育加配加算※1号認定部分のみ加算項目 「必要教員数」を超えて教諭を配置し、少人数の学級編成を行っているなどの場合、「有」となります。 <挙証資料>資格証（写）、職員体制図	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無人	<input type="checkbox"/> （過年度）提出済 <input type="checkbox"/> 今回提出 提出日 月 日	
7	通園送迎加算 ※1号認定部分のみ加算項目 通園送迎を行う場合、「有」となります。 <挙証資料>通園送迎の実施状況等が分かる資料等	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> （過年度）提出済 <input type="checkbox"/> 今回提出 提出日 月 日	
8	給食実施加算 ※1号認定部分のみ加算項目 給食を実施している場合、「有」となります。 週当たりの給食実施日数 日 区分A：施設内の調理設備を使用してきめ細やかに調理を行っている場合 区分B：施設外で調理して施設に搬入する方法により給食を実施している場合 <挙証資料>給食の実施状況等が分かる資料等	<input type="checkbox"/> 有 日 区分A <input type="checkbox"/> 区分B <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> （過年度）提出済 <input type="checkbox"/> 今回提出 提出日 月 日	

加算・調整項目等		実施状況等	挙証資料提出状況	前月からの 変更有無※
9	<b>主幹教諭等専任加算</b> ※幼稚園のみ加算項目 <b>【加算要件】</b> ①～⑤のうち2つ以上の事業を実施し、主幹教諭等を計画の立案や地域の子育て支援活動等の業務に専任させるため、「必要教員数」を超えて代替教員を配置する場合、「有」となります。 <b>&lt;挙証資料&gt;</b> 職員体制図、専任させたことが分かる資料等	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> (過年度) 提出済 <input type="checkbox"/> 今回提出 提出日 月 日	
10	<b>子育て支援活動費加算</b> 主幹教諭等専任加算の対象施設において、保護者や地域住民からの育児相談、地域の子育て支援活動等に取り組んでいる場合、「有」となります。 <b>&lt;挙証資料&gt;</b> 子育て支援活動の実施状況等が分かる資料等	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> (過年度) 提出済 <input type="checkbox"/> 今回提出 提出日 月 日	
11	<b>主幹教諭等の専任化による子育て支援の取組を実施していない場合</b> ※1号認定部分のみ調整項目 代替保育教諭等を2人配置せず、 <b>【加算要件】</b> ①～⑤のうち実施していない項目が4つ以上ある場合は、「有」となりますが、主幹保育教諭等2人を計画の立案や地域の子育て支援活動等の業務に専任させるための代替保育教諭等を2人配置し、子育て支援活動の実施が「有」の場合は「無」とします。 <b>&lt;挙証資料&gt;</b> 職員体制図、子育て支援活動の実施状況等が分かる資料等	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ※「有」の場合、調整 子育て支援活動の実施 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> (過年度) 提出済 <input type="checkbox"/> 今回提出 提出日 月 日	
12	<b>主幹教諭等の専任化による子育て支援の取組を実施していない場合</b> ※2・3号認定部分のみ調整項目 代替保育教諭等を2人配置せず、 <b>【加算要件】</b> ②・④・⑥～⑧のうち実施していない項目が4つ以上ある場合は、「有」となりますが、主幹保育教諭等2人を専任化させるための代替保育教諭等を2人配置し、子育て支援活動の実施が「有」の場合は「無」とします。 <b>&lt;挙証資料&gt;</b> 職員体制図、子育て支援活動の実施状況等が分かる資料等	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ※「有」の場合、調整 子育て支援活動の実施 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> (過年度) 提出済 <input type="checkbox"/> 今回提出 提出日 月 日	
13	<b>療育支援加算</b> 障害児を受け入れ、かつ、主幹保育教諭等を補助する者を配置し、地域住民等の子どもの療育支援に取り組む場合、「有」となります。 ※主幹教諭等の専任化により子育て支援の取組を実施していない場合の調整が適用されている施設については対象外 区分A：特別児童扶養手当支給対象児童受入施設 区分B：それ以外の障害児受入施設 <b>&lt;挙証資料&gt;</b> 対象の児童が分かる資料等	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ※有の場合 区分A <input type="checkbox"/> 区分B <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> (過年度) 提出済 <input type="checkbox"/> 今回提出 提出日 月 日	
14	<b>事務職員配置加算</b> 基本分単価において求められる事務職員及び非常勤事務職員を超えて、非常勤事務職員を配置する利用定員が91人以上の施設の場合、「有」となります。 <b>&lt;挙証資料&gt;</b> 職員体制図	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> (過年度) 提出済 <input type="checkbox"/> 今回提出 提出日 月 日	
15	<b>指導充実加配加算</b> 利用定員が271人以上の施設において、基本分単価において求められる必要保育教諭等の数を超えて、非常勤講師を配置する場合、「有」となります。 <b>&lt;挙証資料&gt;</b> 加算適用年月、非常勤講師の配置がわかる資料	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> (過年度) 提出済 <input type="checkbox"/> 今回提出 提出日 月 日	
16	<b>事務負担対応加配加算</b> 利用定員が271人以上の施設において、基本分単価並びに事務職員配置加算において求められる職員を超えて、非常勤事務職員を配置する場合、「有」となります。 <b>&lt;挙証資料&gt;</b> 加算適用年月、事務職員の配置がわかる資料	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> (過年度) 提出済 <input type="checkbox"/> 今回提出 提出日 月 日	

※前月分の届出から変更があれば○を記入

加算・調整項目等		実施状況等	挙証資料提出状況	前月からの 変更有無※
17	<b>休日保育加算</b> ※2・3号認定部分のみ加算項目 休日等を含めて年間を通じて開所する施設を区が指定し、実施する場合、「有」となります。 <b>&lt;挙証資料&gt;</b> 休日における保育教諭等の配置状況が記載された職員体制図	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> (過年度) 提出済 <input type="checkbox"/> 今回提出 提出日 月 日	
18	<b>夜間保育加算</b> ※2・3号認定部分のみ加算項目 夜間保育所の設置認可を受け、夜間保育を実施している場合、「有」となります。 <b>&lt;挙証資料&gt;</b> 夜間における保育教諭等の配置状況が記載された職員体制図	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> (過年度) 提出済 <input type="checkbox"/> 今回提出 提出日 月 日	
19	<b>減価償却費加算</b> ※2・3号認定部分のみ加算項目 施設整備費補助金を受けずに整備した施設(事業所)の場合で、下記加算要件をすべて満たす場合、「有」となります。 <b>【加算要件(すべて満たすこと)】</b> ・認定こども園の用に供する建物が自己所有である。 ・建築資金又は購入資金が発生している。 ・整備に当たって国庫補助金の交付を受けていない。 ・賃借料加算の対象となっていない。 <b>&lt;挙証資料&gt;</b> 建物を整備又は取得する際の契約書類(写)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> (過年度) 提出済 <input type="checkbox"/> 今回提出 提出日 月 日	
20	<b>賃借料加算</b> ※2・3号認定部分のみ加算項目 建物(土地は対象外)を賃貸方式で実施している施設(事業所)の場合で、下記加算要件をすべて満たす場合、「有」となります。 <b>【加算要件(すべて満たすこと)】</b> ・認定こども園の用に供する賃貸物件である。 ・賃借料が発生している。 ・国庫補助に係る残額が生じていない。 ・減価償却費加算の対象となっていない。 <b>【契約金額(月額:税込)】</b> _____ 円 <b>&lt;挙証資料&gt;</b> 賃貸契約書(写) ※賃貸契約に変更があった場合は、変更後の賃貸契約書(写)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> (過年度) 提出済 <input type="checkbox"/> 今回提出 提出日 月 日	
21	<b>職員配置基準</b> ①年齢別保育教諭等の配置が、公定価格(基本分)における配置基準を下回る場合、「有」となります。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ※「有」の場合、調整	下回る人数 人	
	②配置基準上、求められる職員資格を有しない場合 公定価格(基本分)における配置基準上の職員について、幼稚園教諭免許又は保育士資格にいずれも有しない場合、「有」となります。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ※「有」の場合、調整	下回る人数 人	
22	定員を恒常的に超過する場合、連続する過去2年度間に常に利用定員を超過している。かつ、各年度の年間平均所在率が120%以上の状態の場合、「有」となります。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ※「有」の場合、調整	前年度平均人数 人	
23	<b>土曜日に閉所する場合</b> ※2・3号認定部分のみ調整項目 土曜日に閉所する場合、「有」となります。 当該月の土曜日のうち閉所する日数 _____ 日	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ※「有」の場合、調整	/	

※前月分の届出から変更があれば○を記入

加算項目等（3月分の請求時のみ加算）		実施状況等	挙証資料提出状況	前月からの 変更有無※
24	<b>外部監査費加算</b> 幼稚園及び認定こども園を設置する学校法人等が、当年度の幼稚園・認定こども園の運営に係る会計について、公認会計士又は監査法人による監査を受ける場合は「有」となります。 監査終了日（有の場合） 年 月 日 監査実施機関（有の場合） ( ) <b>&lt;挙証資料&gt;外部監査の実施状況等が分かる資料等</b>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> （過年度）提出済 <input type="checkbox"/> 今回提出 提出日 月 日	
25	<b>施設関係者評価加算</b> 保護者その他の施設関係者（施設職員を除く。）による評価を実施し、その結果をホームページ・広報誌への掲載、保護者への説明等により広く公表する場合、「有」となります。 実施終了日（有の場合） 年 月 日 公表予定日（有の場合） 年 月 日 ※申請書を12月末までに提出し、確認された場合に3月分に請求 <b>&lt;挙証資料&gt;評価の実施が分かる資料等</b>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> （過年度）提出済 <input type="checkbox"/> 今回提出 提出日 月 日	
26	<b>高齢者等活躍促進加算</b> ※2・3号認定部分のみ加算項目 1日6時間未満又は月20日未満勤務の高齢者等を職員配置基準以外に非常勤職員として雇用し、施設の業務の中で比較的高齢者等に適した業務（利用子ども等との話相手、相談相手、給食の後片付け等）を行わせ、かつ当該年度中における高齢者等の総雇用人員の累積年間総雇用時間が、400時間以上見込まれている場合、「有」となります。 また、【加算要件】②・④・⑥～⑧の事業のうち、いずれかを実施していることが条件となります。 ※12月末までに申請書を提出し、承認通知された場合に該当年間総雇用時間の該当時間にチェック <b>&lt;挙証資料&gt;入所児童処遇特別加算（申請・報告）書、職員名簿、雇用時間内訳書</b>	<input type="checkbox"/> 400時間 <input type="checkbox"/> 800時間 <input type="checkbox"/> 1,200時間 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 申請書提出日 提出日 月 日  <input type="checkbox"/> 報告書、他挙証資料提出（3月） 提出日 月 日	
27	<b>施設機能強化推進費加算</b> <b>【加算要件】</b> を2つ以上満たし、施設等の総合的な防災対策（地域住民への防災支援協力体制の整備・合同避難訓練を実施、及び職員への防災教育、訓練の実施及び避難具の整備）を図る取組を行い、取組に必要な経費の総額が、概ね15万以上見込まれる場合、「有」となります。 ※申請書を12月末までに提出し確認された場合に3月分に請求 <b>&lt;挙証資料&gt;地域住民への防災支援協力体制・合同避難訓練実施について分かる資料、施設機能強化推進費加算（申請・報告）書、取組に要した経費がわかる領収書（写）等</b>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 申請書提出日 提出日 月 日  <input type="checkbox"/> 報告書、他挙証資料提出（3月） 提出日 月 日	
28	<b>小学校接続加算</b> 以下の要件に該当する小学校との連携・接続に係る取組を行う場合、「有」となります。 ・連携・接続に関する業務分掌を明確にすること。 ・授業・行事、研修会・研修等の小学校との子ども及び教職員の交流活動を実施していること。 ・小学校との接続を見通した教育課程を編成していること。 <b>&lt;挙証資料&gt;小学校との連携・接続に係る取組等の実施状況等が分かる資料等</b>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> （過年度）提出済 <input type="checkbox"/> 今回提出 提出日 月 日	
29	<b>栄養管理加算</b> ※2・3号認定部分のみ加算項目 栄養士による献立やアレルギー、アトピー等への助言、年間(月1回以上、あるいは年間12回実施)を通じた継続的な食育活動等を実施している場合、「有」となります。 ※申請書を12月末までに提出し確認された場合に3月分に請求 <b>&lt;挙証資料&gt;嘱託契約又は配置が確認できる書類等</b>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 申請書提出日 提出日 月 日  <input type="checkbox"/> 報告書、他挙証資料提出（3月） 提出日 月 日	
30	<b>第三者評価受審加算</b> 北区が認める第三者機関による評価を受審し、その結果をホームページ等により広く公表する場合、「有」となります。 実施終了日（有の場合） 年 月 日 ※申請書を2月末までに提出し公表まで確認された場合に3月分に請求 <b>&lt;挙証資料&gt;受審結果が分かる資料等</b>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> （過年度）提出済 <input type="checkbox"/> 今回提出 提出日 月 日	

※前月分の届出から変更があれば○を記入









第 号  
年 月 日

## 子育てのための施設等利用給付認定通知書

様

東京都北区長



年 月 日付けで申請のありました子育てのための施設等利用給付認定申請について、次のとおり決定しましたので通知します。

記

認 定 番 号		
保 護 者	氏 名	
	生 年 月 日	
	住 所	〒 住所 方書
子 ど も	氏 名	
	生 年 月 日	
認 定 区 分		
保 育 の 必 要 性 の 事 由		
決 定 年 月 日		
有 効 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで	

保育の必要性の事由が妊娠・出産、就学、求職活動等の認定で、年度途中で認定期間が満了となった場合、満了日の翌日以降は施設等利用費の支給の対象とはなりません。引き続き施設等利用費の支給を希望する場合は、認定期間の更新や保育の必要性の事由の変更手続きが必要となりますので、改めて子育てのための施設等利用給付認定を申請してください。

(教示)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に東京都北区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります)。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都北区を被告として(訴訟において東京都北区を代表する者は、東京都北区長となります)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 号  
年 月 日

## 子育てのための施設等利用給付認定却下通知書

様

東京都北区長



年 月 日付けで申請のありました子育てのための施設等利用給付認定について、次のとおり却下しましたので通知します。

### 記

保 護 者	氏 名	
	生 年 月 日	
	住 所	〒 住所 方書
子 ど も	氏 名	
	生 年 月 日	
却 下 年 月 日		
却 下 理 由		

- (教示) 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に東京都北区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります)。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都北区を被告として(訴訟において東京都北区を代表する者は、東京都北区長となります)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 号  
年 月 日

## 子育てのための施設等利用給付認定遅延通知書

様

東京都北区長



年 月 日付けで申請のありました子育てのための施設等利用給付認定申請について、  
現在審査中ですので 年 月 日までお待ちください。

### 記

保 護 者	氏 名	
	生 年 月 日	
	住 所	〒 住所 方書
子 ど も	氏 名	
	生 年 月 日	
遅 延 理 由		

ホチキス留め位置

子育てのための施設等利用給付認定 家庭状況届 ( 年度用)

在園児童	児童氏名	生年月日	在園中の施設の名称	北区使用欄
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		

現住所	北区	記入年月日
	建物名・部屋番号 _____	

父 母 の 状 況	父の状況		母の状況		
	氏名				
	生年月日	年 月 日	年 月 日		
	携帯電話番号				
	保育を必要とする理由 (該当するものに○をしてください。)	該当理由すべてに○をしてください。  就労 (会社勤務・在宅勤務) ※育児休業中を含む。	添付する書類 ※3月1日以降に下記書類を提出した方は添付書類は不要です。  就労証明書 ※育児休業中に申請し、本年4月1日に入所された方に限り、育児休業期間終了証明書の提出も可とします。	該当理由すべてに○をしてください。  就労 (会社勤務・在宅勤務) ※育児休業中を含む。	添付する書類 ※3月1日以降に下記書類を提出した方は添付書類は不要です。  就労証明書 ※育児休業中に申請し、本年4月1日に入所された方に限り、育児休業期間終了証明書の提出も可とします。
		就労 (自営主) ※会社の代表者も含む	次のいずれかの書類をご提出ください。 ① 年分青色申告決算書 ② 年分確定申告収支内訳書 ③ 最新の法人税申告書 ④ 履歴事項全部証明書 ※コピー可 ※確定申告書A・B様式は不可。	就労 (自営主) ※会社の代表者も含む	次のいずれかの書類をご提出ください。 ① 年分青色申告決算書 ② 年分確定申告収支内訳書 ③ 最新の法人税申告書 ④ 履歴事項全部証明書 ※コピー可 ※確定申告書A・B様式は不可。
		疾病・障害	次のいずれかの書類をご提出ください。 ① 保育の必要性が明記された診断書 ② 障害者手帳のコピー	疾病・障害	次のいずれかの書類をご提出ください。 ① 保育の必要性が明記された診断書 ② 障害者手帳のコピー
		看護・介護	次の全ての書類をご提出ください。 ① 看護・介護状況申告書 ② 看護・介護状況が明記された診断書等	看護・介護	次の全ての書類をご提出ください。 ① 看護・介護状況申告書 ② 看護・介護状況が明記された診断書等
		就学	次の全ての書類をご提出ください。 ① 在学(在籍)証明書 ② カリキュラム等の毎日の就学時間を証明する書類	就学	次の全ての書類をご提出ください。 ① 在学(在籍)証明書 ② カリキュラム等の毎日の就学時間を証明する書類
				妊娠・出産	母子手帳の表紙及び出産予定日のページのコピー
求職活動		※添付する書類はありません。 ただし、別途ご案内しております認定期間満了日以降の再度の認定申請に関する申請書類は所定期日までに必ずご提出ください。	求職活動	※添付する書類はありません。 ただし、別途ご案内しております認定期間満了日以降の再度の認定申請に関する申請書類は所定期日までに必ずご提出ください。	
その他		理由をご記入ください。 ( )	その他	理由をご記入ください。 ( )	

※家庭状況届と同時に提出する書類は、ホチキスでこの用紙に留めてください。

## 子育てのための施設等利用給付認定職権変更通知書

様

東京都北区長



子育てのための施設等利用給付認定について、子ども・子育て支援法第 30 条の 8 第 4 項の規定により、職権で施設等利用給付認定の変更を行いますので、下記のとおり通知します。

記

認 定 番 号		
保 護 者	氏 名	
	生 年 月 日	
	住 所	〒 住所 方書
子 ど も	氏 名	
	生 年 月 日	
認 定 区 分		
保 育 の 必 要 性 の 事 由		
有 効 期 間	年 月 日 から	年 月 日 まで

- (教示) 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に東京都北区長に対して審査請求をすることができます (なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、東京都北区を被告として (訴訟において東京都北区を代表する者は、東京都北区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます (なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記 1 の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

## 子育てのための施設等利用給付認定取消通知書

様

東京都北区長



子ども・子育て支援法施行規則第 28 条の 11 の規定に基づき、子育てのための施設等利用給付認定を取り消しましたので通知します。

### 記

認 定 番 号		
保 護 者	氏 名	
	生 年 月 日	
	住 所	〒 住所 方書
子 ども	氏 名	
	生 年 月 日	
取 消 年 月 日		
取 消 理 由		

- (教示) 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に東京都北区長に対して審査請求をすることができます (なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります)。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、東京都北区を被告として (訴訟において東京都北区を代表する者は、東京都北区長となります)、処分の取消しの訴えを提起することができます (なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります)。ただし、上記 1 の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

年 月 日

子育てのための施設等利用給付認定申請内容変更届

東京都北区長 殿

保護者住所  
氏 名  
生 年 月 日  
個 人 番 号  
連 絡 先

子ども・子育て支援法施行規則第28条の12第1項の規定により、子育てのための施設等利用給付認定を受けた内容を変更する必要が生じたので、届け出ます。

現 在 の 認 定 状 況	認 定 番 号		
	認定子どもの氏名	(フリガナ)	
	認定子どもの生年月日	年 月 日	
	認定子どもの個人番号		
	利用施設・事業所名		
	認 定 区 分	子ども・子育て支援法第30条の4 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号	
	保育の必要性の事由	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（事由： ）	
変 更 内 容		変 更 前	変 更 後
	保 護 者 の 氏 名		
	保 護 者 の 生 年 月 日	年 月 日	年 月 日
	住 所		
	保 護 者 の 個 人 番 号		
	連 絡 先		
	認 定 子 ど も の 氏 名		
	保 護 者 と の 続 柄		
	保育の必要性の事由 （有の場合のみ）		
	変更事由が発生した日	年 月 日	
変 更 す る 理 由			
そ の 他			



年 月 日

## 企業主導型保育事業利用報告書

東京都北区長 殿

私は、子ども・子育て支援法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設（企業主導型保育事業）の利用を開始したので、居住地である東京都北区に報告します。

※保護者の方へ…本報告書は、利用開始日の属する月内に提出してください。

保護者	フリガナ		居住地	〒	連絡先	
	氏名		生年月日	年 月 日	自宅 携帯 勤務 先	
子ども	フリガナ		居住地 <small>保護者と異なる 場合のみ記載</small>	〒	上記 保護者 との続柄	
	氏名		生年月日	年 月 日		

利用を開始する子ども・子育て支援法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設（企業主導型保育事業）

フリガナ		所在地	〒	—	TEL	( )
施設名		利用開始日	年 月 日			

年 月 日

## 企業主導型保育事業利用終了報告書

東京都北区長 殿

私は、子ども・子育て支援法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設（企業主導型保育事業）の利用を終了するので、居住地である東京都北区に報告します。

※保護者の方へ…本報告書は、利用終了後1か月以内に提出してください。

保護者	フリガナ		居住地	〒	連絡先	
	氏名			年 月 日		
子ども	フリガナ		居住地 <small>保護者と異なる 場合のみ記載</small>	〒	上記 保護者 との続柄	
	氏名			年 月 日		

利用を終了する子ども・子育て支援法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設（企業主導型保育事業）

フリガナ		所在地	〒	—	TEL	( )
施設名			利用終了日	年	月	日



第26号様式（別紙1）（第27条関係）（第1面）

別紙1 認定こども園(幼保連携型)の確認に係る記載事項

フリガナ 施設名称	-----				
施設の 所在地・連絡先	(郵便番号 - ) 都道 郡市 府県 区 (ビルの名称等)				
	電話番号		FAX番号		
園長の 氏名・生年月日	フリガナ 氏 名	-----	生年月日	年 月 日 (満 歳)	
園長就任年月日	年 月 日				
園長の教員免許・ 保育士資格の有無	有 (免許・資格の種類: ) ・ 無				
園長の住所	(郵便番号 - ) 都道 郡市 府県 区 (ビルの名称等)				
認可年月日	年 月 日				
開所曜日	1号	日	・	月	・
	2号・3号	日	・	月	・
開所時間	1号	平日	時	分	～
		土曜日	時	分	～
		日曜日	時	分	～
	2号 ・ 3号	平日	時	分	～
		土曜日	時	分	～
		日曜日	時	分	～
休園日					
利用定員	1号認定	4歳以上児	5歳児	4歳児	3歳児
		人	人	人	人
	2号認定	4歳以上児	5歳児	4歳児	3歳児
		( 人 ) ( 人 )	( 人 ) ( 人 )	( 人 ) ( 人 )	( 人 ) ( 人 )
	3号認定	1・2歳児	2歳児	1歳児	0歳児
		( 人 ) ( 人 )	( 人 ) ( 人 )	( 人 ) ( 人 )	( 人 ) ( 人 )
認可定員	1号認定	2号認定	3号認定		
	人	人	人		
学級編制	学級 (1学級当たり 人)				

※ ( ) 内に保育短時間  
認定に係る利用定員数を  
記入してください。

第26号様式（別紙1）（第27条関係）（第2面）

給食の実施状況	1号認定	実施有無	有 ・ 無									
		提供日	日・月・火・水・木・金・土 その他（ ）									
	2号認定	提供方法	自園調理 ・ 外部搬入 ・ 弁当持参									
		提供方法	自園調理 ・ 外部搬入									
その他の事業の実施状況	特別支援教育・障害児保育		延長保育					一時預かり				
	有 ・ 無		有 ・ 無 開所時間開始前 時 分から 開所時間終了後 時 分まで					有 ・ 無 ( 時 分～ 時 分)				
	病児・病後児保育		そ の 他									
	有 ・ 無 (類型： )		( )									
利用料	実費徴収の有(内容・金額)・無		有 ( ) ・ 無									
	上乗せ徴収の有(内容・理由・金額)・無		有 ( ) ・ 無									
職員 の 状 況	職 種		副園長		教頭		主幹保育教諭		指導保育教諭		保育教諭	
			専	従	専	従	専	従	専	従	専	従
	配 置 職員数	常 勤	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
		非常勤	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	常勤換算後の人数		人		人		人		人		人	
	基準上の必要人数		人		人		人		人		人	
	平均経験年数		年		年		年		年		年	
	職 種		助保育教諭		主幹養護教諭		養護教諭		養護助教諭		主幹栄養教諭	
			専	従	専	従	専	従	専	従	専	従
	配 置 職員数	常 勤	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
		非常勤	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	常勤換算後の人数		人		人		人		人		人	
	基準上の必要人数		人		人		人		人		人	
	平均経験年数		年		年		年		年		年	
	職 種		栄養教諭		学校医		学校歯科医		学校薬剤師		事務職員	
			専	従	専	従	専	従	専	従	専	従
	配 置 職員数	常 勤	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
		非常勤	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	常勤換算後の人数		人		人		人		人		人	
	基準上の必要人数		人		人		人		人		人	
平均経験年数		年		年		年		年		年		

第26号様式（別紙1）（第27条関係）（第3面）

職 種	調理員		教育補助職員 ・保育補助者		その他の職員		直接雇用・派遣の別			
	専	従兼務	専	従兼務	専	従兼務	直接雇用（有期）	人		
職員 の 状 況	配 置 職員数	常 勤	人	人	人	人	人	人	うち保育教諭	人
		非常勤	人	人	人	人	人	人	人	直接雇用（無期）
	常勤換算後の人数		人		人		人		うち保育教諭	人
	基準上の必要人数		人		人		人		派遣労働者	人
	平均経験年数		年		年		年		うち保育教諭	人
施設 設 備	設 備	敷地全体	園舎	乳児室	ほふく室	保育室	遊戯室			
	居室数／面積	㎡	㎡	室／㎡	室／㎡	室／㎡	室／㎡	室／㎡		
	1人当たりの面積			㎡/人	㎡/人	㎡/人	㎡/人	㎡/人		
	設 備	園 庭（運 動 場 ・ 屋 外 遊 戯 場）								
	設置場所	<input type="checkbox"/> 敷地内 <input type="checkbox"/> 隣接地 <input type="checkbox"/> 代替地（ <input type="checkbox"/> 公園 <input type="checkbox"/> 広場 <input type="checkbox"/> 寺社境内 <input type="checkbox"/> その他）								
	面 積	全体の面積		㎡	満2歳以上児1人当たり面積		㎡/人			
	設 備	調 理 室 ・ 調 理 設 備								
設置状況	<input type="checkbox"/> 調理室 <input type="checkbox"/> 調理設備									
添付書類	1 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書（申請者が法人の場合） 2 認可証等の写し 3 建物の構造概要及び図面（各室の用途を明示する。）並びに設備の概要に関する書面 4 運営規程 5 苦情を処理するために講ずる措置の概要に関する書類 6 従業者の勤務の体制及び勤務形態に関する書類 7 収支予算書等資産の状況がわかる書類 8 定員以上の応募がある場合の選考基準に関する書類 9 給付費の請求に関する書類 10 子ども・子育て支援法第40条第2項に該当していないことを誓約する書面（誓約書） 11 役員の氏名、生年月日及び住所がわかる書類 12 その他確認に関し必要と認める書類									

第26号様式（別紙2）（第27条関係）（第1面）

別紙2 認定こども園（幼稚園型）の確認に係る記載事項

認定こども園	フリガナ 施設名称	-----			
	園長の 氏名・生年月日	フリガナ 氏 名	-----	生年月日	年 月 日 (満 歳)
	園長就任年月日	年 月 日			
	園長の教員免許・ 保育士資格の有無	有 (免許・資格の種類： ) ・ 無			
	園長の住所	(郵便番号 - ) 都道 郡市 府県 区 ----- (ビルの名称等)			
幼稚園	フリガナ 施設名称	-----			
	施設の 所在地・連絡先	(郵便番号 - ) 都道 郡市 府県 区 ----- (ビルの名称等)			
		電話番号		FAX番号	
	園長の 氏名・生年月日	フリガナ 氏 名	-----	生年月日	年 月 日 (満 歳)
	園長就任年月日	年 月 日			
	園長の教員免許 の有無	有 (免許の種類： ) ・ 無			
保育所機能部分	フリガナ 施設名称	-----			
	施設の 所在地・連絡先	(郵便番号 - ) 都道 郡市 府県 区 ----- (ビルの名称等)			
		電話番号		FAX番号	
	施設長の 氏名・生年月日	フリガナ 氏 名	-----	生年月日	年 月 日 (満 歳)
	施設長就任年月日	年 月 日			
	施設長の 保育士資格の有無	有 (資格の種類： ) ・ 無			
	施設長の住所	(郵便番号 - ) 都道 郡市 府県 区 ----- (ビルの名称等)			
	認定年月日	年 月 日			

第26号様式（別紙2）（第27条関係）（第2面）

開所曜日	1号		日・月・火・水・木・金・土				
	2号・3号		日・月・火・水・木・金・土				
開所時間	1号	平日	時	分	～	時	分
		土曜日	時	分	～	時	分
		日曜日	時	分	～	時	分
	2号 ・ 3号	平日	時	分	～	時	分
		土曜日	時	分	～	時	分
		日曜日	時	分	～	時	分
休園日							
利用定員  ※（ ）内に保育短時間認定に係る利用定員数を記入してください。	1号認定	4歳以上児	5歳児	4歳児	3歳児		
		人	人	人	人	人	
	2号認定	4歳以上児	5歳児	4歳児	3歳児		
		人 ( )	人 ( )	人 ( )	人 ( )	人 ( )	
	3号認定	1・2歳児	2歳児	1歳児	0歳児		
		人 ( )	人 ( )	人 ( )	人 ( )	人 ( )	
認可定員	1号認定		2号認定		3号認定		
	人		人		人		
学級編制	学級（1学級当たり 人）						
給食の 実施状況	1号 認定	実施有無	有・無				
		提供日	日・月・火・水・木・金・土 その他（ ）				
		提供方法	自園調理 ・ 外部搬入 ・ 弁当持参				
	2号認定	提供方法	自園調理 ・ 外部搬入				
その他の事業 の実施状況	特別支援教育	延長保育			一時預かり		
	有・無	有・無 開所時間開始前 時 分から 開所時間終了後 時 分まで			有・無 ( 時 分～ 時 分)		
	その他						
	( )						
利用料	実費徴収の 有(内容)・無		有( ) ・ 無				
	上乗せ徴収の 有(内容・理由・金額)・無		有( ) ・ 無				



第26号様式（別紙2）（第27条関係）（第3面）

職 種	副園長		教頭		主幹教諭		指導教諭		教諭			
	専	従	兼	務	専	従	兼	務	専	従	兼	務
配 置 職員数	常 勤	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	非常勤	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
常勤換算後の人数		人		人		人		人		人		人
基準上の必要人数		人		人		人		人		人		人
平均経験年数		年		年		年		年		年		年
職 種	助教諭		講師		養護教諭		養護助教諭		栄養教諭			
	専	従	兼	務	専	従	兼	務	専	従	兼	務
配 置 職員数	常 勤	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	非常勤	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
常勤換算後の人数		人		人		人		人		人		人
基準上の必要人数		人		人		人		人		人		人
平均経験年数		年		年		年		年		年		年
職 種	保育士 (教員を除く保育士 資格保有者)		学校医		学校歯科医		学校薬剤師		事務職員			
	専	従	兼	務	専	従	兼	務	専	従	兼	務
配 置 職員数	常 勤	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	非常勤	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
常勤換算後の人数		人		人		人		人		人		人
基準上の必要人数		人		人		人		人		人		人
平均経験年数		年		年		年		年		年		年
職 種	調理員		教育補助職員 ・保育補助者		その他の職員		直接雇用・派遣の別					
	専	従	兼	務	専	従	兼	務	直接雇用（有期）		人	
配 置 職員数	常 勤	人	人	人	人	人	人	人	うち教諭又は保育士		人	
	非常勤	人	人	人	人	人	人	人	直接雇用（無期）		人	
常勤換算後の人数		人		人		人		うち教諭又は保育士		人		
基準上の必要人数		人		人		人		派遣労働者		人		
平均経験年数		年		年		年		うち教諭又は保育士		人		
設 備	敷地全体		園舎		乳児室		ほふく室		保育室		遊戯室	
居室数/面積	㎡		㎡		室/㎡		室/㎡		室/㎡		室/㎡	
1人当たりの面積	㎡/人		㎡/人		㎡/人		㎡/人		㎡/人		㎡/人	
設 備	園庭(運動場・屋外遊戯場)											
設置場所	<input type="checkbox"/> 敷地内 <input type="checkbox"/> 隣接地 <input type="checkbox"/> 代替地 ( <input type="checkbox"/> 公園 <input type="checkbox"/> 広場 <input type="checkbox"/> 寺社境内 <input type="checkbox"/> その他)											
面 積	全体の面積				㎡		満2歳以上児1人当たり面積				㎡/人	
設 備	調 理 室 ・ 調 理 設 備											
設置状況	<input type="checkbox"/> 調理室 <input type="checkbox"/> 調理設備											
添付書類	1 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書（申請者が法人の場合） 2 認可証等の写し 3 建物の構造概要及び図面（各室の用途を明示する。）並びに設備の概要に関する書面 4 運営規程 5 苦情を処理するために講ずる措置の概要に関する書類 6 従業者の勤務の体制及び勤務形態に関する書類 7 収支予算書等資産の状況がわかる書類 8 定員以上の応募がある場合の選考基準に関する書類 9 給付費の請求に関する書類 10 子ども・子育て支援法第40条第2項に該当していないことを誓約する書面（誓約書） 11 役員の氏名、生年月日及び住所がわかる書類 12 その他確認に関し必要と認める書類											

第26号様式（別紙3）（第27条関係）（第1面）

別紙3 認定こども園(保育所型)の確認に係る記載事項

認定こども園	フリガナ 施設名称	-----			
	園長の 氏名・生年月日	フリガナ 氏 名	-----	生年月日	年 月 日 (満 歳)
	園長就任年月日	年 月 日			
	園長の教員免許・ 保育士資格の有無	有 (免許・資格の種類： ) ・ 無			
	園長の住所	(郵便番号 ー ) 都道 郡市 府県 区 ----- (ビルの名称等)			
保育所	フリガナ 施設名称	-----			
	施設の 所在地・連絡先	(郵便番号 ー ) 都道 郡市 府県 区 ----- (ビルの名称等)			
		電話番号	-----		FAX番号
	施設長の 氏名・生年月日	フリガナ 氏 名	-----	生年月日	年 月 日 (満 歳)
	施設長就任年月日	年 月 日			
	施設長の 保育士資格の有無	有 (資格の種類： ) ・ 無			
幼稚園機能部分	フリガナ 施設名称	-----			
	施設の 所在地・連絡先	(郵便番号 ー ) 都道 郡市 府県 区 ----- (ビルの名称等)			
		電話番号	-----		FAX番号
	園長の 氏名・生年月日	フリガナ 氏 名	-----	生年月日	年 月 日 (満 歳)
	園長就任年月日	年 月 日			
園長の 教員免許の有無	有 (免許の種類： ) ・ 無				
園長の住所	(郵便番号 ー ) 都道 郡市 府県 区 ----- (ビルの名称等)				

第26号様式（別紙3）（第27条関係）（第2面）

認定年月日	年 月 日				
開所曜日	1号	日・月・火・水・木・金・土			
	2号・3号	日・月・火・水・木・金・土			
開所時間	1号	平日	時 分	～	時 分
		土曜日	時 分	～	時 分
		日曜日	時 分	～	時 分
	2号・3号	平日	時 分	～	時 分
		土曜日	時 分	～	時 分
		日曜日	時 分	～	時 分
休園日					
利用定員  ※（ ）内に保育短時間認定に係る利用定員数を記入してください。	1号認定	4歳以上児	5歳児	4歳児	3歳児
		人	人	人	人
	2号認定	4歳以上児	5歳児	4歳児	3歳児
		人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)
	3号認定	1・2歳児	2歳児	1歳児	0歳児
		人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)
	認可定員	1号認定	2号認定	3号認定	
		人	人	人	
	学級編制	学級（1学級当たり 人）			
給食の実施状況	1号認定	実施有無	有・無		
		提供日	日・月・火・水・木・金・土 その他（ ）		
		提供方法	自園調理 ・ 外部搬入 ・ 弁当持参		
	2号認定	提供方法	自園調理 ・ 外部搬入		
その他の事業の実施状況	障害児保育	延長保育	一時預かり		
	有・無	有・無 開所時間開始前 時 分から 開所時間終了後 時 分まで	有・無 (時 分～ 時 分)		
	病児・病後児保育	そ の 他			
	有・無 (類型： )	( )			
利用料	実費徴収の有(内容)・無	有( ) ・ 無			
	上乗せ徴収の有(内容・理由・金額)・無	有( ) ・ 無			

第26号様式（別紙3）（第27条関係）（第3面）

職 種	主任保育士		保育士		医師(嘱託医)		調理員		教諭				
	専	従	専	従	専	従	専	従	専	従			
配 置 職員数	常 勤	人	人	人	人	人	人	人	人	人			
	非常勤	人	人	人	人	人	人	人	人	人			
常勤換算後の人数		人		人		人		人		人			
基準上の必要人数		人		人		人		人		人			
平均経験年数		年		年		年		年		年			
職 種	その他の職員		直接雇用・派遣の別		/								
	専	従	直接雇用(有期)								人		
配 置 職員数	常 勤	人	人	うち保育士							人		
	非常勤	人	人	直接雇用(無期)							人		
常勤換算後の人数		人		うち保育士							人		
基準上の必要人数		人		派遣労働者							人		
平均経験年数		年		うち保育士							人		
設 備	敷地全体		園舎	乳児室							ほふく室	保育室	遊戯室
居室数/面積	㎡		㎡	室/㎡							室/㎡	室/㎡	室/㎡
1人当たりの面積	㎡/人		㎡/人	㎡/人							㎡/人	㎡/人	㎡/人
設 備	園 庭 (運 動 場 ・ 屋 外 遊 戯 場)												
設置場所	<input type="checkbox"/> 敷地内 <input type="checkbox"/> 隣接地 <input type="checkbox"/> 代替地 ( <input type="checkbox"/> 公園 <input type="checkbox"/> 広場 <input type="checkbox"/> 寺社境内 <input type="checkbox"/> その他)												
面 積	全体の面積			㎡	満2歳以上児1人当たり面積			㎡/人					
設 備	調 理 室 ・ 調 理 設 備												
設置状況	<input type="checkbox"/> 調理室 <input type="checkbox"/> 調理設備												
添付書類	1 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書（申請者が法人の場合） 2 認可証等の写し 3 建物の構造概要及び図面（各室の用途を明示する。）並びに設備の概要に関する書面 4 運営規程 5 苦情を処理するために講ずる措置の概要に関する書類 6 従業者の勤務の体制及び勤務形態に関する書類 7 収支予算書等資産の状況がわかる書類 8 定員以上の応募がある場合の選考基準に関する書類 9 給付費の請求に関する書類 10 子ども・子育て支援法第40条第2項に該当していないことを誓約する書面（誓約書） 11 役員の氏名、生年月日及び住所がわかる書類 12 その他確認に関し必要と認める書類												

第26号様式（別紙4）（第27条関係）（第1面）

別紙4 認定こども園（地方裁量型）の確認に係る記載事項

認定こども園	フリガナ 施設名称	-----			
	園長の 氏名・生年月日	フリガナ 氏 名	-----	生年月日	年 月 日 (満 歳)
	園長就任年月日	年 月 日			
	園長の教員免許・ 保育士資格の有無	有 (免許・資格の種類： ) ・ 無			
	園長の住所	(郵便番号 ----- ) 都道 郡市 府県 区 ----- (ビルの名称等)			
幼稚園機能部 部分	フリガナ 施設名称	-----			
	施設の 所在地・連絡先	(郵便番号 ----- ) 都道 郡市 府県 区 ----- (ビルの名称等)			
		電話番号	-----	FAX番号	-----
	園長の 氏名・生年月日	フリガナ 氏 名	-----	生年月日	年 月 日 (満 歳)
	園長就任年月日	年 月 日			
	園長の 教員免許の有無	有 (免許の種類： ) ・ 無			
保育所機能部 部分	フリガナ 施設名称	-----			
	施設の 所在地・連絡先	(郵便番号 ----- ) 都道 郡市 府県 区 ----- (ビルの名称等)			
		電話番号	-----	FAX番号	-----
	施設長の 氏名・生年月日	フリガナ 氏 名	-----	生年月日	年 月 日 (満 歳)
	施設長就任年月日	年 月 日			
	施設長の 保育士資格の有無	有 (資格の種類： ) ・ 無			
	施設長の住所	(郵便番号 ----- ) 都道 郡市 府県 区 ----- (ビルの名称等)			
認定年月日	年 月 日				

第26号様式（別紙4）（第27条関係）（第2面）

開所曜日	1号		日・月・火・水・木・金・土				
	2号・3号		日・月・火・水・木・金・土				
開所時間	1号	平日	時	分	～	時	分
		土曜日	時	分	～	時	分
		日曜日	時	分	～	時	分
	2号・3号	平日	時	分	～	時	分
		土曜日	時	分	～	時	分
		日曜日	時	分	～	時	分
休園日							
利用定員 <small>※（ ）内に保育短時間認定に係る利用定員数を記入してください。</small>	1号認定		4歳以上児		5歳児	4歳児	3歳児
			人	人	人	人	人
	2号認定		4歳以上児		5歳児	4歳児	3歳児
			人	人	人	人	人
	( )		( )	( )	( )	( )	( )
	3号認定		1・2歳児		2歳児	1歳児	0歳児
			人	人	人	人	人
	( )		( )	( )	( )	( )	( )
	認可定員		1号認定		2号認定		3号認定
		人		人		人	
学級編制		学級（1学級当たり 人）					
給食の実施状況	1号認定	実施有無	有・無				
		提供日	日・月・火・水・木・金・土 その他（ ）				
		提供方法	自園調理・外部搬入・弁当持参				
	2号認定	提供方法	自園調理・外部搬入				
その他の事業の実施状況	延長保育			一時預かり			
	有・無 開所時間開始前 時 分から 開所時間終了後 時 分まで			有・無 ( 時 分～ 時 分)			
	その他						
	( )						
利用料	実費徴収の有(内容)・無		有( )・無				
	上乗せ徴収の有(内容・理由・金額)・無		有( )・無				

第26号様式（別紙4）（第27条関係）（第3面）

職 種	保育従事者 (両免(幼・保)保有者)		保育従事者 (幼稚園教諭免許のみ)		保育従事者 (保育士資格のみ)	
	専 従	兼 務	専 従	兼 務	専 従	兼 務
配 置 職員数	常 勤	人	人	人	人	人
	非常勤	人	人	人	人	人
常勤換算後の人数	人		人		人	
基準上の必要人数	人		人		人	
平均経験年数	年		年		年	
職 種	保育従事者 (無資格者)		その他の職員		直接雇用・派遣の別	
	専 従	兼 務	専 従	兼 務	直接雇用(有期)	人
配 置 職員数	常 勤	人	人	人	うち保育従事者	人
	非常勤	人	人	人	直接雇用(無期)	人
常勤換算後の人数	人		人		うち保育従事者	人
基準上の必要人数	人		人		派遣労働者	人
平均経験年数	年		年		うち保育従事者	人
設 備	敷地全体	園舎	乳児室	ほふく室	保育室	遊戯室
居室数/面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	室/ m <sup>2</sup>	室/ m <sup>2</sup>	室/ m <sup>2</sup>	室/ m <sup>2</sup>
1人当たりの面積			m <sup>2</sup> /人	m <sup>2</sup> /人	m <sup>2</sup> /人	m <sup>2</sup> /人
設 備	園 庭 (運 動 場 ・ 屋 外 遊 戯 場)					
設置場所	<input type="checkbox"/> 敷地内 <input type="checkbox"/> 隣接地 <input type="checkbox"/> 代替地( <input type="checkbox"/> 公園 <input type="checkbox"/> 広場 <input type="checkbox"/> 寺社境内 <input type="checkbox"/> その他)					
面 積	全体の面積		m <sup>2</sup> 満2歳以上児1人当たり面積			m <sup>2</sup> /人
設 備	調 理 室 ・ 調 理 設 備					
設置状況	<input type="checkbox"/> 調理室 <input type="checkbox"/> 調理設備					
添付書類	1 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書（申請者が法人の場合） 2 認可証等の写し 3 建物の構造概要及び図面（各室の用途を明示する。）並びに設備の概要に関する書面 4 運営規程 5 苦情を処理するために講ずる措置の概要に関する書類 6 従業者の勤務の体制及び勤務形態に関する書類 7 収支予算書等資産の状況がわかる書類 8 定員以上の応募がある場合の選考基準に関する書類 9 給付費の請求に関する書類 10 子ども・子育て支援法第40条第2項に該当していないことを誓約する書面（誓約書） 11 役員の氏名、生年月日及び住所がわかる書類 12 その他確認に関し必要と認める書類					

第26号様式（別紙5）（第27条関係）（表）

別紙5 幼稚園の確認に係る記載事項

フリガナ 施設名称	-----				
施設の 所在地・連絡先	(郵便番号 - ) 都道府県 市区				
	(ビル名称等)				
電話番号			FAX番号		
園長の 氏名・生年月日	フリガナ 氏名	-----		生年月日	年 月 日 (満 歳)
園長就任年月日	年 月 日				
園長の 教員免許の有無	有 (免許の種類: ) ・ 無				
園長の住所	(郵便番号 - ) 都道府県 市区 (ビル名称等)				
認可年月日	年 月 日				
開所曜日	日 ・ 月 ・ 火 ・ 水 ・ 木 ・ 金 ・ 土				
開所時間	平日	時 分 ~		時 分	
	土曜日	時 分 ~		時 分	
	日曜日	時 分 ~		時 分	
休園日					
利用定員	1号認定	4歳以上児	5歳児	4歳児	3歳児
	人	人	人	人	人
認可定員	1号認定		人		
学級編制	学級 (1学級当たり 人)				
給食の 実施状況	1号 認定	実施有無	有 ・ 無		
		提供日	日・月・火・水・木・金・土 その他 ( )		
		提供方法	自園調理 ・ 外部搬入 ・ 弁当持参		
その他の事業 の実施状況	一時預かりの実施状況		特別支援教育		
	通常(平日)	有・無(時 分~ 時 分)	有 ・ 無		
	休業日等	有・無(時 分~ 時 分)			
	そ の 他				
( )					



第26号様式（別紙5）（第27条関係）（裏）

利用料		実費徴収の有（内容・金額）・無				有（ ） ・ 無								
		上乗せ徴収の有（内容・理由・金額）・無				有（ ） ・ 無								
職員 の 状 況	職 種		副園長		教頭		主幹教諭		指導教諭		教諭			
			専	従	兼	務	専	従	兼	務	専	従	兼	務
	配 置	常 勤	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	職員数	非常勤	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	常勤換算後の人数		人		人		人		人		人		人	
	基準上の必要人数		人		人		人		人		人		人	
	平均経験年数		年		年		年		年		年		年	
	職 種		助教諭		講師		養護教諭		養護助教諭		栄養教諭			
			専	従	兼	務	専	従	兼	務	専	従	兼	務
	配 置	常 勤	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	職員数	非常勤	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	常勤換算後の人数		人		人		人		人		人		人	
	基準上の必要人数		人		人		人		人		人		人	
	平均経験年数		年		年		年		年		年		年	
	職 種		学校医		学校歯科医		学校薬剤師		事務職員		教育補助職員			
			専	従	兼	務	専	従	兼	務	専	従	兼	務
	配 置	常 勤	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	職員数	非常勤	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
常勤換算後の人数		人		人		人		人		人		人		
基準上の必要人数		人		人		人		人		人		人		
平均経験年数		年		年		年		年		年		年		
職 種		その他の職員		直接雇用・派遣の別										
		専	従	兼	務	直接雇用（有期）		人						
配 置	常 勤	人	人	うち教諭		人								
職員数	非常勤	人	人	直接雇用（無期）		人								
常勤換算後の人数		人		うち教諭		人								
基準上の必要人数		人		派遣労働者		人								
平均経験年数		年		うち教諭		人								
施設 設備	設 備		敷地全体		園舎		保育室		遊戯室		園庭（運動場）			
	居室数／面積		㎡		㎡		室／㎡		室／㎡		㎡			
	1人当たりの面積		㎡/人		㎡/人		㎡/人		㎡/人		㎡/人			
	設 備		調 理 室 ・ 調 理 設 備											
設置状況		<input type="checkbox"/> 調理室		<input type="checkbox"/> 調理設備		<input type="checkbox"/> 無し								
添付書類		1 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書（申請者が法人の場合） 2 認可証等の写し 3 建物の構造概要及び図面（各室の用途を明示する。）並びに設備の概要に関する書面 4 運営規程 5 苦情を処理するために講ずる措置の概要に関する書類 6 従業者の勤務の体制及び勤務形態に関する書類 7 収支予算書等資産の状況がわかる書類 8 定員以上の応募がある場合の選考基準に関する書類 9 給付費の請求に関する書類 10 子ども・子育て支援法第40条第2項に該当していないことを誓約する書面（誓約書） 11 役員の氏名、生年月日及び住所がわかる書類 12 その他確認に関し必要と認める書類												

第26号様式（別紙6）（第27条関係）（表）

別紙6 保育所の確認に係る記載事項

フリガナ 施設名称	-----				
施設の 所在地・連絡先	(郵便番号 ( ) )				
	都道府県		市区		
-----					
(ビルの名称等)					
電話番号			FAX番号		
施設長の 氏名・生年月日	フリガナ	-----		生年月日	年 月 日
	氏 名			(満 歳)	
施設長就任年月日	年 月 日				
施設長の 保育士資格の有無	有 (資格の種類: ) ・ 無				
施設長の住所	(郵便番号 ( ) )				
	都道府県		市区		
-----					
(ビルの名称等)					
認可年月日	年 月 日				
開所曜日	日 ・ 月 ・ 火 ・ 水 ・ 木 ・ 金 ・ 土				
開所時間	平日	時 分		～	時 分
	土曜日	時 分		～	時 分
	日曜日	時 分		～	時 分
休園日					
利用定員	2号認定	4歳以上児	5歳児	4歳児	3歳児
	人	人	人	人	人
	( 人)	( 人)	( 人)	( 人)	( 人)
	3号認定	1・2歳児	2歳児	1歳児	0歳児
	人	人	人	人	人
( 人)	( 人)	( 人)	( 人)	( 人)	
※ ( ) 内に保育短時間認定に係る利用定員数を記入してください。					
認可定員	2号認定			3号認定	
	人			人	
給食の 実施状況	2号 認定	提供方法			
		自園調理 ・ 外部搬入			
その他の事業 の実施状況	障害児保育	延長保育		一時預かり	
	有 ・ 無	有 ・ 無		有 ・ 無	
		開所時間開始前 時 分から 開所時間終了後 時 分まで		( 時 分～ 時 分)	
	病児・病後児保育	そ の 他			
	有 ・ 無 (類型: )	( )			

第26号様式（別紙6）（第27条関係）（裏）

利用料		実費徴収の有（内容）・無		有（ ） ・ 無								
		上乗せ徴収の有（内容・理由・金額）・無		有（ ） ・ 無								
職員の状況	職種	主任保育士		保育士		医師(嘱託医)		調理員		その他の職員		
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	
	配置職員数	常勤	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
		非常勤	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
	常勤換算後の人数		人		人		人		人		人	
	基準上の必要人数		人		人		人		人		人	
	平均経験年数		年		年		年		年		年	
	直接雇用・派遣の別	直接雇用（有期）		人		直接雇用（無期）		人		派遣労働者		人
		うち保育士		人		うち保育士		人		うち保育士		人
	施設設備	設備	敷地全体		園舎		乳児室		ほふく室		保育室	
居室数/面積		㎡		㎡		室/㎡		室/㎡		室/㎡		室/㎡
1人当たりの面積		㎡/人		㎡/人		㎡/人		㎡/人		㎡/人		㎡/人
設備		屋外遊戯場										
設置場所		<input type="checkbox"/> 敷地内 <input type="checkbox"/> 隣接地 <input type="checkbox"/> 代替地（ <input type="checkbox"/> 公園 <input type="checkbox"/> 広場 <input type="checkbox"/> 寺社境内 <input type="checkbox"/> その他）										
面積		全体の面積		㎡		満2歳以上児1人当たり面積				㎡/人		
設備		調理室・調理設備										
設置状況		<input type="checkbox"/> 調理室 <input type="checkbox"/> 調理設備										
添付書類		1 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書（申請者が法人の場合） 2 認可証等の写し 3 建物の構造概要及び図面（各室の用途を明示する。）並びに設備の概要に関する書面 4 運営規程 5 苦情を処理するために講ずる措置の概要に関する書類 6 従業者の勤務の体制及び勤務形態に関する書類 7 収支予算書等資産の状況がわかる書類 8 定員以上の応募がある場合の選考基準に関する書類 9 給付費の請求に関する書類 10 子ども・子育て支援法第40条第2項に該当していないことを誓約する書面（誓約書） 11 役員の氏名、生年月日及び住所がわかる書類 12 その他確認に関し必要と認める書類										

特定教育・保育施設 確認変更申請書兼変更届

年 月 日

東京都北区長 殿

所在地

申請者 名称

代表者氏名

施設の名称

施設の所在地

年 月 日 第 号により確認を受けた施設の〔 利用定員  
下記の事項 〕 について、  
次のおり変更するので、子ども・子育て支援法施行規則〔 第31条  
第33条第1項  
第34条 〕の規定  
により〔 申請します。〕  
〔 届け出ます。〕

変更する事項	<input type="checkbox"/> 利用定員の変更（増加・変更・減少）（いずれかに○印を付すこと）	
	<p>【 その他の事項 】（該当する番号に○印を付すこと）</p> <p>1 施設の名称及び所在地</p> <p>2 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名</p> <p>3 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書</p> <p>4 建物の構造概要及び図面（各室の用途を明示する。）並びに設備の概要</p> <p>5 施設の管理者の氏名、生年月日及び住所</p> <p>6 運営規程</p> <p>7 特定教育・保育に係る施設型給付費及び特例施設型給付費の請求に関する事項</p> <p>8 役員の氏名、生年月日及び住所</p> <p>9 その他 [ ]</p>	
変更の理由		
利用定員を減少する場合の現に利用している小学校就学前子どもに対する措置		
変更の時期	年 月 日	
教育・保育施設の種類 (いずれかに☑)	種 類	添付別紙
	<input type="checkbox"/> 認定こども園（幼保連携型）	別紙 1
	<input type="checkbox"/> 認定こども園（幼稚園型）	別紙 2
	<input type="checkbox"/> 認定こども園（保育所型）	別紙 3
	<input type="checkbox"/> 認定こども園（地方裁量型）	別紙 4
	<input type="checkbox"/> 幼稚園（上記を除く。）	別紙 5
<input type="checkbox"/> 保育所（上記を除く。）	別紙 6	



第27号様式（別紙1）（第28条、第29条関係）（第2面）

利用定員		1号認定		4歳以上児	5歳児	4歳児	3歳児	
		人		人	人	人	人	
		2号認定		4歳以上児	5歳児	4歳児	3歳児	
		人		人	人	人	人	
		(人)		(人)	(人)	(人)	(人)	
		3号認定		1・2歳児	2歳児	1歳児	0歳児	
人		人	人	人	人			
(人)		(人)	(人)	(人)	(人)			
認可定員		1号認定		2号認定		3号認定		
		人		人		人		
学級編制		学級（1学級当たり 人）						
給食の実施状況	1号認定	実施有無	有・無	提供方法	自園調理・外部搬入・弁当持参			
		提供日	日・月・火・水・木・金・土 その他（ ）					
	2号認定	提供方法	自園調理 ・ 外部搬入					
その他の事業の実施状況		特別支援教育・障害児保育	延長保育		一時預かり			
		有・無	有・無	開所時間開始前	無時	分から	分まで	有・無
		病児・病後児保育	そ の 他					
		有・無 (類型： )	( )					
利用料		実費徴収の有(内容・金額)・無		有( ) ・ 無				
		上乗せ徴収の有(内容・理由・金額)・無		有( ) ・ 無				

第27号様式（別紙1）（第28条、第29条関係）（第3面）

職員の状況	職 種		副園長		教頭		主幹保育教諭		指導保育教諭		保育教諭	
			専 従	兼 務	専 従	兼 務	専 従	兼 務	専 従	兼 務	専 従	兼 務
	配 置 職員数	常 勤	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
		非常勤	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	常勤換算後の人数		人		人		人		人		人	
	基準上の必要人数		人		人		人		人		人	
	平均経験年数		年		年		年		年		年	
	職 種		助保育教諭		主幹養護教諭		養護教諭		養護助教諭		主幹栄養教諭	
			専 従	兼 務	専 従	兼 務	専 従	兼 務	専 従	兼 務	専 従	兼 務
	配 置 職員数	常 勤	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
		非常勤	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	常勤換算後の人数		人		人		人		人		人	
	基準上の必要人数		人		人		人		人		人	
	平均経験年数		年		年		年		年		年	
	職 種		栄養教諭		学校医		学校歯科医		学校薬剤師		事務職員	
			専 従	兼 務	専 従	兼 務	専 従	兼 務	専 従	兼 務	専 従	兼 務
	配 置 職員数	常 勤	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
		非常勤	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	常勤換算後の人数		人		人		人		人		人	
	基準上の必要人数		人		人		人		人		人	
	平均経験年数		年		年		年		年		年	
	職 種		調理員		教育補助職員 ・保育補助者		その他の職員		直接雇用・派遣の別			
			専 従	兼 務	専 従	兼 務	専 従	兼 務	直接雇用（有期）		人	
	配 置 職員数	常 勤	人	人	人	人	人	人	うち保育教諭		人	
		非常勤	人	人	人	人	人	人	直接雇用（無期）		人	
	常勤換算後の人数		人		人		人		うち保育教諭		人	
	基準上の必要人数		人		人		人		派遣労働者		人	
平均経験年数		年		年		年		うち保育教諭		人		

第27号様式（別紙1）（第28条、第29条関係）（第4面）

設 備	敷地全体	園舎	乳児室	ほふく室	保育室	遊戯室
居室数/面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	室/ m <sup>2</sup>	室/ m <sup>2</sup>	室/ m <sup>2</sup>	室/ m <sup>2</sup>
1人当たりの面積			m <sup>2</sup> /人	m <sup>2</sup> /人	m <sup>2</sup> /人	m <sup>2</sup> /人
設 備	園 庭（運 動 場 ・ 屋 外 遊 戯 場）					
設置場所	<input type="checkbox"/> 敷地内 <input type="checkbox"/> 隣接地 <input type="checkbox"/> 代替地（ <input type="checkbox"/> 公園 <input type="checkbox"/> 広場 <input type="checkbox"/> 寺社境内 <input type="checkbox"/> その他）					
面 積	全体の面積		m <sup>2</sup>	満2歳以上児1人当たり 面積		m <sup>2</sup> /人
設 備	調 理 室 ・ 調 理 設 備					
設置状況	<input type="checkbox"/> 調理室 <input type="checkbox"/> 調理設備					
添付書類  （確認変更申請 の内容又は変 更届の内容に応 じて添付する）	1 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書（申請者が法人の場合） 2 認可証等の写し 3 建物の構造概要及び図面（各室の用途を明示する。）並びに設備の概要に関する書面 4 運営規程 5 苦情を処理するために講ずる措置の概要に関する書類 6 従業者の勤務の体制及び勤務形態に関する書類 7 収支予算書等資産の状況がわかる書類 8 定員以上の応募がある場合の選考基準に関する書類 9 給付費の請求に関する書類 10 子ども・子育て支援法第40条第2項に該当していないことを誓約する書面（誓約書） 11 役員の氏名、生年月日及び住所がわかる書類 12 その他確認に関し必要と認める書類					





第27号様式（別紙2）（第28条、第29条関係）（第2面）

保育所機能部分	施設長の氏名・生年月日	フリガナ氏名	-----		生年月日	年 月 日 (満 歳)
	施設長就任年月日	年 月 日	施設長の保育士資格の有無	有(資格の種類: )・無		
	施設長の住所	(郵便番号 都道府県 市区)				
認定年月日(必須)		年 月 日				
開所曜日		1号	日・月・火・水・木・金・土			
		2号・3号	日・月・火・水・木・金・土			
開所時間	平日	1号	時 分～時 分	2号・3号	時 分～時 分	
	土曜日		時 分～時 分		時 分～時 分	
	日曜日		時 分～時 分		時 分～時 分	
休園日						
利用定員 <small>※( )内に保育短時間認定に係る利用定員数を記入してください。</small>	1号認定	4歳以上児	5歳児	4歳児	3歳児	
		人	人	人	人	人
	2号認定	4歳以上児	5歳児	4歳児	3歳児	
		(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
	3号認定	1・2歳児	2歳児	1歳児	0歳児	
		(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
認可定員		1号認定	2号認定	3号認定		
		人	人	人		
学級編制		学級(1学級当たり 人)				
給食の実施状況	1号認定	実施有無	有・無	提供方法	自園調理・外部搬入・弁当持参	
		提供日	日・月・火・水・木・金・土 その他( )			
	2号認定	提供方法	自園調理 ・ 外部搬入			
その他の事業の実施状況	特別支援教育		延長保育		一時預かり	
	有・無		有・無 開所時間開始前 時 分から 開所時間終了後 時 分まで		有・無 (時 分～時 分)	
	その他					
利用料	実費徴収の有(内容)・無		有( ) ・ 無			
	上乗せ徴収の有(内容・理由・金額)・無		有( ) ・ 無			

第27号様式（別紙2）（第28条、第29条関係）（第3面）

職員 の 状 況	職 種		副園長		教頭		主幹教諭		指導教諭		教諭			
			専 従	兼 務	専 従	兼 務	専 従	兼 務	専 従	兼 務	専 従	兼 務		
	配 置 職員数	常 勤	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人		
		非常勤	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人		
	常勤換算後の人数		人		人		人		人		人			
	基準上の必要人数		人		人		人		人		人			
	平均経験年数		年		年		年		年		年			
	職 種		助教諭		講師		養護教諭		養護助教諭		栄養教諭			
			専 従	兼 務	専 従	兼 務	専 従	兼 務	専 従	兼 務	専 従	兼 務		
	配 置 職員数	常 勤	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人		
		非常勤	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人		
	常勤換算後の人数		人		人		人		人		人			
	基準上の必要人数		人		人		人		人		人			
	平均経験年数		年		年		年		年		年			
	職 種		保育士 (教員を除く保育士資格保有者)		学校医		学校歯科医		学校薬剤師		事務職員			
専 従			兼 務	専 従	兼 務	専 従	兼 務	専 従	兼 務	専 従	兼 務			
配 置 職員数	常 勤	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人			
	非常勤	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人			
常勤換算後の人数		人		人		人		人		人				
基準上の必要人数		人		人		人		人		人				
平均経験年数		年		年		年		年		年				
職 種		調理員		教育補助職員 ・保育補助者		その他の職員		直接雇用・派遣の別						
		専 従	兼 務	専 従	兼 務	専 従	兼 務	直接雇用（有期）		人				
配 置 職員数	常 勤	人	人	人	人	人	人	うち教諭又は保育士		人				
	非常勤	人	人	人	人	人	人	直接雇用（無期）		人				
常勤換算後の人数		人		人		人		うち教諭又は保育士		人				
基準上の必要人数		人		人		人		派遣労働者		人				
平均経験年数		年		年		年		うち教諭又は保育士		人				
施設 設 備	設 備		敷地全体		園舎		乳児室		ほふく室		保育室		遊戯室	
	居室数/面積		㎡		㎡		室/㎡		室/㎡		室/㎡		室/㎡	
	1人当たりの面積		㎡/人		㎡/人		㎡/人		㎡/人		㎡/人		㎡/人	
	設 備		園庭（運動場・屋外遊戯場）											
	設置場所		<input type="checkbox"/> 敷地内 <input type="checkbox"/> 隣接地 <input type="checkbox"/> 代替地（ <input type="checkbox"/> 公園 <input type="checkbox"/> 広場 <input type="checkbox"/> 寺社境内 <input type="checkbox"/> その他）											
	面 積		全体の面積				㎡ 満2歳以上児1人当たり面積				㎡/人			
	設 備		調 理 室 ・ 調 理 設 備											
	設置状況		<input type="checkbox"/> 調理室 <input type="checkbox"/> 調理設備											

第27号様式（別紙2）（第28条、第29条関係）（第4面）

<p>添付書類  （確認変更申請 の内容又は変 更届の内容に 応じて添付 する）</p>	<ol style="list-style-type: none"><li>1 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書（申請者が法人の場合）</li><li>2 認可証等の写し</li><li>3 建物の構造概要及び図面（各室の用途を明示する。）並びに設備の概要に関する書面</li><li>4 運営規程</li><li>5 苦情を処理するために講ずる措置の概要に関する書類</li><li>6 従業者の勤務の体制及び勤務形態に関する書類</li><li>7 収支予算書等資産の状況がわかる書類</li><li>8 定員以上の応募がある場合の選考基準に関する書類</li><li>9 給付費の請求に関する書類</li><li>10 子ども・子育て支援法第40条第2項に該当していないことを誓約する書面（誓約書）</li><li>11 役員の氏名、生年月日及び住所がわかる書類</li><li>12 その他確認に関し必要と認める書類</li></ol>
--	---



第27号様式（別紙3）（第28条、第29条関係）（第2面）

幼稚園機能部分	園長の氏名・生年月日	フリガナ氏名	生年月日		年 月 日 (満 歳)
	園長就任年月日	年 月 日	園長の教員免許の有無	有(免許の種類: )・無	
	園長の住所	(郵便番号 - ) 都道府県 市区			
認定年月日(必須)		年 月 日			
開所曜日		1号	日・月・火・水・木・金・土	-----	
		2号・3号	日・月・火・水・木・金・土	-----	
開所時間	平日	1号	時 分～ 時 分	2号・3号	時 分～ 時 分
	土曜日		時 分～ 時 分		時 分～ 時 分
	日曜日		時 分～ 時 分		時 分～ 時 分
休園日					
利用定員	1号認定	4歳以上児	5歳児	4歳児	3歳児
		人	人	人	人
	2号認定	4歳以上児	5歳児	4歳児	3歳児
		( 人)	( 人)	( 人)	( 人)
	3号認定	1・2歳児	2歳児	1歳児	0歳児
		( 人)	( 人)	( 人)	( 人)
※( )内に保育短時間認定に係る利用定員数を記入してください。					
認可定員		1号認定	2号認定	3号認定	
		人	人	人	
学級編制		学級(1学級当たり 人)			
給食の実施状況	1号認定	実施有無	有・無	提供方法	自園調理・外部搬入・弁当持参
		提供日	日・月・火・水・木・金・土	その他( )	
	2号認定	提供方法	自園調理・外部搬入		
その他の事業の実施状況	障害児保育		延長保育		一時預かり
	有・無		有・無 開所時間開始前 時 分から 開所時間終了後 時 分まで		有・無 ( 時 分～ 時 分)
	病児・病後児保育		その他		
	有・無 (類型: )		( )		
利用料	実費徴収の有(内容)・無		有( )・無		
	上乗せ徴収の有(内容・理由・金額)・無		有( )・無		

第27号様式（別紙3）（第28条、第29条関係）（第3面）

職 種	主任保育士		保育士		医師(嘱託医)		調理員		教諭				
	専 従	兼 務	専 従	兼 務	専 従	兼 務	専 従	兼 務	専 従	兼 務			
配 置 職員数	常 勤	人	人	人	人	人	人	人	人	人			
	非常勤	人	人	人	人	人	人	人	人	人			
常勤換算後の人数	人		人		人		人		人				
基準上の必要人数	人		人		人		人		人				
平均経験年数	年		年		年		年		年				
職 種	その他の職員		直接雇用・派遣の別		/								
	専 従	兼 務	直接雇用（有期）								人		
配 置 職員数	常 勤	人	人	うち保育士							人		
	非常勤	人	人	直接雇用（無期）							人		
常勤換算後の人数	人		うち保育士								人		
基準上の必要人数	人		派遣労働者								人		
平均経験年数	年		うち保育士								人		
設 備	敷地全体		園舎	乳児室							ほふく室	保育室	遊戯室
居室数/面積	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	室/ m <sup>2</sup>							室/ m <sup>2</sup>	室/ m <sup>2</sup>	室/ m <sup>2</sup>
1人当たりの面積	/		/	m <sup>2</sup> /人							m <sup>2</sup> /人	m <sup>2</sup> /人	m <sup>2</sup> /人
設 備	園庭（運動場・屋外遊戯場）												
設置場所	<input type="checkbox"/> 敷地内 <input type="checkbox"/> 隣接地 <input type="checkbox"/> 代替地（ <input type="checkbox"/> 公園 <input type="checkbox"/> 広場 <input type="checkbox"/> 寺社境内 <input type="checkbox"/> その他）												
面 積	全体の面積			m <sup>2</sup>	満2歳以上児1人当たり面積		m <sup>2</sup> /人						
設 備	調 理 室 ・ 調 理 設 備												
設置状況	<input type="checkbox"/> 調理室 <input type="checkbox"/> 調理設備												
添付書類  （確認変更申請の内容又は変更届の内容に応じて添付する）	1 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書（申請者が法人の場合） 2 認可証等の写し 3 変更前後の建物の構造概要及び図面（各室の用途を明示する。）並びに設備の概要に関する書類 4 運営規程 5 苦情を処理するために講ずる措置の概要に関する書類 6 従業者の勤務の体制及び勤務形態に関する書類 7 収支予算書等資産の状況がわかる書類 8 定員以上の応募がある場合の選考基準に関する書類 9 給付費の請求に関する書類 10 子ども・子育て支援法第40条第2項に該当していないことを誓約する書面（誓約書） 11 役員の氏名、生年月日及び住所がわかる書類 12 その他確認に関し必要と認める書類												





第27号様式（別紙4）（第28条、第29条関係）（第2面）

保育所機能部分	施設長の氏名・生年月日	フリガナ氏名			生年月日	年 月 日 (満 歳)	
	施設長就任年月日	年 月 日		施設長の保育士資格の有無	有(資格の種類: )・無		
	施設長の住所	(郵便番号 都道府県 市区)					
認定年月日(必須)		年 月 日					
開所曜日		1号	日・月・火・水・木・金・土				
		2号・3号	日・月・火・水・木・金・土				
開所時間	平日	1号	時 分～ 時 分	2号・3号	時 分～ 時 分		
	土曜日		時 分～ 時 分		時 分～ 時 分		
	日曜日		時 分～ 時 分		時 分～ 時 分		
休園日							
利用定員 <small>※( )内に保育短時間認定に係る利用定員数を記入してください。</small>	1号認定		4歳以上児	5歳児	4歳児	3歳児	
	人		人	人	人	人	
	2号認定		4歳以上児	5歳児	4歳児	3歳児	
	( 人)		( 人)	( 人)	( 人)	( 人)	
	3号認定		1・2歳児	2歳児	1歳児	0歳児	
	( 人)		( 人)	( 人)	( 人)	( 人)	
認可定員		1号認定		2号認定		3号認定	
人		人		人		人	
学級編制		学級(1学級当たり 人)					
給食の実施状況	1号認定	実施有無	有・無		提供方法	自園調理・外部搬入・弁当持参	
		提供日	日・月・火・水・木・金・土 その他( )				
	2号認定	提供方法	自園調理 ・ 外部搬入				
その他の事業の実施状況		延長保育		一時預かり		その他	
		有・無 開所時間開始前 時 分から 開所時間終了後 時 分まで		有・無 ( 時 分～ 時 分)		( )	
利用料		実費徴収の有(内容)・無		有( ) ・ 無			
		上乗せ徴収の有(内容・理由・金額)・無		有( ) ・ 無			

第27号様式（別紙4）（第28条、第29条関係）（第3面）

職 種	保育従事者 (両免(幼・保)保有者)		保育従事者 (幼稚園教諭免許のみ)		保育従事者 (保育士資格のみ)	
	専 従	兼 務	専 従	兼 務	専 従	兼 務
配 置 職員数	常 勤	人	人	人	人	人
	非常勤	人	人	人	人	人
常勤換算後の 人数	人		人		人	
基準上の 必要人数	人		人		人	
平均経験年数	年		年		年	
職 種	保育従事者 (無資格者)		その他の職員		直接雇用・派遣の別	
	専 従	兼 務	専 従	兼 務	直接雇用(有期)	人
配 置 職員数	常 勤	人	人	人	うち保育従事者	人
	非常勤	人	人	人	直接雇用(無期)	人
常勤換算後の人数	人		人		うち保育従事者	人
基準上の必要人数	人		人		派遣労働者	人
平均経験年数	年		年		うち保育従事者	人
設 備	敷地全体	園舎	乳児室	ほふく室	保育室	遊戯室
居室数/面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	室/ m <sup>2</sup>	室/ m <sup>2</sup>	室/ m <sup>2</sup>	室/ m <sup>2</sup>
1人当たりの面積			m <sup>2</sup> /人	m <sup>2</sup> /人	m <sup>2</sup> /人	m <sup>2</sup> /人
設 備	園 庭 ( 運 動 場 ・ 屋 外 遊 戯 場 )					
設置場所	<input type="checkbox"/> 敷地内 <input type="checkbox"/> 隣接地 <input type="checkbox"/> 代替地( <input type="checkbox"/> 公園 <input type="checkbox"/> 広場 <input type="checkbox"/> 寺社境内 <input type="checkbox"/> その他)					
面 積	全体の面積		m <sup>2</sup>	満2歳以上児1人当たり面積	m <sup>2</sup> /人	
設 備	調 理 室 ・ 調 理 設 備					
設置状況	<input type="checkbox"/> 調理室 <input type="checkbox"/> 調理設備					
添付書類 (確認変更申請 の内容又は変更 届の内容に応 じて添付する)	1 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書（申請者が法人の場合） 2 認可証等の写し 3 変更前後の建物の構造概要及び図面（各室の用途を明示する。）並びに設備の概要に関する書類 4 運営規程 5 苦情を処理するために講ずる措置の概要に関する書類 6 従業者の勤務の体制及び勤務形態に関する書類 7 収支予算書等資産の状況がわかる書類 8 定員以上の応募がある場合の選考基準に関する書類 9 給付費の請求に関する書類 10 子ども・子育て支援法第40条第2項に該当していないことを誓約する書面（誓約書） 11 役員の氏名、生年月日及び住所がわかる書類 12 その他確認に関し必要と認める書類					

第27号様式（別紙5）（第28条、第29条関係）（第1面）

別紙5 幼稚園の確認変更申請又は変更届に係る記載事項

※ 変更した項目について、変更後の内容を記載すること。

申請者	フリガナ 法人等名称 (必須)	-----			
	主たる事務所の 所在地・連絡先 (必須)	(郵便番号 ー ) 都道府県 市区			
		----- (ビルの名称等)			
	電話番号		FAX番号		
	代表者の 職名・氏名	職名		フリガナ 氏名	-----
	代表者生年月日	年 月 日 (満 歳)	代表就任年月日	年 月 日	
代表者の住所	(郵便番号 ー ) 都道府県 市区				
事業者番号(必須)					
フリガナ 施設名称(必須)	-----				
施設の 所在地・連絡先 (必須)	(郵便番号 ー ) 都道府県 市区				
	----- (ビルの名称等)				
電話番号		FAX番号			
園長の 氏名・生年月日	フリガナ 氏名		生年月日	年 月 日 (満 歳)	
園長就任年月日	年 月 日	園長の教員免許 の有無	有 (免許の種類: ) ・ 無		
園長の住所	(郵便番号 ー ) 都道府県 市区				
認可年月日(必須)	年 月 日				
開所曜日	日 ・ 月 ・ 火 ・ 水 ・ 木 ・ 金 ・ 土				
開所時間	平日	時 分	～	時 分	
	土曜日	時 分	～	時 分	
	日曜日	時 分	～	時 分	
休園日					
利用定員	1号認定	4歳以上児	5歳児	4歳児	3歳児
	人	人	人	人	人
認可定員	1号認定		人		
学級編制	学級 (1学級当たり 人)				
給食の 実施状況	1号認定	実施有無	有 ・ 無	提供方法	自園調理・外部搬入・弁当持参
	提供日	日・月・火・水・木・金・土 その他 ( )			

第27号様式（別紙5）（第28条、第29条関係）（第2面）

その他の事業 の実施状況		一時預かりの実施状況						特別支援教育					
		通常(平日)			有・無(時分～時分)			有・無					
		休業日等			有・無(時分～時分)								
		その他											
		( )											
利 用 料		実費徴収の 有(内容・金額)・無						有( )・無					
		上乗せ徴収の 有(内容・理由・金額)・無						有( )・無					
職 種		副園長		教頭		主幹教諭		指導教諭		教諭			
		専 従	兼 務	専 従	兼 務	専 従	兼 務	専 従	兼 務	専 従	兼 務		
配 置 職員数	常 勤	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人		
	非常勤	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人		
常勤換算後の人数		人		人		人		人		人			
基準上の必要人数		人		人		人		人		人			
平均経験年数		年		年		年		年		年			
職 種		助教諭		講師		養護教諭		養護助教諭		栄養教諭			
		専 従	兼 務	専 従	兼 務	専 従	兼 務	専 従	兼 務	専 従	兼 務		
配 置 職員数	常 勤	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人		
	非常勤	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人		
常勤換算後の人数		人		人		人		人		人			
基準上の必要人数		人		人		人		人		人			
平均経験年数		年		年		年		年		年			
職 種		学校医		学校歯科医		学校薬剤師		事務職員		教育補助職員			
		専 従	兼 務	専 従	兼 務	専 従	兼 務	専 従	兼 務	専 従	兼 務		
配 置 職員数	常 勤	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人		
	非常勤	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人		
常勤換算後の人数		人		人		人		人		人			
基準上の必要人数		人		人		人		人		人			
平均経験年数		年		年		年		年		年			
職 種		その他の職員		直接雇用・派遣の別		/							
		専 従	兼 務	直接雇用(有期)								人	
配 置 職員数	常 勤	人	人	うち教諭								人	
	非常勤	人	人	直接雇用(無期)								人	
常勤換算後の人数		人		うち教諭								人	
基準上の必要人数		人		派遣労働者								人	
平均経験年数		年		うち教諭		人							

第27号様式（別紙5）（第28条、第29条関係）（第3面）

施設設備	設備	敷地全体	園舎	保育室	遊戯室	園庭（運動場）
	居室数／面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	室／m <sup>2</sup>	室／m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	1人当たりの面積			m <sup>2</sup> /人	m <sup>2</sup> /人	m <sup>2</sup> /人
設備	調理室・調理設備					
設置状況	<input type="checkbox"/> 調理室 <input type="checkbox"/> 調理設備 <input type="checkbox"/> 無し					
添付書類 (確認変更申請の内容又は変更届の内容に応じて添付する)	1 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書（申請者が法人の場合） 2 認可証等の写し 3 変更前後の建物の構造概要及び図面（各室の用途を明示する。）並びに設備の概要に関する書類 4 運営規程 5 苦情を処理するために講ずる措置の概要に関する書類 6 従業者の勤務の体制及び勤務形態に関する書類 7 収支予算書等資産の状況がわかる書類 8 定員以上の応募がある場合の選考基準に関する書類 9 給付費の請求に関する書類 10 子ども・子育て支援法第40条第2項に該当していないことを誓約する書面（誓約書） 11 役員の氏名、生年月日及び住所がわかる書類 12 その他確認に関し必要と認める書類					



第27号様式（別紙6）（第28条、第29条関係）（裏）

その他の事業 の実施状況	障害児保育		延長保育				一時預かり						
	有 ・ 無		有 ・ 無 開所時間開始前 開所時間終了後				有 ・ 無 ( 時 分～ 時 分)						
	病児・病後児保育		そ の 他										
	有 ・ 無 ( 類 型 : )		( )										
利用料		実費徴収の有 (内容) ・ 無				上乗せ徴収の有 (内容・理由・金額) ・ 無							
		有 ( ) ・ 無				有 ( ) ・ 無							
職員の 状況	職 種		主任保育士		保育士		医師(嘱託医)		調理員		その他の職員		
			専 従	兼 務	専 従	兼 務	専 従	兼 務	専 従	兼 務	専 従	兼 務	
	配 置 職員数	常 勤	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
		非常勤	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
	常勤換算後の人数		人		人		人		人		人		
	基準上の必要人数		人		人		人		人		人		
	平均経験年数		年		年		年		年		年		
	直接雇用・ 派遣の別		直接雇用 (有期)		直接雇用 (無期)		派遣労働者						
			うち保育士		うち保育士		うち保育士		うち保育士		うち保育士		
	設 備		敷地全体		園舎		乳児室		ほふく室		保育室		遊戯室
居室数/面積		㎡		㎡		室/ ㎡		室/ ㎡		室/ ㎡		室/ ㎡	
1人当たりの面積		㎡/人		㎡/人		㎡/人		㎡/人		㎡/人		㎡/人	
設 備		屋 外 遊 戯 場											
設置場所		<input type="checkbox"/> 敷地内 <input type="checkbox"/> 隣接地 <input type="checkbox"/> 代替地 ( <input type="checkbox"/> 公園 <input type="checkbox"/> 広場 <input type="checkbox"/> 寺社境内 <input type="checkbox"/> その他)											
面 積		全体の面積				㎡		満2歳以上児1人当たり面積		㎡/人			
設 備		調 理 室 ・ 調 理 設 備											
設置状況		<input type="checkbox"/> 調理室 <input type="checkbox"/> 調理設備											
添付書類  (確認変更申請 の内容又は変更 届の内容に応じて 添付する)		1 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書（申請者が法人の場合） 2 認可証等の写し 3 変更前後の建物の構造概要及び図面（各室の用途を明示する。）並びに設備の概要に関する書類 4 運営規程 5 苦情を処理するために講ずる措置の概要に関する書類 6 従業者の勤務の体制及び勤務形態に関する書類 7 収支予算書等資産の状況がわかる書類 8 定員以上の応募がある場合の選考基準に関する書類 9 給付費の請求に関する書類 10 子ども・子育て支援法第40条第2項に該当していないことを誓約する書面（誓約書） 11 役員の氏名、生年月日及び住所がわかる書類 12 その他確認に関し必要と認める書類											

特定教育・保育施設 確認辞退届

年 月 日

東京都北区長 殿

所在地  
 申請者 名称  
 代表者氏名  
 施設の名称  
 施設の所在地

年 月 日 第 号により確認を受けた施設について、  
 確認を辞退するので次のとおり届け出ます。

1	教育・保育施設の 種類  (いずれかに☑及び ○印を付すこと)	<input type="checkbox"/> 認定こども園 (幼保連携型・幼稚園型・保育所型・地方裁量型)
		<input type="checkbox"/> 幼稚園 (上記を除く。)
		<input type="checkbox"/> 保育所 (上記を除く。)
2	辞退の理由	
3	入所させている者の 処置	
4	辞退の年月日	年 月 日



第 号

年 月 日

特定教育・保育施設の確認取消・停止通知書

設置者 殿

東京都北区長



年 月 日 第 号 により、子ども・子育て支援法第 31 条の確認を受けた施設について、同法第 40 条第 1 項に基づき、次のとおり、確認を取消・停止いたします。

1 施設の名称、所在地

2 取消・停止の理由

3 取消・停止の時期・期間

- (教示) 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に東京都北区長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、東京都北区を被告として（訴訟において東京都北区を代表する者は、東京都北区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記 1 の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

特定地域型保育事業者 確認申請書

年 月 日

東京都北区長 殿

所在地

申請者 名称

代表者氏名

（法人以外の場合にあっては住所及び氏名）

子ども・子育て支援法第43条第1項の規定に基づき、地域型保育事業者に係る確認を受けたいので、次のとおり、関係書類を添えて申請します。

申請者	フリガナ 名称（氏名）	-----										
	主たる事務所の 所在地・連絡先	(郵便番号 ー ) 都道府県 市区										
		----- (ビルの名称等)										
		電話番号					FAX番号					
	法人等の種別					法人所轄庁						
	代表者の 職名・氏名	職名					フリガナ 氏名	-----				
	代表者生年月日	年 月 日 (満 歳)				代表就任年月日	年 月 日					
	代表者の住所	(郵便番号 ー ) 都道府県 市区										
	----- (ビルの名称等)											
事業者番号												※既に特定教育・保育施設等を設置しており、事業者番号が付番されている場合に記入してください。
事業開始(予定)年月日	年 月 日											
施設の種類の (いずれかに☑及び ○印を付すこと)	種 類										添付別紙	
	<input type="checkbox"/> 小規模保育事業（A型・B型・C型）										別紙1	
	<input type="checkbox"/> 家庭的保育事業										別紙2	
	<input type="checkbox"/> 居宅訪問型保育事業										別紙3	
<input type="checkbox"/> 事業所内保育事業										別紙4		

第30号様式（別紙1）（第32条関係）（第1面）

別紙1 小規模保育事業を行う事業所の確認に係る記載事項

小規模保育事業の事業類型		<input type="checkbox"/> A型		<input type="checkbox"/> B型		<input type="checkbox"/> C型	
フリガナ 事業所の名称		-----					
事業所の所在地・連絡先		(郵便番号      —      )					
		都道府県		郡市区			
		----- (ビルの名称等)					
		電話番号			FAX番号		
連携先の名称・所在地	名称	-----					
	施設の類型	<input type="checkbox"/> 認定こども園（ <input type="checkbox"/> 幼保連携型・ <input type="checkbox"/> 幼稚園型・ <input type="checkbox"/> 保育所型・ <input type="checkbox"/> 地方裁量型） <input type="checkbox"/> 幼稚園・ <input type="checkbox"/> 保育所・ <input type="checkbox"/> その他（      ）					
	所在地	(郵便番号      —      )					
		都道府県		郡市区			
		----- (ビルの名称等)					
	連携内容	<input type="checkbox"/> 食事の提供に関する支援 <input type="checkbox"/> 嘱託医による健康診断等に関する支援 <input type="checkbox"/> 屋外遊戯場の利用に関する支援 <input type="checkbox"/> 合同保育に関する支援 <input type="checkbox"/> 後方支援 <input type="checkbox"/> 行事への参加に関する支援 <input type="checkbox"/> 卒園後の受け皿としての支援 <input type="checkbox"/> その他（      ）					
	事業所番号				※連携先が特定教育・保育施設等の場合は、事業所番号を記入してください。		
管理者に関する情報	管理者の氏名・生年月日	フリガナ氏名		-----		生年月日	
						年 月 日 (満 歳)	
	管理者就任年月日	年 月 日					
	管理者の資格の有無	有（資格の種類：      ）      ・      無					
	管理者の住所	(郵便番号      —      )					
		都道府県		郡市区			
		----- (ビルの名称等)					
	認可年月日	年 月 日					
	開所曜日	日 ・ 月 ・ 火 ・ 水 ・ 木 ・ 金 ・ 土					
開所時間	平日	時 分		～		時 分	
	土曜日	時 分		～		時 分	
	日曜日	時 分		～		時 分	
	休園日	-----					
利用定員	3号認定	1・2歳児			0歳児		
		2歳児		1歳児			
	人	人	人	人	人	人	
		( 人 )	( 人 )	( 人 )	( 人 )	( 人 )	
	認可定員	3号認定			人		

第30号様式（別紙1）（第32条関係）（第2面）

給食の実施状況	3号認定	提供方法							
		<input type="checkbox"/> 自園調理 <input type="checkbox"/> 連携施設又は給食搬入施設 <input type="checkbox"/> それ以外から搬入 <input type="checkbox"/> 弁当持参							
その他の事業の実施状況		延長保育			一時預かり				
		有・無			有・無				
		開所時間開始前 時 分から			( 時 分～ 時 分)				
利用料		実費徴収の有(内容)・無		有( )・無					
		上乗せ徴収の有(内容・理由・金額)・無		有( )・無					
A型・B型 職員の状況		職 種		保育従事者(保育士資格有り)		保育従事者(保育士資格無し)		医師(嘱託医)	
				専 従	兼 務	専 従	兼 務	専 従	兼 務
		配 置 職員数	常 勤	人	人	人	人	人	人
			非常勤	人	人	人	人	人	人
		常勤換算後の人数		人		人		人	
		基準上の必要人数		人		人		人	
		平均経験年数		年		年			
		配 置 職員数		調理員		その他の職員		直接雇用・派遣の別	
				専 従	兼 務	専 従	兼 務	直接雇用(有期)	人
		常 勤	人	人	人	人	うち保育従事者	人	
非常勤	人		人	人	直接雇用(無期)	人			
常勤換算後の人数		人		人		うち保育従事者	人		
基準上の必要人数		人		人		派遣労働者	人		
平均経験年数		年		年		うち保育従事者	人		
事業所の設備		設 備	敷地全体	園舎	乳児室	ほふく室	保育室	遊戯室	
		居室数/面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	室/ m <sup>2</sup>	室/ m <sup>2</sup>	室/ m <sup>2</sup>	室/ m <sup>2</sup>	
		1人当たりの面積			m <sup>2</sup> /人	m <sup>2</sup> /人	m <sup>2</sup> /人	m <sup>2</sup> /人	
設 備		屋 外 遊 戯 場							
		設置場所	<input type="checkbox"/> 敷地内 <input type="checkbox"/> 隣接地 <input type="checkbox"/> 代替地( <input type="checkbox"/> 公園 <input type="checkbox"/> 広場 <input type="checkbox"/> 寺社境内 <input type="checkbox"/> その他)						
面 積		全体の面積		m <sup>2</sup> 満2歳以上児1人当たり面積			m <sup>2</sup> /人		
設 備		調 理 室 ・ 調 理 設 備							
		設置状況	<input type="checkbox"/> 調理室 <input type="checkbox"/> 調理設備						

第30号様式（別紙1）（第32条関係）（第3面）

C型	職員 の 状 況	職 種	家庭的保育者 (保育士資格有り)		家庭的保育者 (保育士資格無し)		家庭的保育補助者			
			専 従	兼 務	専 従	兼 務	専 従	兼 務		
		配 置 職員数	常 勤	人	人	人	人	人	人	
			非常勤	人	人	人	人	人	人	
		常勤換算後の人数		人		人		人		
		基準上の必要人数		人		人		人		
		平均経験年数		年		年		年		
		職 種	医師(嘱託医)		調理員		その他の職員		直接雇用・派遣の別	
			専 従	兼 務	専 従	兼 務	専 従	兼 務	直接雇用(有期)	人
		配 置 職員数	常 勤	人	人	人	人	人	うち家庭的保育者 又は家庭的保育補助者	人
非常勤	人		人	人	人	人	直接雇用(無期)	人		
常勤換算後の人数		人		人		人		うち家庭的保育者 又は家庭的保育補助者	人	
基準上の必要人数		人		人		人		派遣労働者	人	
平均経験年数		年		年		年		うち家庭的保育者 又は家庭的保育補助者	人	
事業所 の 設 備	設 備	敷地全体		園舎	乳児室	ほふく室	保育室	遊戯室		
	居室数/面積	㎡		㎡	室/ ㎡	室/ ㎡	室/ ㎡	室/ ㎡		
	1人当たりの面積	㎡/人		㎡/人	㎡/人	㎡/人	㎡/人	㎡/人		
	設 備	屋 外 遊 戯 場								
	設置場所	<input type="checkbox"/> 敷地内 <input type="checkbox"/> 隣接地 <input type="checkbox"/> 代替地 ( <input type="checkbox"/> 公園 <input type="checkbox"/> 広場 <input type="checkbox"/> 寺社境内 <input type="checkbox"/> その他)								
	面 積	全体の面積		㎡		満2歳以上児1人当たり面積		㎡/人		
	設 備	調 理 室 ・ 調 理 設 備								
	設置状況	<input type="checkbox"/> 調理室 <input type="checkbox"/> 調理設備								
添付書類	1 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書（申請者が法人の場合） 2 認可証等の写し 3 事業所の平面図（各室の用途を明示する。）及び設備の概要に関する書類 4 運営規程 5 苦情を処理するために講ずる措置の概要に関する書類 6 従業者の勤務の体制及び勤務形態に関する書類 7 収支予算書等資産の状況がわかる書類 8 定員以上の応募がある場合の選考基準に関する書類 9 給付費の請求に関する書類 10 子ども・子育て支援法第52条第2項に該当していないことを誓約する書面（誓約書） 11 役員の氏名、生年月日及び住所がわかる書類 12 その他確認に関し必要と認める書類									



第30号様式（別紙2）（第32条関係）（裏）

延長保育の実施の有無		有 ・ 無		開所時間開始前： 時 分から		開所時間終了後： 時 分から				
利用料		実費徴収の有（内容）・無		有（ ） ・ 無						
		上乗せ徴収の有（内容・理由・金額）・無		有（ ） ・ 無						
職員 の 状 況	職 種	家庭的保育者 (保育士資格有り)		家庭的保育者 (保育士資格無し)		家庭的保育補助者		家庭的保育支援者		
		専 従	兼 務	専 従	兼 務	専 従	兼 務	専 従	兼 務	
	配 置 職員数	常 勤	人	人	人	人	人	人	人	人
		非常勤	人	人	人	人	人	人	人	人
	常勤換算後の人数		人		人		人		人	
	基準上の必要人数		人		人		人		人	
	平均経験年数		年		年		年		年	
	職 種	医師(嘱託医)		調理員		その他の職員		直接雇用・派遣の別		
		専 従	兼 務	専 従	兼 務	専 従	兼 務	直接雇用（有期）		人
	配 置 職員数	常 勤	人	人	人	人	人	人	うち家庭的保育者 又は家庭的保育補助者	人
非常勤		人	人	人	人	人	人	直接雇用（無期）	人	
常勤換算後の人数		人		人		人		うち家庭的保育者 又は家庭的保育補助者	人	
基準上の必要人数		人		人		人		派遣労働者	人	
平均経験年数		年		年		年		うち家庭的保育者 又は家庭的保育補助者	人	
事業 所 の 設 備	設 備	乳幼児の保育を 行う部屋		㎡		乳幼児1人当たりの 面積		㎡/人		
	屋 外 遊 戯 場									
	設置場所	<input type="checkbox"/> 敷地内 <input type="checkbox"/> 隣接地 <input type="checkbox"/> 代替地（ <input type="checkbox"/> 公園 <input type="checkbox"/> 広場 <input type="checkbox"/> 寺社境内 <input type="checkbox"/> その他）								
	面 積	全体の面積		㎡		満2歳以上児1人当たり面積		㎡/人		
	設 備	調 理 室 ・ 調 理 設 備								
設置状況	<input type="checkbox"/> 調理室 <input type="checkbox"/> 調理設備									
添付書類	1 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書（申請者が法人の場合） 2 認可証等の写し 3 事業所の平面図（各室の用途を明示する。）及び設備の概要に関する書類 4 運営規程 5 苦情を処理するために講ずる措置の概要に関する書類 6 従業者の勤務の体制及び勤務形態に関する書類 7 収支予算書等資産の状況がわかる書類 8 定員以上の応募がある場合の選考基準に関する書類 9 給付費の請求に関する書類 10 子ども・子育て支援法第52条第2項に該当していないことを誓約する書面（誓約書） 11 役員の氏名、生年月日及び住所がわかる書類 12 その他確認に関し必要と認める書類									

第30号様式（別紙3）（第32条関係）（表）

別紙3 居宅訪問型保育事業を行う事業所の確認に係る記載事項

フリガナ 事業所の名称		-----						
事業所の 所在地・連絡先		(郵便番号 ー ) 都道府県 郡市区						
		----- (ビルの名称等)						
		電話番号				FAX番号		
管理者に 関する 情報	管理者の 氏名・生年月日	フリガナ 氏 名	-----			生年月日	年 月 日 (満 歳)	
	管理者の 住所	(郵便番号 ー ) 都道府県 郡市区						
	管理者就任年月日	年 月 日	管理者の 資格の有無	有(□保育士 □看護師 □幼稚園教諭)・無				
	直接雇用・派遣	直接雇用(□有期 □無期)・ □派遣・ □個人						
連携先 の名称・ 所在地	名称							
	施設の類型	□障がい児入所施設 □その他区の指定する施設 ( )						
	所在地	(郵便番号 ー ) 都道府県 郡市区						
		----- (ビルの名称等)						
	連携内容							
	事業所番号						※連携先が特定教育・保育施設等の場合は、事業所番号を記入してください。	
利用料		実費徴収の 有(内容)・無		有( ) ・ 無				
		上乗せ徴収の 有(内容・理由・金額)・無		有( ) ・ 無				
職員 の 状 況	職 種	家庭的保育者 (保育士資格有り)		家庭的保育者 (保育士資格無し)		直接雇用・派遣の別		
		専 従	兼 務	専 従	兼 務	直接雇用(有期)	人	
	配置 職員数	常 勤	人	人	人	人	直接雇用(無期)	人
		非常勤	人	人	人	人		
	常勤換算後の人数		人		人		派遣労働者	人
	基準上の必要人数		人		人			
平均経験年数		年		年				
認可年月日		年 月 日						
利用可能曜日		日 ・ 月 ・ 火 ・ 水 ・ 木 ・ 金 ・ 土						



第30号様式（別紙3）（第32条関係）（裏）

利用可能時間	平日	時	分	～	時	分
	土曜日	時	分	～	時	分
	日曜日	時	分	～	時	分
休園日						
延長保育の実施の有無	有 ・ 無	開所時間開始前	時	分	から	
		開所時間終了後	時	分	から	
添付書類	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書（申請者が法人の場合）</li> <li>2 認可証等の写し</li> <li>3 事業所の平面図（各室の用途を明示する。）及び設備の概要に関する書類</li> <li>4 運営規程</li> <li>5 苦情を処理するために講ずる措置の概要に関する書類</li> <li>6 従業者の勤務の体制及び勤務形態に関する書類</li> <li>7 収支予算書等資産の状況がわかる書類</li> <li>8 定員以上の応募がある場合の選考基準に関する書類</li> <li>9 給付費の請求に関する書類</li> <li>10 子ども・子育て支援法第52条第2項に該当していないことを誓約する書面（誓約書）</li> <li>11 役員の氏名、生年月日及び住所がわかる書類</li> <li>12 その他確認に関し必要と認める書類</li> </ol>					

第30号様式（別紙4）（第32条関係）（第1面）

別紙4 事業所内保育事業を行う事業所の確認に係る記載事項

フリガナ 事業所の名称		-----			
事業所の 所在地・連絡先		(郵便番号 ー ) 都道 郡市区 府県 区			
		----- (ビルの名称等)			
		電話番号		FAX番号	
連携先 の名称・ 所在地	名称				
	施設の類型	<input type="checkbox"/> 認定こども園 ( <input type="checkbox"/> 幼保連携型・ <input type="checkbox"/> 幼稚園型・ <input type="checkbox"/> 保育所型・ <input type="checkbox"/> 地方裁量型 ) <input type="checkbox"/> 幼稚園・ <input type="checkbox"/> 保育所・ <input type="checkbox"/> その他 ( )			
	所在地	(郵便番号 ー ) 都道 郡市区 府県 区			
	連携内容	<input type="checkbox"/> 食事の提供に関する支援 <input type="checkbox"/> 屋外遊戯場の利用に関する支援 <input type="checkbox"/> 後方支援 <input type="checkbox"/> 卒園後の受け皿としての支援 <input type="checkbox"/> 嘱託医による健康診断等に関する支援 <input type="checkbox"/> 合同保育に関する支援 <input type="checkbox"/> 行事への参加に関する支援 <input type="checkbox"/> その他 ( )			
	事業所番号				※連携先が特定教育・保育施設等の場合は、事業所番号を記入してください。
管理者 に関する 情報	管理者の 氏名・生年月日	フリガナ 氏 名	-----	生年月日	年 月 日 (満 歳)
	管理者就任年月日	年 月 日			
	管理者の資格の有無	有 (資格の種類: ) ・ 無			
	管理者の 住所	(郵便番号 ー ) 都道 郡市区 府県 区			
		----- (ビルの名称等)			
認可年月日	年 月 日				
開所曜日	日 ・ 月 ・ 火 ・ 水 ・ 木 ・ 金 ・ 土				
開所時間	平日	時 分 ~ 時 分			
	土曜日	時 分 ~ 時 分			
	日曜日	時 分 ~ 時 分			
休園日					

第30号様式（別紙4）（第32条関係）（第2面）

利用定員	雇用する労働者の就学前子どもに係る利用定員	3号認定	1・2歳児	2歳児	1歳児	0歳児		
		人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)		
※( )内に保育短時間認定に係る利用定員数を記入してください。	地域の就学前子どもに係る利用定員	3号認定	1・2歳児	2歳児	1歳児	0歳児		
		人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)		
認可定員	雇用する労働者の就学前子どもに係る利用定員	3号認定						
		人						
認可定員	地域の就学前子どもに係る利用定員	3号認定						
		人						
給食の実施状況	3号認定	提供方法						
		<input type="checkbox"/> 自園調理 <input type="checkbox"/> 連携施設又は給食搬入施設 <input type="checkbox"/> それ以外から搬入 <input type="checkbox"/> 弁当持参						
その他の事業の実施状況	延長保育			一時預かり				
	有・無 開所時間開始前 時 分から 開所時間終了後 時 分まで			有・無 (時 分～時 分)				
	その他							
地域の就学前子どもに係る利用料	実費徴収の有(内容)・無		有( )・無					
	上乗せ徴収の有(内容・理由・金額)・無		有( )・無					
職員の状況	職種	保育従事者(保育士資格有り)		保育従事者(保育士資格無し)		医師(嘱託医)		
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	
	配置職員数	常勤	人	人	人	人	人	人
		非常勤	人	人	人	人	人	人
	常勤換算後の人数		人		人		人	
	基準上の必要人数		人		人		人	
	平均経験年数		年		年			
	職種	調理員		その他の職員		直接雇用・派遣の別		
		専従	兼務	専従	兼務	直接雇用(有期)	人	
	配置職員数	常勤	人	人	人	人	うち保育従事者	人
		非常勤	人	人	人	人	直接雇用(無期)	人
	常勤換算後の人数		人		人		うち保育従事者	人
基準上の必要人数		人		人		派遣労働者	人	
平均経験年数		年		年		うち保育従事者	人	

第30号様式（別紙4）（第32条関係）（第3面）

事業所の設備	設備	敷地全体	園舎	乳児室	ほふく室	保育室	遊戯室
	居室数/面積	㎡	㎡	室/㎡	室/㎡	室/㎡	室/㎡
	1人当たりの面積			㎡/人	㎡/人	㎡/人	㎡/人
設備	屋外遊戯場						
設置場所	<input type="checkbox"/> 敷地内 <input type="checkbox"/> 隣接地 <input type="checkbox"/> 代替地（ <input type="checkbox"/> 公園 <input type="checkbox"/> 広場 <input type="checkbox"/> 寺社境内 <input type="checkbox"/> その他）						
面積	全体の面積	㎡				満2歳以上児1人当たり面積	㎡/人
設備	調理室・調理設備						
設置状況	<input type="checkbox"/> 調理室 <input type="checkbox"/> 調理設備						
添付書類	1 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書（申請者が法人の場合） 2 認可証等の写し 3 事業所の平面図（各室の用途を明示する。）及び設備の概要に関する書類 4 運営規程 5 苦情を処理するために講ずる措置の概要に関する書類 6 従業員の勤務の体制及び勤務形態に関する書類 7 収支予算書等資産の状況がわかる書類 8 定員以上の応募がある場合の選考基準に関する書類 9 給付費の請求に関する書類 10 子ども・子育て支援法第52条第2項に該当していないことを誓約する書面（誓約書） 11 役員の氏名、生年月日及び住所がわかる書類 12 その他確認に関し必要と認める書類						

特定地域型保育事業者確認変更申請書兼変更届

年 月 日

東京都北区長 殿

住所

申請者 代表者氏名

（法人以外の場合にあっては住所及び氏名）

施設の名称

施設の所在地

年 月 日 第 号により確認を受けた施設の〔 利用定員  
下記の事項 〕について、  
次のおり変更するので、子ども・子育て支援法施行規則〔 第40条  
第41条第1項 〕の規定  
により〔 申請します。 〕  
〔 届け出ます。 〕

変更する事項	<input type="checkbox"/> 利用定員の変更（増加・変更・減少）（いずれかに○印を付すこと）	
	【 その他の事項 】（該当する番号に○印を付すこと） 1 事業所の名称及び所在地 2 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 3 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書 4 事業所の平面図（各室の用途を明示するものとする。）及び設備の概要 5 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所 6 運営規程 7 当該申請に係る事業に係る地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費の請求に関する事項 8 役員の氏名、生年月日及び住所 9 連携施設の名称 10 その他〔 〕	
変更の理由		
利用定員を減少する場合の現に利用している小学校就学前子どもに対する措置		
変更の時期	年 月 日	
施設の種類 (いずれかに☑及び○印を付すこと)	種	添付別紙
	<input type="checkbox"/> 小規模保育事業（A型・B型・C型）	別紙1
	<input type="checkbox"/> 家庭的保育事業	別紙2
	<input type="checkbox"/> 居宅訪問型保育事業	別紙3
<input type="checkbox"/> 事業所内保育事業	別紙4	



第31号様式（別紙1）（第33条、第34条関係）（第2面）

開所曜日	日・月・火・水・木・金・土							
開所時間	平日	時	分	～	時	分		
	土曜日	時	分	～	時	分		
	日曜日	時	分	～	時	分		
休園日								
利用定員	3号認定	1・2歳児		2歳児	1歳児	0歳児		
	※（ ）内に保育短時間認定に係る利用定員数を記入してください。	人 ( )	人 ( )	人 ( )	人 ( )	人 ( )		
認可定員	3号認定		人					
給食の実施状況	3号認定	提供方法						
		<input type="checkbox"/> 自園調理 <input type="checkbox"/> 連携施設又は給食搬入施設 <input type="checkbox"/> それ以外から搬入 <input type="checkbox"/> 弁当持参						
その他の事業の実施状況	延長保育		一時預かり		その他			
	有・無		有・無					
	開所時間開始前	時 分から	時 分から	時 分から				
	開所時間終了後	時 分まで	時 分まで	時 分まで				
利用料	実費徴収の有（内容）・無			上乗せ徴収の有（内容・理由・金額）・無				
	有（ ）・無			有（ ）・無				
職員 の 状 況  A型・B型	職 種	保育従事者 (保育士資格有り)		保育従事者 (保育士資格無し)		医師(嘱託医)		
		専 従	兼 務	専 従	兼 務	専 従	兼 務	
	配 置 職員数	常 勤	人	人	人	人	人	人
		非常勤	人	人	人	人	人	人
	常勤換算後の人数		人		人		人	
	基準上の必要人数		人		人		人	
	平均経験年数		年		年			
	職 種	調理員		その他の職員		直接雇用・派遣の別		
		専 従	兼 務	専 従	兼 務	直接雇用（有期）	人	
	配 置 職員数	常 勤	人	人	人	人	うち保育従事者	人
		非常勤	人	人	人	人	直接雇用（無期）	人
	常勤換算後の人数		人		人		うち保育従事者	人
	基準上の必要人数		人		人		派遣労働者	人
	平均経験年数		年		年		うち保育従事者	人
事業 所 の 設 備	設 備	敷地全体	園舎	乳児室	ほふく室	保育室	遊戯室	
	居室数/面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	室/ m <sup>2</sup>	室/ m <sup>2</sup>	室/ m <sup>2</sup>	室/ m <sup>2</sup>	
	1人当たりの面積			m <sup>2</sup> /人	m <sup>2</sup> /人	m <sup>2</sup> /人	m <sup>2</sup> /人	
	設 備	屋 外 遊 戯 場						
	設置場所	<input type="checkbox"/> 敷地内 <input type="checkbox"/> 隣接地 <input type="checkbox"/> 代替地（ <input type="checkbox"/> 公園 <input type="checkbox"/> 広場 <input type="checkbox"/> 寺社境内 <input type="checkbox"/> その他）						
	面 積	全体の面積		m <sup>2</sup> 満2歳以上児1人当たり面積		m <sup>2</sup> /人		
	設 備	調 理 室 ・ 調 理 設 備						
	設置状況	<input type="checkbox"/> 調理室 <input type="checkbox"/> 調理設備						

第31号様式（別紙1）（第33条、第34条関係）（第3面）

職 種	家庭的保育者 (保育士資格有り)		家庭的保育者 (保育士資格無し)		家庭的保育補助者								
	専 従	兼 務	専 従	兼 務	専 従	兼 務							
配 置 職員数	常 勤	人	人	人	人	人	人						
	非常勤	人	人	人	人	人	人						
常勤換算後の人数		人		人		人							
基準上の必要人数		人		人		人							
平均経験年数		年		年		年							
職 種	医師(嘱託医)		調理員		その他の職員		直接雇用・派遣の別						
	専 従	兼 務	専 従	兼 務	専 従	兼 務	直接雇用(有期)	人					
配 置 職員数	常 勤	人	人	人	人	人	うち家庭的保育者 又は家庭的保育補助者	人					
	非常勤	人	人	人	人	人	直接雇用(無期)	人					
常勤換算後の人数		人		人		うち家庭的保育者 又は家庭的保育補助者		人					
基準上の必要人数		人		人		派遣労働者		人					
平均経験年数		年		年		うち家庭的保育者 又は家庭的保育補助者		人					
設 備	敷地全体		園舎		乳児室		ほふく室		保育室		遊戯室		
居室数/面積		㎡		㎡		室/ ㎡		室/ ㎡		室/ ㎡		室/ ㎡	
1人当たりの面積		㎡/人		㎡/人		㎡/人		㎡/人		㎡/人		㎡/人	
設 備	屋 外 遊 戯 場												
設置場所	<input type="checkbox"/> 敷地内 <input type="checkbox"/> 隣接地 <input type="checkbox"/> 代替地 ( <input type="checkbox"/> 公園 <input type="checkbox"/> 広場 <input type="checkbox"/> 寺社境内 <input type="checkbox"/> その他)												
面 積	全体の面積				㎡ 満2歳以上児1人当たり面積				㎡/人				
設 備	調 理 室 ・ 調 理 設 備												
設置状況	<input type="checkbox"/> 調理室 <input type="checkbox"/> 調理設備												
添付書類	1 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書（申請者が法人の場合） 2 認可証等の写し 3 変更前後の事業所の平面図（各室の用途を明示する。）及び設備の概要に関する書類 4 運営規程 5 苦情を処理するために講ずる措置の概要に関する書類 6 従業者の勤務の体制及び勤務形態に関する書類 7 収支予算書等資産の状況がわかる書類 8 定員以上の応募がある場合の選考基準に関する書類 9 給付費の請求に関する書類 10 子ども・子育て支援法第52条第2項に該当していないことを誓約する書面（誓約書） 11 役員の氏名、生年月日及び住所がわかる書類 12 その他確認に関し必要と認める書類												



第31号様式（別紙2）（第33条、第34条関係）（第1面）

別紙2 家庭的保育事業を行う事業所の確認変更申請又は変更届に係る記載事項

※ 変更した項目について、変更後の内容を記載すること。

申請者	フリガナ 名称(氏名) (必須)	-----											
	主たる事務所の 所在地・連絡先  (必須)	(郵便番号 - ) 都道 郡市 府県 区											
		----- (ビルの名称等)											
	電話番号						FAX番号						
	代表者の職名・氏名(必須)	職名					フリガナ氏名	-----					
	代表者生年月日	年 月 日 (満 歳)				代表就任年月日	年 月 日						
	代表者の住所	(郵便番号 - ) 都道 郡市 府県 区											
----- (ビルの名称等)													
事業者番号													
フリガナ 事業所の名称(必須)	-----												
事業所の 所在地・連絡先 (必須)	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 自宅以外 ( )												
	(郵便番号 - ) 都道 郡市 府県 区												
	----- (ビルの名称等)												
	電話番号						FAX番号						
連携先の 名称・所在地	名称												
	施設の類型	<input type="checkbox"/> 認定こども園 ( <input type="checkbox"/> 幼保連携型・ <input type="checkbox"/> 幼稚園型・ <input type="checkbox"/> 保育所型・ <input type="checkbox"/> 地方裁量型 ) <input type="checkbox"/> 幼稚園・ <input type="checkbox"/> 保育所・ <input type="checkbox"/> その他 ( )											
	所在地	(郵便番号 - ) 都道 郡市 府県 区											
	連携内容	<input type="checkbox"/> 食事の提供に関する支援 <input type="checkbox"/> 囁託医による健康診断等に関する支援 <input type="checkbox"/> 屋外遊戯場の利用に関する支援 <input type="checkbox"/> 合同保育に関する支援 <input type="checkbox"/> 後方支援 <input type="checkbox"/> 行事への参加に関する支援 <input type="checkbox"/> 卒園後の受け皿としての支援 <input type="checkbox"/> その他 ( )											
	事業所番号												

第31号様式（別紙2）（第33条、第34条関係）（第2面）

管理者に関する情報	管理者の氏名・生年月日	フリガナ 氏 名	-----	生年月日	年 月 日 (満 歳)					
	管理者の住所	(郵便番号 ----- ) 都道府県 ----- 市区 (ビルの名称等) -----								
	管理者就任年月日	年 月 日	管理者の資格の有無	有( <input type="checkbox"/> 保育士 <input type="checkbox"/> 看護師 <input type="checkbox"/> 幼稚園教諭 )・無						
	直接雇用・派遣	直接雇用 ( <input type="checkbox"/> 有期 <input type="checkbox"/> 無期 ) ・ <input type="checkbox"/> 派遣 ・ <input type="checkbox"/> 個人								
認可年月日(必須)	年 月 日									
開所曜日	日 ・ 月 ・ 火 ・ 水 ・ 木 ・ 金 ・ 土									
開所時間	平日	時 分 ~ 時 分								
	土曜日	時 分 ~ 時 分								
	日曜日	時 分 ~ 時 分								
休園日										
利用定員	3号認定	1・2歳児	2歳児	1歳児	0歳児					
	人 ( 人 )	人 ( 人 )	人 ( 人 )	人 ( 人 )	人 ( 人 )					
※ ( ) 内に保育短時間認定に係る利用定員数を記入してください。										
認可定員	3号認定 人									
給食の実施状況	3号認定	提供方法								
		<input type="checkbox"/> 自園調理 <input type="checkbox"/> 連携施設又は給食搬入施設 <input type="checkbox"/> それ以外から搬入 <input type="checkbox"/> 弁当持参								
延長保育の実施の有無	有 ・ 無	開所時間開始前： 時 分から 開所時間終了後： 時 分から								
利用料	実費徴収の有(内容)・無		有 ( ) ・ 無							
	上乗せ徴収の有(内容・理由・金額)・無		有 ( ) ・ 無							
職員の状況	職 種	家庭的保育者 (保育士資格有り)		家庭的保育者 (保育士資格無し)		家庭的保育補助者		家庭的保育支援者		
		専 従	兼 務	専 従	兼 務	専 従	兼 務	専 従	兼 務	
	配置職員数	常 勤	人	人	人	人	人	人	人	人
		非常勤	人	人	人	人	人	人	人	人
	常勤換算後の人数		人		人		人		人	
	基準上の必要人数		人		人		人		人	
	平均経験年数		年		年		年		年	
	職 種	医師(嘱託医)		調理員		その他の職員		直接雇用・派遣の別		
		専 従	兼 務	専 従	兼 務	専 従	兼 務	直接雇用(有期)		人
	配置職員数	常 勤	人	人	人	人	人	うち家庭的保育者又は家庭的保育補助者		人
非常勤		人	人	人	人	人	直接雇用(無期)		人	
常勤換算後の人数		人		人		うち家庭的保育者又は家庭的保育補助者		人		
基準上の必要人数		人		人		派遣労働者		人		
平均経験年数		年		年		うち家庭的保育者又は家庭的保育補助者		人		

第31号様式（別紙2）（第33条、第34条関係）（第3面）

事業所の設備	設 備	乳幼児の保育を行う部屋	m <sup>2</sup>	乳幼児1人当たりの面積	m <sup>2</sup> /人
	屋 外 遊 戯 場				
	設置場所	<input type="checkbox"/> 敷地内 <input type="checkbox"/> 隣接地 <input type="checkbox"/> 代替地（ <input type="checkbox"/> 公園 <input type="checkbox"/> 広場 <input type="checkbox"/> 寺社境内 <input type="checkbox"/> その他）			
	面 積	全体の面積	m <sup>2</sup>	満2歳以上児1人当たり面積	m <sup>2</sup> /人
	設 備	調 理 室 ・ 調 理 設 備			
設置状況	<input type="checkbox"/> 調理室 <input type="checkbox"/> 調理設備				
添付書類 (確認変更申請の内容又は変更届の内容に応じて添付する)		1 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書（申請者が法人の場合） 2 認可証等の写し 3 変更前後の事業所の平面図（各室の用途を明示する。）及び設備の概要に関する書類 4 運営規程 5 苦情を処理するために講ずる措置の概要に関する書類 6 従業者の勤務の体制及び勤務形態に関する書類 7 収支予算書等資産の状況がわかる書類 8 定員以上の応募がある場合の選考基準に関する書類 9 給付費の請求に関する書類 10 子ども・子育て支援法第52条第2項に該当していないことを誓約する書面（誓約書） 11 役員の氏名、生年月日及び住所がわかる書類 12 その他確認に関し必要と認める書類			



第31号様式（別紙3）（第33条、第34条関係）（裏）

利用可能曜日		日 ・ 月 ・ 火 ・ 水 ・ 木 ・ 金 ・ 土						
利用可能時間		平日	時	分	～	時	分	
		土曜日	時	分	～	時	分	
		日曜日	時	分	～	時	分	
休園日								
延長保育の実施の有無		有 ・ 無	開所時間開始前	時	分	から		
			開所時間終了後	時	分	から		
利用料		実費徴収の有（内容）・無		有（ ） ・ 無				
		上乗せ徴収の有（内容・理由・金額）・無		有（ ） ・ 無				
職員の状況	職種		家庭的保育者（保育士資格有り）		家庭的保育者（保育士資格無し）		直接雇用・派遣の別	
			専従	兼務	専従	兼務	直接雇用（有期）	人
	配置職員数	常勤	人	人	人	人	直接雇用（無期）	人
		非常勤	人	人	人	人	派遣労働者	人
	常勤換算後の人数		人		人			
	基準上の必要人数		人		人			
平均経験年数		年		年				
添付書類 (確認変更申請の内容又は変更届の内容に応じて添付する)		1 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書（申請者が法人の場合） 2 認可証等の写し 3 変更前後の事業所の平面図（各室の用途を明示する。）及び設備の概要に関する書類 4 運営規程 5 苦情を処理するために講ずる措置の概要に関する書類 6 従業者の勤務の体制及び勤務形態に関する書類 7 収支予算書等資産の状況がわかる書類 8 定員以上の応募がある場合の選考基準に関する書類 9 給付費の請求に関する書類 10 子ども・子育て支援法第52条第2項に該当していないことを誓約する書面（誓約書） 11 役員の氏名、生年月日及び住所がわかる書類 12 その他確認に関し必要と認める書類						



第31号様式（別紙4）（第33条、第34条関係）（第2面）

開所曜日		日・月・火・水・木・金・土						
開所時間		平日	時	分	～	時	分	
		土曜日	時	分	～	時	分	
		日曜日	時	分	～	時	分	
休園日								
利用定員	雇用する労働者の就学前子どもに係る利用定員	3号認定	1・2歳児	2歳児	1歳児	0歳児		
		人 ( )人	人 ( )人	人 ( )人	人 ( )人	人 ( )人		
※( )内に保育短時間認定に係る利用定員数を記入してください。	地域の就学前子どもに係る利用定員	3号認定	1・2歳児	2歳児	1歳児	0歳児		
		人 ( )人	人 ( )人	人 ( )人	人 ( )人	人 ( )人		
認可定員	雇用する労働者の就学前子どもに係る利用定員				3号認定	人		
	地域の就学前子どもに係る利用定員				3号認定	人		
給食の実施状況	3号認定	提供方法						
		<input type="checkbox"/> 自園調理 <input type="checkbox"/> 連携施設又は給食搬入施設 <input type="checkbox"/> それ以外から搬入 <input type="checkbox"/> 弁当持参						
その他の事業の実施状況	延長保育			一時預かり		その他		
	有・無 開所時間開始前 時 分から 開所時間終了後 時 分まで			有・無 時 分から 時 分まで				
地域の就学前子どもに係る利用料	実費徴収の有(内容)・無			有( )・無				
	上乗せ徴収の有(内容・理由・金額)・無			有( )・無				
職員 の 状 況	職 種	保育従事者 (保育士資格有り)		保育従事者 (保育士資格無し)		医師(嘱託医)		
		専 従	兼 務	専 従	兼 務	専 従	兼 務	
	配 置 職 員 数	常 勤	人	人	人	人	人	人
		非 常 勤	人	人	人	人	人	人
	常勤換算後の人数		人		人		人	
	基準上の必要人数		人		人		人	
	平均経験年数		年		年			
	職 種	調理員		その他の職員		直接雇用・派遣の別		
		専 従	兼 務	専 従	兼 務	直接雇用(有期)	人	
	配 置 職 員 数	常 勤	人	人	人	人	うち保育従事者	人
非 常 勤		人	人	人	人	直接雇用(無期)	人	
常勤換算後の人数		人		人		うち保育従事者	人	
基準上の必要人数		人		人		派遣労働者	人	
平均経験年数		年		年		うち保育従事者	人	

第31号様式（別紙4）（第33条、第34条関係）（第3面）

事業所の設備	設備	敷地全体	園舎	乳児室	ほふく室	保育室	遊戯室
	居室数/面積	㎡	㎡	室/㎡	室/㎡	室/㎡	室/㎡
	1人当たりの面積			㎡/人	㎡/人	㎡/人	㎡/人
設備	屋外遊戯場						
設置場所	<input type="checkbox"/> 敷地内 <input type="checkbox"/> 隣接地 <input type="checkbox"/> 代替地（ <input type="checkbox"/> 公園 <input type="checkbox"/> 広場 <input type="checkbox"/> 寺社境内 <input type="checkbox"/> その他）						
面積	全体の面積		㎡	満2歳以上児1人当たり面積			㎡/人
設備	調理室・調理設備						
設置状況	<input type="checkbox"/> 調理室 <input type="checkbox"/> 調理設備						
添付書類 (確認変更申請の内容又は変更届の内容に応じて添付する)	1 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書（申請者が法人の場合） 2 認可証等の写し 3 変更前後の事業所の平面図（各室の用途を明示する。）及び設備の概要に関する書類 4 運営規程 5 苦情を処理するために講ずる措置の概要に関する書類 6 従業員の勤務の体制及び勤務形態に関する書類 7 収支予算書等資産の状況がわかる書類 8 定員以上の応募がある場合の選考基準に関する書類 9 給付費の請求に関する書類 10 子ども・子育て支援法第52条第2項に該当していないことを誓約する書面（誓約書） 11 役員の氏名、生年月日及び住所がわかる書類 12 その他確認に関し必要と認める書類						



特定地域型保育事業者 確認 辞 退 届

年 月 日

東京都北区長 殿

住所

申請者 代表者氏名

（法人以外の場合にあっては住所及び氏名）

施設の名称

施設の所在地

年 月 日 第 号により確認を受けた特定地域型保育事業  
について、確認を辞退するので下記のとおり届け出ます。

1	特定地域型保育事業 の種類  (いずれかに☑及び ○印を付すこと)	<input type="checkbox"/> 小規模保育事業（A型・B型・C型）
		<input type="checkbox"/> 家庭的保育事業
		<input type="checkbox"/> 居宅訪問型保育事業
		<input type="checkbox"/> 事業所内保育事業
2	辞退の理由	
3	入所させている者 の処置	
4	辞退の年月日	年 月 日

第 号

年 月 日

特定地域型保育事業者の確認取消・停止通知書

設置者 殿

東京都北区長



年 月 日 第 号 により、子ども・子育て支援法第 43 条の確認を受けた施設について、同法第 52 条第 1 項に基づき、次のとおり、確認を取消・停止いたします。

1 施設の名称、所在地

2 取消・停止の理由

3 取消・停止の時期・期間

- (教示) 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に東京都北区長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、東京都北区を被告として（訴訟において東京都北区を代表する者は、東京都北区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記 1 の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

## 特定子ども・子育て支援施設等確認申請書

年 月 日

東京都北区長 殿

申請者所在地 \_\_\_\_\_

氏 名  
(又は名称) \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定による確認を受けたいので、同法第58条の2に基づき以下のとおり関係書類を添えて申請します。

1 申請者に関する事項

設置主体	<input type="checkbox"/> 法人 ( <input type="checkbox"/> 国立大学法人 <input type="checkbox"/> 公立大学法人 <input type="checkbox"/> 学校法人 <input type="checkbox"/> 社会福祉法人 ) <input type="checkbox"/> 株式会社 <input type="checkbox"/> NPO法人 <input type="checkbox"/> その他法人 <input type="checkbox"/> 法人以外 ( <input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 任意団体 )		
設置者・事業者名※	_____		
設置者・事業者の主たる事務所の所在地	〒 _____ TEL : _____ メールアドレス : _____		
代表者	職名	フリガナ	氏名
	住所	生年 月 日    年 月 日	

※ 設置者又は経営者が株式会社、各種法人、任意団体の場合は、社名、法人名、団体名を記入してください。

2 施設・事業に関する事項

施設・事業の種類	事業の種類	添付別紙	
<input type="checkbox"/> 認定こども園	<input type="checkbox"/> 幼稚園	<input type="checkbox"/> 特別支援学校幼稚部	別紙1
<input type="checkbox"/> 認可外保育施設			別紙2
<input type="checkbox"/> 預かり保育事業（在園児を対象）			別紙3
<input type="checkbox"/> 一時預かり事業（在園児以外を対象）			別紙4
<input type="checkbox"/> 病児保育事業			別紙5
事業開始（予定）年月日	年 月 日		

(添付書類)

- 1 定款、寄附行為等及びその登記事項証明書等
- 2 役員の名、生年月日及び住所の一覧
- 3 法第58条の10第2項に規定する申請をすることができない者に該当しないことを誓約する書面

第34号様式（別紙1）（第37条関係）（表）

（別紙1 特定教育・保育施設以外の認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部）

1 施設に関する事項

施設の種類	<input type="checkbox"/> 認定こども園（子ども・子育て支援法第7条第10項第1号に規定する施設） <input type="checkbox"/> 幼保連携型 <input type="checkbox"/> 幼稚園型 <input type="checkbox"/> 保育所型 <input type="checkbox"/> 地方裁量型 <input type="checkbox"/> 幼稚園（子ども・子育て支援法第7条第10項第2号に規定する施設） <input type="checkbox"/> 特別支援学校（子ども・子育て支援法第7条第10項第3号に規定する施設）			
名称	〒      -			
所在地	TEL:      -      -      メールアドレス:			
施設の 管理者	職名		フリガナ	
			氏名	
	住所		生年 月日	年      月      日

2. 運営に関する事項

(1) 開園（開校）曜日（開園・開校している曜日全てにレ点を入れてください。）

日曜日    月曜日    火曜日    水曜日    木曜日    金曜日    土曜日

(2) 開園（開校）時間

曜      日	開 園 ・ 開 校 時 間 ※
平      日	～
土      曜      日	～
日      曜      日	～

※24時間標記で記入してください。

(3) 認可定員等

認 可 定 員		学 級 編 制		学 級
---------	--	---------	--	-----

(4) 利用料金等

	年額	月額	半期	その他
保育料				
入園料				
その他 (      )				

食事の 提供の 有無	<input type="checkbox"/> 有（有の場合は、以下も記入してください。）			
	提供 日	<input type="checkbox"/> 日曜日 <input type="checkbox"/> 月曜日 <input type="checkbox"/> 火曜日 <input type="checkbox"/> 水曜日 <input type="checkbox"/> 木曜日 <input type="checkbox"/> 金曜日 <input type="checkbox"/> 土曜日 <input type="checkbox"/> その他 (      )		
	提供 方法	<input type="checkbox"/> 自園調理 <input type="checkbox"/> 外部搬入 <input type="checkbox"/> その他 (      )		
	食事 代	<input type="checkbox"/> 1食当たり      円	<input type="checkbox"/> 月当たり      円	<input type="checkbox"/> その他 (      )      円
	・上記の食事代は、パンフレット等に記載している保育料に含んでいますか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ			
<input type="checkbox"/> 無				

第34号様式（別紙1）（第37条関係）（裏）

（5）職員配置の状況

職員数(※1)		常勤(※3)	非常勤(※4)	合計
職 種 別 の 内 訳	教員(※2)			人
	事務職員			人
	寄宿舎指導員			人
	その他( )			人
	その他( )			人
	合 計	人	人	人

※1 特別支援学校の場合、幼稚部担当に限らず、学校全体の職員数を記載してください。

※2 園長、保育教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭・講師を含めてください。

※3 有期雇用職員を含めて記載してください。

※4 実雇用(任用)人数を記載してください。（常勤換算は不要）

（添付書類）

- 1 学校教育法第4条第1項による認可を受けたことを証する書類の写し（国立大学法人立は不要）
- 2 園則（学則）
- 3 職員体制一覧（職員の勤務の体制及び勤務形態）

（別紙2 認可外保育施設）

1 届出等に関する事項

児童福祉法第59条の2第1項の規定による届出を行った年月日	年 月 日
設置（予定）年月日	年 月 日
認可外保育施設指導監督基準を満たす証明書の交付の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
認可外保育施設指導監督基準を満たす予定の年月日※	年 月 日

※認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書が交付されていない施設のみ記入してください。

2 施設に関する事項

施設の種類	<input type="checkbox"/> 児童福祉法第6条の3第11項の規定による業務を目的とする施設以外 <input type="checkbox"/> 児童福祉法第6条の3第11項の規定による業務を目的とする施設		
名称			
所在地	〒 - -		
	TEL: - -	メールアドレス:	
管理者	職名	フリガナ	
		氏名	
	住所	生年月日	年 月 日

3 運営に関する事項

(1) 開所時間・保育提供可能時間

	通常開所時間/通常保育提供可能時間	時間外開所時間/時間外保育提供可能時間	備考
平日	～	～	
土曜日	～	～	
日・祝祭日	～	～	

※24時間表記で記入してください。

(2) 提供するサービス内容

提供するサービス種別	対象年齢※			
<input type="checkbox"/> 月極契約	歳	か月～	歳	か月
<input type="checkbox"/> 定期利用	歳	か月～	歳	か月
<input type="checkbox"/> 一時預かり	歳	か月～	歳	か月
<input type="checkbox"/> 夜間保育	歳	か月～	歳	か月
<input type="checkbox"/> 24時間保育	歳	か月～	歳	か月
<input type="checkbox"/> その他 ( )	歳	か月～	歳	か月

※1歳未満児の場合のみ、月齢まで記入してください。

(3) 利用料金等

年齢・契約種別	月極額	定期契約	一時預かり	夜間保育	24時間保育
0 歳 児					
1 歳 児					
2 歳 児					
3 歳 児					
4 歳 児					
5 歳 児					

内 訳	保育料	入会金	キャンセル料	日用品費・文房具費	行事参加費
	食事代	通園送迎費	( )	( )	( )

(4) 入所定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
						人

(5) 職員の配置

①施設長  常勤  非常勤

常勤換算後の人数※ \_\_\_\_\_

※一日の勤務延時間数を8で除した常勤換算後の人数を記入してください。

[保育業務への従事]  従事する（資格欄にも記入してください。）  従事しない

[資格]  保育士  看護師  准看護師  その他（ \_\_\_\_\_ ）

②保育従事者 常勤 \_\_\_\_\_ 人 非常勤 \_\_\_\_\_ 人 総数 \_\_\_\_\_ 人

常勤換算後の人数※ \_\_\_\_\_ (人)

※一日の勤務延時間数を8で除した常勤換算後の人数を記入してください。

[資格別の内訳]

職種	常勤	非常勤	合計
保育士			人
看護師			人
准看護師			人
家庭的保育者			人
その他（ _____ ）			人
合計	人	人	人

③その他の職員 常勤 \_\_\_\_\_ 人 非常勤 \_\_\_\_\_ 人 総数 \_\_\_\_\_ 人

常勤換算後の人数※ \_\_\_\_\_ (人)

※一日の勤務延時間数を8で除した常勤換算後の人数を記入してください。

[資格別の内訳]

職種	常勤	非常勤	合計
調理員			人
その他（ _____ ）			人
その他（ _____ ）			人
その他（ _____ ）			人
合計	人	人	人





第34号様式（別紙3）（第37条関係）（表）  
（別紙3 預かり保育事業）

1 事業所に関する事項

施設の種類	<input type="checkbox"/> 認定こども園 <input type="checkbox"/> 幼稚園 <input type="checkbox"/> 特別支援学校幼稚部		
事業の種別	<input type="checkbox"/> 私学助成（預かり保育推進事業） <input type="checkbox"/> 地域子ども・子育て支援事業における一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ） <input type="checkbox"/> 幼稚園における長時間預かり運営費支援事業 <input type="checkbox"/> 公的支援を受けていない自主事業		
名 称			
所 在 地	〒 — —		
	TEL : — — メールアドレス :		
事 業 の 管 理 者	職名	フリガナ	
		氏名	
	住所	生年 月日	年 月 日

2 運営に関する事項

預かり保育事業の利用児童数及び職員配置

		預かり保育 利用児童数	職員の 配置基準	配置職員数		(参考) 基準に基づく 配置職員数		(参考) 在籍園児数
					うち 有資格者 数		うち 有資格者 数	
平日 (登園前)	3歳児(満3歳児を含む)		20:1	—	—	—	—	人
	4・5歳児		30:1	—	—	—	—	人
	合 計	人						人
平日 (降園後)	3歳児(満3歳児を含む)		20:1	—	—	—	—	人
	4・5歳児		30:1	—	—	—	—	
	合 計	人						
長期 休業中	3歳児(満3歳児を含む)		20:1	—	—	—	—	
	4・5歳児		30:1	—	—	—	—	
	合 計	人						
休日	3歳児(満3歳児を含む)		20:1	—	—	—	—	
	4・5歳児		30:1	—	—	—	—	
	合 計	人						

※配置職員数には、預かり保育事業に従事している間、専ら当該事業に従事している人数を記入してください（教育課程担当職員による対応可）。

※有資格者数は、幼稚園教諭普通免許状所有者又は保育士の人数を記入してください。

第34号様式（別紙3）（第37条関係）（裏）

3 事業の実施状況

(1) 預かり保育事業の実施時間

平日	曜日	登園前	教育課程時間	降園後
		～	～	～
		～	～	～

長期休業日	曜日	預かり時間
		～
		～

休日※	曜日	預かり時間
		～
		～

※土曜・日曜・祝祭日

(2) 預かり保育事業の年間実施日数

	平日	長期休業日	休日	合計
年間実施日数				日

(3) 食事・おやつ提供の有無等

- 食事・おやつ提供の有無  有  無
- (提供有の場合) 加熱、保存等の調理機能を有する設備の必要性の有無  有  無
- (必要性有の場合) 加熱、保存等の調理機能を有する設備の有無  有  無

4 利用料金

(1) 預かり保育事業の料金

	1時間	1回	月極	その他
平日				
長期休業中				
休日				

※年齢や時間帯等により料金が異なる場合には、最大の額を記入してください。

※食事代及びおやつ代を預かり保育の料金と一体的に保護者から徴収している場合には、それを除いた金額を記入してください。

(2) 食事代及びおやつ代

	1回	月極
食事代		
おやつ代		

5 設備・面積

部屋の名称	保育室ごとの受入れ人数等	預かり保育実施 保育室面積
	人 × 1.98 m <sup>2</sup> = m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	人 × 1.98 m <sup>2</sup> = m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	人 × 1.98 m <sup>2</sup> = m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>

(添付書類)

- 認定こども園…就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項の規定による認可又は同法第3条第1項若しくは第3項の規定による認定を受けたことを証する書類の写し  
幼稚園、特別支援学校…学校教育法第4条第1項による認可を受けたことを証する書類の写し
- 料金表及び利用案内・パンフレット
- 預かり保育事業に従事する担当職員の名簿（職員の氏名及び資格・研修修了の有無がわかるもの）
- 施設の図面（預かり保育の実施場所を明示したもの）







特定子ども・子育て支援施設等確認変更届

年 月 日

東京都北区長 殿

届出者所在地 \_\_\_\_\_

氏名  
(又は名称) \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定による確認を受けた事項に変更があったので、同法第58条の5に基づき以下のとおり届け出ます。

施設・事業 の 種類	<input type="checkbox"/> 認定こども園 <input type="checkbox"/> 幼稚園 <input type="checkbox"/> 特別支援学校幼稚部 <input type="checkbox"/> 認可外保育施設 <input type="checkbox"/> 預かり保育事業 <input type="checkbox"/> 一時預かり事業 <input type="checkbox"/> 病児保育事業
------------------	--

変更項目※1	変更前	変更後	
設置者・事業者名※2			
設置者・事業者の主たる事務所の所在地	〒 —	〒 —	
	TEL : — —	TEL : — —	
	メールアドレス :	メールアドレス :	
設置者・事業者の代表者	職名	職名	
	フリガナ	フリガナ	
	氏名	氏名	
	住所	住所	
	生年月日	年 月 日	生年月日
施設名称			
施設所在地	〒 —	〒 —	
	TEL : — —	TEL : — —	
	メールアドレス :	メールアドレス :	
施設管理者	職名	職名	
	フリガナ	フリガナ	
	氏名	氏名	
	住所	住所	
	生年月日	年 月 日	生年月日
変更日	年 月 日		

※1 記載の変更項目以外に変更項目がある場合は、確認参考様式1から4の該当項目に記載の上、添付してください。

※2 設置者又は経営者が株式会社、各種法人、任意団体の場合は、社名、法人名、団体名を記入してください。

(添付書類)

- 1 定款、寄附行為等及びその登記事項証明書等（法人の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名、生年月日、住所、職名に変更がある場合）
- 2 役員の氏名、生年月日及び住所の一覧（役員に変更があった場合）

## 特定子ども・子育て支援施設等確認辞退届

年 月 日

東京都北区長 殿

届 出 者 所 在 地 \_\_\_\_\_

氏 名  
(又は名称) \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定による確認を辞退したいので、同法第58条の6第1項に基づき以下のとおり届け出ます。

施設・事業の種類	<input type="checkbox"/> 認定こども園 <input type="checkbox"/> 幼稚園 <input type="checkbox"/> 特別支援学校幼稚部 <input type="checkbox"/> 認可外保育施設 <input type="checkbox"/> 預かり保育事業 <input type="checkbox"/> 一時預かり事業 <input type="checkbox"/> 病児保育事業		
設置者・事業者名※	〒 _____		
設置者・事業者の主たる事務所の所在地	TEL : _____ メールアドレス : _____		
代表者	職名		フリガナ
			氏名
施設・事業所の名称	_____		
施設の所在地	〒 _____		
辞退の理由	_____		
入所させている者の処置	_____		
確認を辞退する年月日	年 月 日		

※ 設置者又は経営者が株式会社、各種法人、任意団体の場合は、社名、法人名、団体名を記入してください。

第 号

年 月 日

特定子ども・子育て支援施設等の確認取消・停止通知書

設置者 殿

東京都北区長



年 月 日 第 号 により、子ども・子育て支援法第 58 条の 2 の確認を受けた施設について、同法第 58 条の 10 第 1 項に基づき、次のとおり、確認を取消・停止いたします。

1 施設の名称、所在地

2 取消・停止の理由

3 取消・停止の時期・期間

- (教示) 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に東京都北区長に対して審査請求をすることができます (なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、東京都北区を被告として (訴訟において東京都北区を代表する者は、東京都北区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます (なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記 1 の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。



東京都北区保育料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月八日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区規則第二十号

東京都北区保育料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区保育料等徴収条例施行規則（平成二十七年三月東京都北区規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

第三条中「令和元年七月東京都北区教育委員会規則第十号」を「令和六年三月東京都北区規則第十九号」に改める。

第六条第四項中「保育料等」を「保育料又は延長保育料」に改める。

第六条の二中「第五条の四第六項」を「第五条の四第五項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（過誤納の取扱い）

第六条の三区長は、条例第四条第一項又は第六条の規定により決定された保育料又は延長保育料について、教育・保育給付認定保護者に過納又は誤納（以下「過誤納」という。）がある場合においては、当該過誤納に係る納付金を還付するものとする。ただし、その還付を受けるべき教育・保育給付認定保護者に納付すべき保育料又は延長保育料がある場合においては、当該教育・保育給付認定保護者の同意を得て、これを充当することができる。

2 区長は、前項本文の規定により還付するときは保育料等還付通知書（別記第五号様式）により、同項ただし書の規定により充当するときは保育料等充当通知書

（別記第六号様式）により当該教育・保育給付認定保護者に通知するものとする  
別記第四号様式の次に次の二様式を加える。

第 号  
年 月 日

## 保育料等還付通知書

様

東京都北区長



東京都北区保育料等徴収条例施行規則第6条の3第1項の規定により、過誤納に係る について、  
以下のとおり還付いたしますのでお知らせします。

1 保育所名

2 児童名

3 過払額明細

過払金額合計 円

年度	期別	料(円)	収納額(円)	過払額(円)

4 還付額合計 円

5 還付理由

- (教示) 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、東京都北区長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都北区を被告として（訴訟において東京都北区を代表する者は、東京都北区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 号  
年 月 日

## 保育料等充当通知書

様

東京都北区長

印

東京都北区保育料等徴収条例施行規則第6条の3第1項ただし書の規定により、過誤納に係る  
について、以下のとおり充当いたしましたのでお知らせします。

1 保育所名

2 児童名

3 過払額明細

過払金額合計 円

年度	期別	料(円)	収納額(円)	過払額(円)

4 充当額明細

充当金額合計 円

年度	期別	料(円)	収納額(円)	充当額(円)	充当後納付残額(円)

5 充当後過払額合計 円

6 充当理由

(教示) 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、東京都北区長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都北区を被告として（訴訟において東京都北区を代表する者は、東京都北区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

付 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

東京都北区保育所等の利用調整及び保育の利用に関する規則を公布する。

令和六年三月八日

東京都北区長  
山田加奈子

東京都北区規則第二十一号

東京都北区保育所等の利用調整及び保育の利用に関する規則

目次

第一章	総則（第一条・第二条）
第二章	利用調整（第三条―第十一条）
第三章	保育の利用（第十二条―第二十四条）
第四章	雑則（第二十五条）
付則	

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この規則は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第二十四条第三項の規定による保育所等の利用調整（法附則第七十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下「利用調整」という。）及び東京都北区（以下「北区」という。）における保育の実施その他保育の利用に關し必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。



- 一 児童 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号。以下「支援法」という。）第十九条第二号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難である小学校就学前子ども（当該小学校就学前子どもの保護者が支援法第二十条第一項の規定により支援法第十九条第二号又は第三号に掲げる区分についての認定を受けたものに限る。）をいう。
  - 二 認可保育所 法第三十五条第三項の規定により北区が設置した保育所（以下「区立保育所」という。）並びに同条第四項の規定により国、東京都及び北区以外の者が東京都知事の認可を受けて設置した保育所をいう。
  - 三 認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定こども園をいう（保育所であるものを除く。）。
  - 四 地域型保育事業等 法第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業、同条第十項に規定する小規模保育事業、同条第十一項に規定する居宅訪問型保育事業及び同条第十二項に規定する事業所内保育事業をいう。
  - 五 認可保育所等 前三号に掲げる認可保育所、認定こども園及び地域型保育事業等をいう。
- 2 前項各号に掲げるもののほか、この規則で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

## 第二章 利用調整

### （保育の利用申請）

第三条 認可保育所等において保育を受けること（以下「保育の利用」という。）を希望する児童（現に認可保育所等において保育を受けている児童であつてほかの認可保育所等における保育の利用を希望するものを含む。）の保護者は、東京都北区長（以下「区長」という。）が必要と認める書類により、別に区長が定める期限までに区長に申請しなければならない。ただし、事業所内保育事業による保育（法第六条の三第十二項第一号イ若しくはロに規定する労働者又は同号ハに規定する構成員の監護する児童に係る保育に限る。）を受けることを希望する場合については、この限りでない。

2 前項の規定による利用申請（以下「利用申請」という。）を行った保護者（以下「申請者」という。）は、利用申請から利用承諾までの間に、利用申請の内容に変更が生じたときは、変更届（第一号様式。以下「変更届」という。）に区長が必要と認める書類を添えて、区長に届け出なければならない。

### （利用調整）

第四条 区長は、利用申請があつたときは、当該利用申請に係る児童の保育の利用について、認可保育所等ごとに利用調整を行うものとする。

2 前項の規定による利用調整は、別表第一に定める選考指数又は別表第二に定め

る夜間選考指数及び別表第三に定める調整指数を合算して得た保育指数（以下「保育指数」という。）の高い世帯の児童から、順次保護者の希望及び認可保育所等の利用状況を考慮して行うものとする。

3 保育指数が同一の場合は、別表第四に定める基準により優先順位を決定し、決定した優先順位に基づき第一項による利用調整を行うものとする。

4 区長は、第一項の規定による利用調整により、保育の利用内定児童（以下「内定児」という。）を決定するものとする。

5 区長は、前項の規定による決定（以下「利用内定」という。）を行ったときは、内定児の保護者に対し、認可保育所等（以下「内定保育所等」という。）の長を通して、決定した内容を通知しなければならない。

（利用要請）

第五条 区長は、前条の規定による利用調整により認定こども園（北区が設置者である認定こども園を除く。以下この条及び第七条第二項において同じ。）又は地域型保育事業等（北区が事業者である地域型保育事業等を除く。以下この条及び第七条第二項において同じ。）の利用内定を行ったときは、当該認定こども園の設置者又は当該地域型保育事業等を行う者に対し、内定児の保育の利用の要請を行うものとする。

（面接及び健康診断）

第六条 内定児の保護者は、入所日の属する月の前月末日までに内定保育所等の長が実施する内定児に係る面接を受け、及び内定保育所等の長が指定する医師の健康診断を内定児に受けさせなければならない。

2 内定保育所等の長は、前項の規定による面接及び医師の健康診断の結果を勘案し、区長に対して内定児の集団保育の可否について意見を申し出なければならない。

い。  
(利用承諾等)

第七条 区長は、前条第一項の規定による面接及び医師の健康診断並びに同条第二項の規定による内定保育所等の長の意見を勘案し、認可保育所又は認定こども園(北区が設置者である認定こども園に限る。以下この項及び第九条第二項において同じ。)における内定児の集団保育が可能であると認めるときは、当該認可保育所又は当該認定こども園における保育の利用の決定(以下「利用承諾」という。)を行い、当該内定児の保護者に対しては保育利用承諾書(第二号様式(甲))により、利用承諾を行った認可保育所又は認定こども園の長に対しては保育利用承諾書(第二号様式(乙))によりそれぞれ通知しなければならない。

2 第五条の規定による利用の要請を受けた認定こども園の設置者又は地域型保育事業等を行う者が当該内定児の保育の利用の可否を決定したときは、速やかに区長に報告しなければならない。

（利用の保留）

第八条 区長は、第四条の規定による利用調整並びに第六条の規定による面接及び医師の健康診断により、児童を認可保育所等で速やかに保育できない旨の決定（以下「利用保留」という。）を行ったときは、保育利用保留通知書（第三号様式）により当該児童の保護者に通知しなければならない。

（利用承諾の取消し）

第九条 区長は、利用承諾を受けた児童又は当該児童の保護者が入所日までに次のいずれかに該当したときは、利用承諾を取り消すことができる。

一 支援法第十九条第二号の内閣府令で定める事由に該当しなくなったとき。

二 北区外へ転出したことにより、区長が別に定める受入れの制限事項に該当したとき。

三 第三条第二項の規定による区長への届出がなされていないこと又は事実と異なる内容により利用申請がなされたことにより、第四条の規定による利用調整に影響があったと認められるとき。

四 保護者から区長が別に定める入所辞退届出書の提出があったとき。

五 その他区長が特に必要と認めるとき。

2 区長は、前項の規定により利用承諾を取り消したときは、利用承諾を取り消した児童の保護者に対しては保育利用取消通知書（第四号様式（甲））により、認

可保育所又は認定こども園の長に対しては保育利用取消通知書（第四号様式（乙））により通知しなければならない。

（利用申請の特例）

第十条 第八条の規定により、利用保留となった児童の利用調整については、利用申請のあった日から起算して六月を経過した日の属する月の末日までに行われる利用調整までは利用申請があったものとみなして利用調整を行うことができる。

（認可外保育施設が認可保育所等へ移行することに伴う継続入所）

第十一条 認可外保育施設（法第五十九条の二に規定する認可外保育施設をいう。）が認可保育所等へ移行する場合の当該施設において現に保育を受けている児童の保育の利用の取扱いについては、区長が別に定める。

### 第三章 保育の利用

（入所日）

第十二条 認可保育所等の入所日は、月の初日とする。

（利用期間）

第十三条 認可保育所等の利用期間（以下「利用期間」という。）は、利用申請があった日以降において、区長が保育の利用を必要と認める日から支援法第二十一条に定める教育・保育給付認定の有効期間を限度として、保育が必要と見込まれる期間と保護者の希望をもとに区長が決定するものとする。

（利用期間の変更）

第十四条 区長は、前条の規定により決定した在園児の利用期間について、当該在園児の保護者から利用期間満了日以降も引き続き保育を必要とする事由を証明する書類の提出があったときは、前条の規定を準用して利用期間を変更することができる。ただし、子ども・子育て支援法施行規則（平成二十六年内閣府令第四十四号。以下「府令」という。）第一条の五第六号に掲げる事由に該当する在園児の保護者が利用期間満了日以降も同号に掲げる事由により引き続き保育の利用を希望する場合（主たる稼働者が失業中である場合を除く。）は、この限りでない。

2 前項ただし書に該当する場合における当該在園児の保育の利用については、第四条の規定を準用して再度の利用調整を行い決定するものとする。

3 区長は、第一項の規定により利用期間を変更したときは、利用期間を変更した児童の保護者に対しては利用期間変更通知書（第五号様式（甲））により、認可保育所等の長に対しては利用期間変更通知書（第五号様式（乙））により通知しなければならない。

（現況の届出）

第十五条 在園児の保護者は、当該在園児の属する世帯の状況等に変更があったときは、遅滞なく、変更届に区長が必要と認める書類を添えて、区長に届け出なければならない。

2 在園児の保護者は、毎年一回区長が別に定める期限までに東京都北区子ども子育て支援法施行細則（令和六年三月東京都北区規則第〇〇号）第十条に規定する届書に区長が必要と認める書類を添えて、区長へ世帯の状況を届け出なければならぬ。

（利用停止）

第十六条 区長は、在園児が次の各号に掲げるいずれかの事由により一時的に認可保育所等へ通所できなくなったときは、当該各号に定める期間を限度として認可保育所等の利用を停止すること（以下「利用停止」という。）ができる。

一 在園児が傷病により、認可保育所等へ通所できないとき。次項の規定による申請を受けた日の属する月の翌月（申請を受けた日が月の初日（当該初日が東京都北区の休日を定める条例（平成元年三月東京都北区条例第一号）第一条第一項に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、当該日の直後の休日でない日とする。以下この条において同じ。）であるときは当月）以降で保護者が希望する二月

二 在園児が保護者の里帰り出産に同伴することにより、認可保育所等へ通所できないとき（出産後に帰郷する場合を除く。）。出産予定月を含む二月  
2 利用停止を希望する在園児の保護者は、利用停止を希望する月の初日までに保育利用停止申請書（第六号様式）に区長が必要と認める書類を添えて、区長に申



請しなればならない。

3 区長は、前項の規定による申請を受けて利用停止を決定した場合は、利用停止を決定した児童の保護者に対しては保育利用停止通知書（第七号様式（甲））により、認可保育所等の長に対しては保育利用停止通知書（第七号様式（乙））により通知しなければならない。

4 利用停止の解除を希望する在園児の保護者は、変更届により区長に利用停止の解除の届出を行わなければならない。

5 区長は、前項の規定による申請を受けたときは、申請を受けた日以降の保護者が解除を希望する日をもって利用停止を解除するものとする。

6 区長は、前項の規定により利用停止を解除したときは、利用停止の解除を行った在園児の保護者に対しては保育利用停止解除通知書（第八号様式（甲））により、認可保育所等の長に対しては保育利用停止解除通知書（第八号様式（乙））により通知しなければならない。

（延長保育の利用申請）

第十七条 区立保育所が東京都北区立保育所条例施行規則（平成十年三月東京都北区規則第十一号。以下「保育所条例施行規則」という。）第四条に規定する保育所の開所時間（以下「開所時間」という。）を超えて行う保育（月単位で利用する場合に限る。以下「月ぎめ延長保育」という。）の利用を希望する保護者は、

延長保育利用申請書（第九号様式）に区長が必要と認める書類を添えて、別に区長が定める期限までに区長に申請しなければならない。

2 区立保育所が開所時間を超えて行う保育（一日単位で利用する場合に限る。以下「時間外スポット保育」という。）又は開所時間内において保育所条例施行規則第五条ただし書に規定する短時間保育児童に係る保育時間（以下「短時間保育児童の保育時間」という。）を超えて行われる当該短時間保育児童に対して行う保育（以下「時間内スポット保育」という。）の利用を希望する保護者は、延長保育（一日単位）利用申請書（第十号様式）に区長が必要と認める書類を添えて、区長に申請しなければならない。

（延長保育の利用対象）

第十八条 延長保育は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件を満たす世帯の在園児（第一号又は第二号に掲げる延長保育にあつては、満一歳以上の在園児に限る。）を対象とする。

一 月ぎめ延長保育 府令第四条第一項に規定する保育必要量が一月当たり平均二百七十五時間まで（一日当たり十一時間までに限る。）の区分における認定を受けており、かつ、就労、通勤等の理由により午後六時十五分以降に週三日以上又は月十二日以上、在園児を保育することが困難であること。

二 時間外スポット保育 午後六時十五分以降に在園児を保育することが困難で

あること。

三 時間内スポット保育 府令第四条第一項に規定する保育必要量が一月当たり平均二百時間まで（一日当たり八時間までに限る。）の区分における認定（以下「保育短時間認定」という。）を受けていること。

（月ぎめ延長保育の利用調整及び延長保育の利用承諾）

第十九条 区長は、第十七条第一項の規定による月ぎめ延長保育の利用の申請があったときは、当該利用の申請に係る在園児の月ぎめ延長保育の利用について、第四条第二項の規定を準用して利用調整を行い、延長保育の利用の決定（以下「延長承諾」という。）を行うものとする。

2 前項の規定による月ぎめ延長保育の利用調整において、世帯の保育指数が同一の場合は、別表第五に定める基準により優先順位を決定し、決定した優先順位に基づき延長承諾を行うものとする。

3 区長は、前項の利用調整により月ぎめ延長保育の延長承諾を行ったときは、延長承諾を行った在園児の保護者に対しては延長保育利用承諾書（第十一号様式（甲））により、区立保育所の長に対しては延長保育利用承諾書（第十一号様式（乙））により通知しなければならない。

（時間外スポット保育及び時間内スポット保育の延長承諾）

第二十条 区長は、第十七条第二項の規定による時間外スポット保育の利用の申請

があつたときは、月ぎめ延長保育を利用する在園児の数が保育所条例施行規則別表第二に規定する開所時間を超えて保育を行う保育所の定員を満たしていない場合に限り、延長承諾を行うものとする。

2 区長は、第十七条第二項の規定による時間内スポット保育の利用の申請があつたときは、当該在園児の保護者の時間内スポット保育を必要とする状況を勘案して延長承諾を行うものとする。

3 区長は、第十七条第二項の規定による時間外スポット保育又は時間内スポット保育の利用の申請を受けずに、開所時間（時間内スポット保育にあつては、短時間保育児童の保育時間）を超えて保育を実施したときは、時間外スポット保育又は時間内スポット保育の利用の申請があつたものとみなす。

4 区長は、前三項の規定により、時間外スポット保育又は時間内スポット保育の延長承諾を行ったときは、延長承諾を行った在園児の保護者に対しては延長保育（一日単位）利用承諾書（第十二号様式（甲））により、区立保育所の長に対しては延長保育（一日単位）利用承諾書（第十二号様式（乙））により通知しなければならぬ。

（月ぎめ延長保育の利用の保留）

第二十一条 区長は、第十九条の規定による利用調整により、月ぎめ延長保育の利用の申請を行った在園児を速やかに保育できない旨の決定をしたときは、延長保

育利用保留通知書（第十三号様式）により、当該在園児の保護者へ通知しなければならぬ。

2 前項の規定による通知を行った在園児については、第十条の規定を準用する。

（月ぎめ延長保育の利用の解除）

第二十二條 月ぎめ延長保育を利用する在園児の保護者が延長保育を必要としなくなつたときは、延長保育の解除を希望する月の前末日（当該末日が休日に当たるときは、当該日の直前の休日でない日とする。）までに変更届により区長に届け出なければならぬ。

2 区長は、前項の規定による届出があつたときは、月ぎめ延長保育の利用を解除し、月ぎめ延長保育の解除を行った在園児の保護者に対しては延長保育利用解除通知書（第十四号様式（甲））により、区立保育所の長に対しては延長保育利用解除通知書（第十四号様式（乙））により通知しなければならない。

（保育の利用の解除）

第二十三條 区長は、在園児又は当該在園児の保護者が次のいずれかに該当したときは、当該在園児の保育の利用を解除することができる。

- 一 支援法第十九条第二号の内閣府令で定める事由に該当しなくなつたとき。
- 二 第十三条に規定する保育の利用期間が満了したとき（第十四条第一項の規定による利用期間の変更が行われた場合を除く。）。

- 三 集団保育を実施することが困難であると区長が認めるとき。
  - 四 東京都外へ転出したとき。
  - 五 一月を超えて通所しないとき（第十六条の規定により利用停止となった場合を除く。）。
  - 六 第三条第二項の規定による区長への届出がなされていないこと又は事実と異なる内容により利用申請がなされたことが入所日以降に明らかになり、当該在園児の利用調整及び利用承諾に影響があったと認められるとき。
  - 七 児童の保護者から退所届（第十五号様式）の提出があったとき。
  - 八 正当な理由なく第十五条第一項及び第二項に規定する届出を行わないとき。
  - 九 その他区長が特に必要と認めるとき。
- （保育の利用の解除の通知）
- 第二十四条 区長は、前条の規定により保育の利用を解除したときは、保育の利用を解除した<sub>在園児</sub>の保護者に対しては保育利用解除通知書（第十六号様式（甲））により、認可保育所等の長に対しては保育利用解除通知書（第十六号様式（乙））により通知しなければならない。

#### 第四章 雑則

（委任）

第二十五条 この規則に定めるもののほか、保育所等の利用調整及び保育の利用に

関し必要な事項は、区長が別に定める。

（施行期日）

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、東京都北区保育所等の利用調整及び保育の利用に関する規則（平成三十年十月東京都北区教育委員会規則第十八号）の規定により調製した用紙で、現に残存するものについては、この規則の相当規定により調製された用紙とみなし、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表第1 (第4条関係)

## 選考指数

番号	保護者の状況			選考指数		
	類型	細目				
1	労働	外勤 自営 在宅勤務	週5日以上	週40時間以上の就労を常態	10	
				週30時間以上40時間未満の就労を常態	9	
				週20時間以上30時間未満の就労を常態	8	
			週4日以上	週32時間以上の就労を常態	9	
				週24時間以上32時間未満の就労を常態	8	
				週16時間以上24時間未満の就労を常態	7	
			週3日以上	週24時間以上の就労を常態	8	
				週18時間以上24時間未満の就労を常態	7	
				週12時間以上18時間未満の就労を常態	6	
				週12時間以上の在宅勤務	6	
週3日未満	月48時間以上の就労を常態	5				
2	求職	就労内定 (保育実施月からの就労証明書の提出あり)	週5日以上	週40時間以上の就労を常態	8	
				週30時間以上40時間未満の就労を常態	7	
				週20時間以上30時間未満の就労を常態	6	
			週4日以上	週32時間以上の就労を常態	7	
				週24時間以上32時間未満の就労を常態	6	
			週3日以上	週24時間以上の就労を常態	6	
		月48時間以上で上記以外の就労を常態	4			
		就労未定	求職又は起業準備のため昼間外出を常態としている場合	3		
別表第4番号7に該当する場合	番号1における選考指数を適用					
3	出産	出産	予定月をはさんで産前2箇月から産後2箇月まで	7		
4	疾病 負傷 障害	疾病・負傷	入院	1箇月以上の入院が確定している場合も含む。	10	
			居宅内療養	常時臥床	10	
				精神性の疾病・感染症	10	
				一般療養	8	
		心身障害	身体障害者手帳1級・2級 愛の手帳1度・2度・3度		10	
			精神障害者保健福祉手帳1級・2級・3級		8	
身体障害者手帳3級 愛の手帳4度			6			
5	看護 (介護)	施設付添	週5日以上	週5日以上	10	
			週4日以上	週4日以上	9	
			週3日以上	週3日以上	8	
		施設送迎	週3日以上		7	
			自宅看護・介護 (児童の別居の祖父母を含む。)	重度のため常時看護又は介護が必要		9
				上記以外の看護又は介護が必要		6
6	災害	震災その他災害のため保育に当たれない場合		10		
7	就学 職業訓練	就学	月48時間以上の就学又は職業訓練を常態	番号1における選考指数を適用		
			月48時間未満の就学又は職業訓練を常態	3		
		職業訓練	月48時間以上の就学又は職業訓練を常態	番号2における「就労内定」の選考指数を適用		
			月48時間未満の就学又は職業訓練を常態	3		
8	その他	上記の細目に掲げるもののほか、明らかに保育が必要と認められる場合		保育を必要とする事由に応じて番号1から7までの選考指数を適用		



## 備考

- 1 選考指数の決定は、次の各号に掲げる基準によるものとする。
  - (1) 選考指数は、申請締切日までに提出された書類をもとに、利用調整実施時点の保護者及び世帯の状況をもとに決定する。
  - (2) 選考指数は、保護者ごとに決定し、それぞれの選考指数を合算したものを世帯の選考指数とする。この場合において、保護者が1人のみである場合は、当該保護者の選考指数に選考指数10を加えたものを世帯の選考指数とする。
  - (3) 選考指数は、保護者1人につき、1つのみ適用するものとし、当該保護者が複数の選考指数の類型に該当する場合であっても合算は行わないものとする。
  - (4) 就労時間は、保護者の就労に係る時間であって、就労時間が1日6時間以上である場合は休憩時間（1時間）を含み、通勤時間を含まない時間とする。
  - (5) 就学又は職業訓練により申請中の保護者が入所日に卒業又は修了等で在学していないときは、就労未定として選考指数3とする。
  - (6) 申請締切日までに保育を必要とする事由を証明する書類が提出されないときは、就労未定として選考指数3とする。
  - (7) 区長が別に定める就労証明書において、就労時間が月48時間に満たないときは、就労未定として選考指数3とする。
  - (8) 保護者の労働時間が月48時間に満たないときは、就労内定の最低点として選考指数4とする。
  - (9) 保護者の労働時間の確認ができないときは、当該保護者の就労時間に応じて就労内定の選考指数をそれぞれ適用する。この場合において、「選考指数4」とあるのは、「選考指数5」と読み替えるものとし、別表第4の適用に当たっては、労働の類型に該当するものとみなす。
  - (10) 別表第4番号7に該当する保護者について、労働時間の確認ができないときは、当該保護者の就労時間に応じて番号1の選考指数をそれぞれ適用する。
  - (11) 産後休業又は育児休業取得中の保護者が入所月の翌月初日までに職場復帰を前提に就労要件で申請するときは、職場復帰したものとみなして産前休業取得前の就労状況をもとに選考指数を決定する。
  - (12) 区長が別に定める書式により、保護者から育児休業の延長を希望する旨の申出があったときは、当該保護者の属する世帯の全ての保護者の選考指数を0とする。
- 2 本表において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。
  - (1) 外勤 居宅外において就労すること（自営を除く。）。
  - (2) 自営 自ら業を営むこと。
  - (3) 在宅勤務 居宅内において就労すること。
  - (4) 昼間 保育所等が開所している時間帯のこと。
  - (5) 常時臥床 医師が作成した診断書の記載から傷病により常時寝たきりの状態が1箇月以上継続していることの確認ができること。
  - (6) 精神性の疾病 精神科又は神経科等の医師が作成した診断書に児童の保育を必要とする旨の記載があり、病状等の確認ができること。
  - (7) 一般療養 医師の作成した診断書に児童の保育を必要とする旨の記載があり、疾病（精神性の疾病及び感染症を除く。）のため通院及び療養を必要としていることの確認ができること。
  - (8) 施設付添 心身障害児の学校若しくは訓練施設での学習及び訓練に昼間付き添っていること又は病院等入院している者に昼間付き添っていること。
  - (9) 施設送迎 心身障害児の学校若しくは訓練施設の登下校の送迎を行っていること又は病院等の通院、介護施設等への通所のため送迎を行っていること。
  - (10) 労働時間 区長が別に定める就労証明書により証明された労働時間をいう。
  - (11) 就労時間 区長が別に定める就労証明書により証明された就労時間をいう。

別表第2 (第4条関係)

## 夜間選考指数

番号	保護者の状況				選考指数
	類型	細目			
1	労働	夜間就労 (変則就労が週1日以上を含む。)	週5日以上	午後6時以降に3時間以上の就労を常態	10
				午後6時以降に1時間以上3時間未満の就労を常態	9
				午後6時以降に1時間未満の就労を常態	8
			週4日以上	午後6時以降に3時間以上の就労を常態	9
				午後6時以降に1時間以上3時間未満の就労を常態	8
				午後6時以降に1時間未満の就労を常態	7
			週3日以上	午後6時以降に3時間以上の就労を常態	8
				午後6時以降に1時間以上3時間未満の就労を常態	7
			週2日以上	午後6時以降に3時間以上の就労を常態	7
				午後6時以降に1時間以上3時間未満の就労を常態	6
		週1日以上	午後6時以降に3時間以上の就労を常態	6	
常時残業		就労証明書その他の事業主が作成した就労状況を明らかにする書類により、常時残業の実績が上記「夜間就労」に該当する場合		番号1における選考指数を適用	
月48時間以上かつ、週3日未満又は1日4時間未満の就労		週2日以上、午後6時以降に1時間以上の就労		5	
就労内定 (就労証明書の提出あり)		保育実施月から上記の「夜間就労」又は「常時残業」に該当することが確定している場合		4	
		別表第4番号7に該当する場合		番号1における選考指数を適用	
2	就学	夜間就学 職業訓練	既に夜間就学又は職業訓練のため夜間外出を常態としている場合		番号1における選考指数を適用
			夜間就学又は職業訓練が内定している場合		4
3	特例 (保護者の一方が、番号1・2に該当する場合のみ適用)	疾病・負傷	入院	1箇月以上の入院が確定している場合も含む。	10
			居宅内療養	常時臥床	10
				精神性の疾病・感染症	10
				一般療養	8
		心身障害	身体障害者手帳1級・2級 愛の手帳1度・2度・3度		10
			精神障害者保健福祉手帳1級・2級・3級		
身体障害者手帳3級 愛の手帳4度			8		
		身体障害者手帳4級	6		
災害		震災その他災害のため保育に当たれない場合		10	
4	その他	上記の細目に掲げるもののほか、明らかに夜間の保育が必要と認められる場合			保育を必要とする事由に応じて番号1から3までの選考指数を適用

## 備考

- 1 夜間選考指数の決定は、別表第1備考1の基準を準用する。
- 2 本表において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。
  - (1) 夜間就労 午後6時以降に労働することをいう。
  - (2) 夜間就学 午後6時以降に就学することをいう。
  - (3) 変則就労 就労時間(別表第1備考2(11)に定めるものをいう。)が変則的であることにより、午後6時以降に労働することをいう。
  - (4) 常時残業 時間外勤務により、午後6時以降に労働することを常態としていることをいう。

## 別表第3（第4条関係）

## 調整指数

番号	条 件	調整指数
1	生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けた世帯（就労により自立支援につながる場合に限る。）	+3
2	ひとり親でほかに同居者がいない世帯 児童の父母が別居し、離婚調停中であり、ほかに同居者がいない世帯 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第1項に規定する配偶者からの暴力の被害を受けている者で避難先にほかに同居者がいない世帯 児童の父母が不存在の世帯	+3
3	児童の保護者が北区内の認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所等、認証保育所（法第35条第4項による認可を受けていない保育施設のうち、東京都が認証したものをいう。）、家庭福祉員（東京都北区家庭福祉員制度運営規則（昭和40年3月東京都北区規則第19号）に規定する家庭福祉員をいう。）又は企業主導型保育事業所（支援法第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業に係る事業所内保育業務を行う施設をいう。）に保育士又は保育教諭として、週3日以上かつ週30時間以上の雇用契約（以下「保育士優先基準時間」という。）で就労しており、入所月以降も引き続き就労が見込まれる世帯（保育士証の写しの提出があり、かつ、保育士優先基準時間の労働時間（別表第1備考2（10）に定めるものをいう。）の確認ができる場合に限る。）	+3
4	同居の兄弟姉妹が認可保育所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所（法第6条の3第12項第1号イ若しくはロに規定する労働者又は同号ハに規定する構成員の監護する乳児又は幼児に係る保育を除く。）、家庭的保育事業所、居宅訪問型保育事業所及び認定こども園に在園している世帯（認定こども園の在園については、支援法第19条第2号又は第3号に掲げる区分についての認定を受けた児童が在園している場合に限る。） 同居の兄弟姉妹で同時に第3条第1項の規定による利用申請をしている世帯（当該世帯の兄弟姉妹が異なる保育所等の利用を希望している場合を含む。）	+2
5	主たる稼働者が失業している世帯（別表第1番号2の就労未定の選考指数3の場合に限る。）	+1
6	在園児又は卒園児が保育料を過去3箇月分以上滞納している世帯	-4

## 備考

- 1 世帯の状況が番号1から番号5までのいずれかに複数該当する場合であっても、番号1から番号5までの調整指数の合算は行わない。
- 2 世帯の状況が番号1から番号5までのいずれかの条件に該当する世帯が、同時に番号6の条件に該当する場合は、番号1から番号5までの調整指数から番号6の調整指数を減じて得た調整指数を当該世帯の調整指数とする。
- 3 区長が別に定める書式により、育児休業の延長を希望する旨の申出があった保護者の属する世帯は、世帯の状況が番号1から番号6までのいずれかに該当する場合であっても、調整指数の適用を行わない。

## 別表第4（第4条関係）

## 同一保育指数の場合の優先順位

番号	内容
1	60歳未満の同居者がいないひとり親世帯
2	申請中の児童を家庭において保育できる60歳未満の祖父母と同居していない世帯
3	利用申請締切現在、保育料の滞納がない世帯
4	申請中の児童を就学前まで継続して在園できない認可保育所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所（支援法第29条第1項に規定する地域型保育給付費の支給対象施設として確認を受けたものに限る。）、家庭的保育事業所に預けており、その児童が当該施設を卒園する年度の翌年度4月入所を申請している場合（4月入所のみ適用）
5	別表第1による選考指数又は別表第2による夜間選考指数が高い世帯
6	多子世帯（利用申請締切現在、小学校就学前子どもが3人以上いる世帯でより多い世帯）
7	保護者が北区内の認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所、認証保育所、家庭福祉員及び企業主導型保育事業所に保育士又は保育教諭として保育士優先基準時間で就労しており、入所月以降も引き続き就労が見込まれる世帯（保育士証の写しの提出があった場合に限り、労働時間が月48時間に満たない場合を除く。）又は保育士優先基準時間の就労を予定している世帯（保育士証の写しの提出があった場合に限る。）
8	兄弟姉妹が同一の認可保育所等に在園している世帯
9	保護者が身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持している世帯
10	保護者のいずれもが別表第1番号1又は別表第2番号1の選考指数に該当する場合（保護者が1人のみの場合は、当該保護者が別表第1番号1又は別表第2番号1の選考指数に該当する場合とする。）
11	申請中の児童を認証保育所、家庭福祉員、ベビーホテル、事業所内保育事業所（支援法第29条第1項に規定する地域型保育給付費の支給対象施設として確認を受けたものを除く。）、企業主導型保育事業所又はベビーシッターに有償で月48時間以上預けている世帯（当該世帯の保護者のいずれかが育児休業中である場合又は別表第1番号2の選考指数に該当する場合を除く。）
12	保育料算定の根拠となる税額が低い世帯

## 備考

- 1 番号1の「同居者」には児童の兄弟姉妹は含めない。

## 別表第5（第19条関係）

## 延長保育における同一保育指数の場合の優先順位

番号	内容
1	兄弟姉妹が延長保育を希望する保育所等において、月ぎめ延長保育を利用している世帯
2	兄弟姉妹が延長保育を希望する保育所等以外の保育所等において、月ぎめ延長保育を利用している世帯
3	利用調整の前月において、時間外スポット保育の利用回数が多い世帯
4	保育料算定の根拠となる税額が低い世帯

年 月 日

変 更 届

東京都北区長 殿

保護者 住 所 北区 \_\_\_\_\_ 丁目 \_\_\_\_\_ 番 \_\_\_\_\_ 号

氏 名 \_\_\_\_\_

児童名 \_\_\_\_\_ 年 月 日生 \_\_\_\_\_ 保育園

児童名 \_\_\_\_\_ 年 月 日生 \_\_\_\_\_ 保育園

児童名 \_\_\_\_\_ 年 月 日生 \_\_\_\_\_ 保育園

年 月 日付で、下記のとおり変更しましたので申請します。

記

変 更 事 項	新（変更後）
1. 住 所	
2. 氏 名	
3. 父母の状況	
4. 家族構成	旧（変更前）
5. 利用停止の解除	
6. 月ぎめ延長保育の 利用解除	
7. そ の 他 ( )	

※ 就労先に変更がある場合は、新しい会社の就労証明書を添付してください。

第 年 月 日 号

保 育 利 用 承 諾 書

様

東京都北区長



保育の利用について、下記のとおり承諾いたします。

記

児 童 名		生 年 月 日	
保育所名		決定年月日	
保 育 料			
内 容		階 層	
利用期間			

- (教示) 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に東京都北区長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都北区を被告として（訴訟において東京都北区を代表する者は、東京都北区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 年 月 日  
号 日

保 育 利 用 承 諾 書

様

東京都北区長



保育の利用について、下記のとおり承諾いたします。

記

児 童 名		生 年 月 日	
保 育 所 名		決 定 年 月 日	
保 育 料			
内 容		階 層	
利 用 期 間			



第 号  
年 月 日

保 育 利 用 保 留 通 知 書

様

東京都北区長



保育の利用について、下記の理由により保留となりましたので通知いたします。

記

児 童 名		生 年 月 日		保育指数
保育所名		決定年月日		
内 容		利用申請の有効期限		
理 由				

- (教示) 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に東京都北区長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都北区を被告として（訴訟において東京都北区を代表する者は、東京都北区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 号  
年 月 日

保 育 利 用 取 消 通 知 書

様

東京都北区長



保育の利用について、下記のとおり取り消しましたので通知いたします。

記

児 童 名		生 年 月 日	
保 育 所 名		決 定 年 月 日	
保 護 者 氏 名			
住 所			
利 用 承 諾 期 間			

- (教示) 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、東京都北区長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都北区を被告として（訴訟において東京都北区を代表する者は、東京都北区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 年 月 日  
号

保 育 利 用 取 消 通 知 書

様

東京都北区長



保育の利用について、下記のとおり取り消しましたので通知いたします。

記

児 童 名		生 年 月 日	
保 育 所 名		決 定 年 月 日	
保 護 者 氏 名			
住 所			
利 用 承 諾 期 間			

第 号  
年 月 日

利用期間変更通知書

様

東京都北区長

印

保育の利用について、下記のとおり変更しましたので通知いたします。

記

児 童 名		生 年 月 日	
保育所名		決定年月日	
利用期間			
内 容		階 層	

- (教示) 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に東京都北区長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都北区を被告として（訴訟において東京都北区を代表する者は、東京都北区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 年 月 日  
号

利用期間変更通知書

様

東京都北区長

印

保育の利用について、下記のとおり変更しましたので通知いたします。

記

児童名		生年月日	
保育所名		決定年月日	
利用期間			
内容		階 層	

年 月 日

保 育 利 用 停 止 申 請 書

東京都北区長 殿

申請者 住 所 北区 \_\_\_\_\_ 丁目 番 号 \_\_\_\_\_  
 氏 名 \_\_\_\_\_  
 電 話 \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_

下記のとおり保育の利用停止を申請します。

記

保 育 所 名	保 育 園		
(フリガナ) 児 童 名	生 年 月 日	年 月 日 ( 歳)	
停 止 期 間	年 月 1 日 ~ 年 月 日 ( 月間)		
理 由	1. 児童の傷病 (1) 傷病名 _____		2. 出産のため母親が帰郷 (1) 帰郷先住所 _____
	(2) 入院・居宅別  入院 _____ 日・居宅 _____ 日		(2) 入院予定医療機関及び所在地 医療機関名 _____ 所 在 地 _____

理由1の場合は診断書等を提出してください。

理由2の場合は母子手帳の写しを提出してください。

第 号  
年 月 日

保 育 利 用 停 止 通 知 書

様

東京都北区長



保育の利用停止について、下記のとおり承諾いたします。

記

児 童 名		生 年 月 日	
保 育 所 名		決 定 年 月 日	
停 止 期 間			
内 容		階 層	
月 別	保 育 料	月 別	保 育 料
4 月 分	(延長料 実費 )	10 月 分	(延長料 実費 )
5 月 分	(延長料 実費 )	11 月 分	(延長料 実費 )
6 月 分	(延長料 実費 )	12 月 分	(延長料 実費 )
7 月 分	(延長料 実費 )	1 月 分	(延長料 実費 )
8 月 分	(延長料 実費 )	2 月 分	(延長料 実費 )
9 月 分	(延長料 実費 )	3 月 分	(延長料 実費 )

- (教示) 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に東京都北区長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都北区を被告として（訴訟において東京都北区を代表する者は、東京都北区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 年 月 日 号

保 育 利 用 停 止 通 知 書

様

東京都北区長



保育の利用停止について、下記のとおり承諾いたします。

記

児 童 名		生 年 月 日	
保 育 所 名		決 定 年 月 日	
停 止 期 間			
内 容		階 層	
月 別	保 育 料	月 別	保 育 料
4 月 分	( 延 長 料 実 費 )	10 月 分	( 延 長 料 実 費 )
5 月 分	( 延 長 料 実 費 )	11 月 分	( 延 長 料 実 費 )
6 月 分	( 延 長 料 実 費 )	12 月 分	( 延 長 料 実 費 )
7 月 分	( 延 長 料 実 費 )	1 月 分	( 延 長 料 実 費 )
8 月 分	( 延 長 料 実 費 )	2 月 分	( 延 長 料 実 費 )
9 月 分	( 延 長 料 実 費 )	3 月 分	( 延 長 料 実 費 )



第 号  
年 月 日

保育利用停止解除通知書

様

東京都北区長

印

保育の利用停止について、下記のとおり解除することにしましたので通知いたします。

記

児 童 名		生 年 月 日	
保 育 所 名		決 定 年 月 日	
解 除 年 月 日			
内 容		階 層	
月 別	保 育 料	月 別	保 育 料
4 月 分	(延長料 実費 )	10 月 分	(延長料 実費 )
5 月 分	(延長料 実費 )	11 月 分	(延長料 実費 )
6 月 分	(延長料 実費 )	12 月 分	(延長料 実費 )
7 月 分	(延長料 実費 )	1 月 分	(延長料 実費 )
8 月 分	(延長料 実費 )	2 月 分	(延長料 実費 )
9 月 分	(延長料 実費 )	3 月 分	(延長料 実費 )

- (教示) 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に東京都北区長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都北区を被告として（訴訟において東京都北区を代表する者は、東京都北区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 年 月 日  
 号

保育利用停止解除通知書

様

東京都北区長



保育の利用停止について、下記のとおり解除することにしましたので通知いたします。

記

児 童 名		生 年 月 日	
保 育 所 名		決 定 年 月 日	
解 除 年 月 日			
内 容		階 層	
月 別	保 育 料	月 別	保 育 料
4 月 分	(延長料 実費 )	10 月 分	(延長料 実費 )
5 月 分	(延長料 実費 )	11 月 分	(延長料 実費 )
6 月 分	(延長料 実費 )	12 月 分	(延長料 実費 )
7 月 分	(延長料 実費 )	1 月 分	(延長料 実費 )
8 月 分	(延長料 実費 )	2 月 分	(延長料 実費 )
9 月 分	(延長料 実費 )	3 月 分	(延長料 実費 )

年 月 日

延長保育利用申請書

東京都北区長 殿

申請者（保護者）  
 住所 北区 丁目 番 号  
 氏名  
 電話 ( )

下記のとおり、延長保育の利用を申請します。

記

(フリガナ) 児 童 名		生 年 月 日	保 育 所 名
1	-----	年 月 日	保育園
2	-----	年 月 日	保育園
3	-----	年 月 日	保育園
延長保育の実施を希望する期間		年 月 1日から 年 月末日まで 小学校に就学する年の3月末日まで	
希望する延長保育の時間		午後 時 分から午後 時 分まで	
延長保育を必要とする理由			
家庭状況	母 の 状 況		父 の 状 況
就労先名称			
就労先住所			
延長保育を必要とする日数	週 日、月 日		週 日、月 日
就労時間	時 分～ 時 分		時 分～ 時 分
所要時間 帰宅経路	就労先から保育所まで 時間 分 就労先→ 保育所→自宅		就労先から保育所まで 時間 分 就労先→ 保育所→自宅
現在の 午後6時15分 以降の保育状況			

※ 就労証明書を添付してください。

年 月 日

延長保育（一日単位）利用申請書

東京都北区長 殿

申請者（保護者）

住 所

氏 名

下記のとおり、延長保育（一日単位）の利用を申請します。

記

保育所名			
児童名		生年月日	

月	利 用 日										時間数計	
4	日											
	時間											
5	日											
	時間											
6	日											
	時間											
7	日											
	時間											
8	日											
	時間											
9	日											
	時間											
10	日											
	時間											
11	日											
	時間											
12	日											
	時間											
1	日											
	時間											
2	日											
	時間											
3	日											
	時間											

第 号  
年 月 日

延長保育利用承諾書

様

東京都北区長

印

延長保育の利用について、下記のとおり承諾いたします。

記

児 童 名		生 年 月 日	
保 育 所 名		決 定 年 月 日	
保 育 料			
内 容		階 層	
利 用 期 間			

- (教示) 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に東京都北区長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都北区を被告として（訴訟において東京都北区を代表する者は、東京都北区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 年 月 日  
号 日

延長保育利用承諾書

様

東京都北区長



延長保育の利用について、下記のとおり承諾いたします。

記

児童名		生年月日	
保育所名		決定年月日	
保育料			
内容		階 層	
利用期間			

年 月 日

延長保育（一日単位）利用承諾書

様

東京都北区長



延長保育（一日単位）の利用について、下記のとおり承諾いたします。

記

保育所名			
児童名		生年月日	

月	利 用 日										時間数計	
4	日											
	時間											
5	日											
	時間											
6	日											
	時間											
7	日											
	時間											
8	日											
	時間											
9	日											
	時間											
10	日											
	時間											
11	日											
	時間											
12	日											
	時間											
1	日											
	時間											
2	日											
	時間											
3	日											
	時間											

(教示) 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に東京都北区長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都北区を被告として（訴訟において東京都北区を代表する者は、東京都北区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

年 月 日

延長保育（一日単位）利用承諾書

様

東京都北区長



延長保育（一日単位）の利用について、下記のとおり承諾いたします。

記

保育所名			
児童名		生年月日	

月	利 用 日										時間数計	
4	日											
	時間											
5	日											
	時間											
6	日											
	時間											
7	日											
	時間											
8	日											
	時間											
9	日											
	時間											
10	日											
	時間											
11	日											
	時間											
12	日											
	時間											
1	日											
	時間											
2	日											
	時間											
3	日											
	時間											



第 号  
年 月 日

延長保育利用保留通知書

様

東京都北区長



延長保育の利用について、下記の理由により保留となりましたので通知いたします。

記

児 童 名		生 年 月 日	
保育所名		決定年月日	
内 容		利用申請の有効期限	
理 由			

- (教示) 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に東京都北区長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都北区を被告として（訴訟において東京都北区を代表する者は、東京都北区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 号  
年 月 日

延長保育利用解除通知書

様

東京都北区長 印

延長保育の利用について、下記のとおり解除することにしましたので通知いたします。

記

児 童 名		生 年 月 日	
保 育 所 名		決 定 年 月 日	
内 容		解 除 年 月 日	
解 除 理 由			
備 考			

- (教示) 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に東京都北区長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都北区を被告として（訴訟において東京都北区を代表する者は、東京都北区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 年 月 日 号

延長保育利用解除通知書

様

東京都北区長

印

延長保育の利用について、下記のとおり解除することになりましたので通知します。

記

児 童 名		生 年 月 日	
保 育 所 名		決 定 年 月 日	
内 容		解 除 年 月 日	
解 除 理 由			
備 考			

年 月 日

退 所 届

東京都北区長 殿

保護者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

年 月 日に、下記のとおり保育所を退所します。

記

児 童 名	生 年 月 日	保 育 所 名
	年 月 日	保育園
	年 月 日	保育園
	年 月 日	保育園
退所理由 1. 転出 ※引越先 2. 家庭保育 ( ) 3. 幼稚園 ( ) 4. その他 ( )		
●転出後も上記の保育所に引き続き通園する希望の有無 (都内転出の場合) <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		●保育料の未納の有無 <input type="checkbox"/> 有 ( 年 月分) <input type="checkbox"/> 無

第 号  
年 月 日

保 育 利 用 解 除 通 知 書

様

東京都北区長

印

保育の利用について、下記のとおり解除することにしましたので通知します。

記

児 童 名		生 年 月 日	
保 育 所 名		決 定 年 月 日	
内 容		解 除 年 月 日	
解 除 理 由			

- (教示) 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に東京都北区長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都北区を被告として（訴訟において東京都北区を代表する者は、東京都北区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 年 月 日 号

保 育 利 用 解 除 通 知 書

様

東京都北区長

印

保育の利用について、下記のとおり解除することにしましたので通知します。

記

児 童 名		生 年 月 日	
保 育 所 名		決 定 年 月 日	
内 容		解 除 年 月 日	
解 除 理 由			

東京都北区立児童遊園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。

令和六年三月十二日

東京都北区長  
山田加奈子

東京都北区規則第二十二号

東京都北区立児童遊園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則  
東京都北区立児童遊園条例の一部を改正する条例（令和五年十二月東京都北区条例第五十九号）の施行期日は、令和六年四月一日とする。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。



東京都北区廃棄物の処理及び再利用に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月十五日

東京都北区長  
山田加奈子

東京都北区規則第二十三号

東京都北区廃棄物の処理及び再利用に関する規則の一部を改正する規則  
東京都北区廃棄物の処理及び再利用に関する規則（平成十二年三月東京都北区規則第四号）の一部を次のように改正する。

第四十二条第一項中「地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条」を「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項」に改める。

付 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

東京都北区建築基準法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月十四日

東京都北区長  
山田加奈子

東京都北区規則第二十四号

東京都北区建築基準法施行細則の一部を改正する規則

東京都北区建築基準法施行細則（昭和五十八年四月東京都北区規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「別表」を「別表第一」に改める。

第十二条第一項中「区長が別に定めるところによるもの」を「東京都建築基準法施行細則（昭和二十五年東京都規則第九十四号。以下「都規則」という。）第十条第一項の規定により東京都知事が定める調査の項目、方法及び結果の判定基準」に改め、同条第二項中「区長が別に」を「都規則第十一条第二項の規定により東京都知事が」に改める。

第十四条第一項中「区長が別に定めるところによるもの」を「都規則第十三条第一項の規定により東京都知事が定める検査の項目、事項、方法及び結果の判定基準」に改め、同条第七項中「区長が別に」を「都規則第十三条第七項の規定により東京都知事が」に改める。

第十四条の三第一項中「区長が別に」を「都規則第十四条第一項の規定により東京都知事が」に改め、同項の表二の項中「レデイミクスコンクリート」を「レデイミクスコンクリート」に改め、同条第二項中「を記載した」を「について都規則第十四条第二項の規定により東京都知事が定めるところにより記載した」に改

め、同項の表三の項中「高力ボルトセット」を「高力ボルトセット」に改める。  
第十六条の三第一項中「第十三号様式の三」の下に「又は第十三号様式の三の二」  
を加え、同項第一号中「第十四条の三第一項の表(い)欄及び同条第二項の表(い)欄」を  
「別表第二(あ)欄に掲げる建築材料の種類及び別表第三(あ)欄に掲げる工事の種類ごと  
に、それぞれ別表第二(い)欄及び別表第三(い)欄」に、「区長が別に」を「都規則第十  
五条の四第一項第一号の規定により東京都知事が」に改め、同項第二号中「写し」  
の下に「(地階を除く三以上の階数を有する建築物で延べ面積が五百平方メートル  
を超えるものに係る完了検査又は中間検査の場合に限る。）」を加え、「同項の表  
(い)欄及び同条第二項の表(い)欄」を「別表第二(あ)欄に掲げる建築材料の種類及び別表  
第三(あ)欄に掲げる工事の種類ごとに、それぞれ別表第二(い)欄及び別表第三(い)欄」に、  
「区長が別に」を「都規則第十五条の四第一項第二号の規定により東京都知事が」  
に改め、同条第二項中「第十四条の三第一項に規定する」を「地階を除く三以上の  
階数を有する」に改め、同条第三項第一号イ中「区長が別に」を「都規則第十五条  
の四第二項第一号イの規定により東京都知事が」に改め、同号口中「区長が別に」  
を「都規則第十五条の四第二項第一号ロの規定により東京都知事が」に改め、同号  
に次のように加える。

ハ 法第八十八条に掲げる工作物 第十三号様式の四の二の二による建築設備  
工事監理状況報告書(建築基準法第八十八条の工作物)並びに都規則第十五

条の四第二項第一号ハの規定により東京都知事が定める建築設備概要書及び  
 建築設備工事監理状況調書  
 第十六条の三第三項第二号中「区長が別に」を「都規則第十五条の四第二項第二  
 号の規定により東京都知事が」に改め、同項第三号中「区長が別に」を「都規則第  
 十五条の四第二項第三号の規定により東京都知事が」に改め、同項第四号中「区長  
 が別に」を「都規則第十五条の四第二項第四号の規定により東京都知事が」に改め、  
 同項第五号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（」を「建築物の  
 エネルギー消費性能の向上に関する法律（」に改め、同号ハ中「建築物のエネル  
 ギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向  
 上に関する法律施行規則」に改める。  
 別表を別表第一とし、同表の次に次の二表を加える。  
 別表第二（第十六条の三関係）

一		鉄骨	(あ)
(一)	鋼材等の規格及び試験結果	建築材料の種類	事項 (い)

四	三	二	
木材	鉄筋	コンクリート	
(一) 木材の種類及び等級	(三) 鉄筋継ぎ手の試験結果及び試験機関の名称 (二) 鉄筋の継ぎ手工法、施工結果及び当該継ぎ手工法の (一) 鉄筋の規格及び試験結果	(六) コンクリートの施工条件及び養生方法 (五) コンクリートの試験結果及び試験機関の名称 (四) コンクリートの打込み方法及び打込み結果 (三) 要件 コンクリートの設計基準強度その他の品質及び所の工場名称 (二) レディミクストコンクリートの製造会社及びその他の材料の品質 (一) コンクリートの製造に用いるセメント、骨材その	(二) 鉄骨加工工場の名称及び種別

別表第三（第十六条の三関係）

二	一				
溶接工事	軽量コンクリート工事	工事の種類	(あ)		
(二)(一) 溶接技術監督員の氏名並びに所属及び資格 溶接工事施工者の氏名並びに鉄骨加工工場の名称	(六)(五)(四) 軽量コンクリートの打込み方法及び養生方法 (三) 軽量コンクリートの設計基準強度その他の品質及び (二) 軽量コンクリートの骨材及び製造会社の名称 (一) 軽量コンクリートの使用箇所 び 所要条件	事項	(い)		(二) 接合金物の種類及び規格



別記第十一号様式の四中「第14条第9項」を「第14条第10項」に改める。

	三
	高力ボルト接合 工事
<p>(六) 及び種別 (五) 溶接工法の種類、使用材料及び設備 (四) 鋼材の切断方法その他の溶接工事の施工結果及び (三) 所要条件 (六) 溶接工事の工程に対応した試験及び検査の結果</p>	<p>(一) 高力ボルト接合工事施工者の氏名 (二) 高力ボルトセットの製造者の氏名 (三) 高力ボルトセットの種類 (四) 摩擦係数その他の所要条件 (五) 摩擦面の処理方法、ボルトの締め付け方法その他 (六) の施工方法及び所要条件 (七) 高力ボルトセットの品質及び検査結果 (七) 査の結果 (七) 高力ボルト接合工事の工程に対応した試験及び検査の結果</p>

別記第十三号様式の三中「  
」を「  
」に改め、同様式の次に次の一様式を加える。

建築工事施工結果報告書(延べ面積が500m<sup>2</sup>以下の建築物)(中間・完了)

下記のとおり建築工事施工結果を報告します。  
この報告書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

年 月 日

東京都北区長 殿

代表となる工事監理者 住所 電話 ( )  
会社名 ( )級建築士事務所( )登録第( )号  
氏名 ( )級 建築士( )登録第( )号

工事施工者 住所 電話 ( )  
会社名 建設業の許可 大臣・知事 第( )号  
氏名

(法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

品質窓口責任者氏名 電話 ( )

下記の建築工事施工結果については、工事監理者より報告を受けました。

建築主 住所 電話 ( )  
会社名  
氏名

(法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

記

(1) 工事 現場	①名称			工区 棟	③工事の種類	新築・増築・改築	
	②所在地	区				電話 ( )	
(2) 代表となる設計者	氏名		所属会社			電話 ( )	
(3) 構造設計者	氏名		所属会社			電話 ( )	
(4) 現場代理人 ( 所 長 )	氏名		(5)品質管理責任者	氏名			
(6) 階数	地上 階・地下 階 塔屋 階	(7)建築面積	m <sup>2</sup>	(8)延べ面積	m <sup>2</sup>		
(9) 構造	木造・S造・RC造・WRC造・SRC造・混構造( 造+ 造)・その他( )						
(10) 高さ	軒高 m 最高 m	(11)確認済証交付機関					
(12) 確認・計画通知、年月日及び番号	年 月 日		第 号				
(13) 計画変更年月日及び番号	年 月 日		第 号(変更内容は別紙)		第 号(変更内容は別紙)		
(14) 構造計算の方法	(X)ルート1-( )・ルート2-( )・ルート3 (Y)ルート1-( )・ルート2-( )・ルート3		限界耐力計算・時刻歴応答解析 その他( )				
(15) 工事監理者検査事項	指摘事項・是正内容(別紙可)		工事監理者検査事項		指摘事項・是正内容(別紙可)		
(16) 工事監理者総合所見			(17) 工事監理組織 (各担当分野及び担当者名)		※ 受付欄		

(注意) ※印のある欄は、記入しないでください。

別記第十三号様式の四 (注意) に次のように加える。

4 交煙の字に「罨」を「罨」に改め、同様式 (注意) に次のように加える。

別記第十三号様式の四の二中 「罨」を「罨」に改め、同様式 (注意) に次のように加える。

る。

3 交煙の字に「罨」を「罨」に改め、同様式 (注意) に次のように加える。

別記第十三号様式の四の二次に次の一様式を加える。

第13号様式の4の2の2（第16条の3関係）

建築設備工事監理状況報告書  
(建築基準法第88条の工作物)

下記のとおり建築設備工事監理状況を報告します。  
この報告及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

年 月 日

建築主事 殿

工事監理者 住 所 電 話 ( )  
会社名 ( ) 級建築士事務所 ( ) 登録第 ( ) 号  
氏 名 ( ) 級 建 築 士 ( ) 登録第 ( ) 号

工事施工者 住 所 電 話 ( )  
会社名 建設業の許可 大臣・知事 第 ( ) 号  
氏 名 ( ) 級 建 築 士 ( ) 登録第 ( ) 号

築造主 住 所 電 話 ( )  
氏 名  
(法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)  
記

工 事 現 場	名 称		
	築造場所	区	
確認・計画通知、 年月日及び番号等	年 月 日 第 号		
	規模	高さ	m
		構造	
確認済証交付後の 設計変更  (有・無)	建築基準法第88条第1項の計画変更又は建築基準法第12条第5項の報告 年 月 日 第 号 (変更内容)		
総合所見			

- (注意) 1 報告書は、工事完了後、工事監理者が作成し、完了検査までに2部提出してください。なお、確認後1部は返却しますので、築造主の方が保管してください。
- 2 工事施工者は、建築確認申請書に記載されている方を記入してください。
- 3 総合所見欄は、工事監理者の監理目標及びその結果に対する所見を記入してください。

(日本産業規格A列4番)

別記第十号の四の三「昇降機検査資格者氏名」や「昇降機検査員氏名」の総括を以てする。

(注意) 1 報告書は、工事完了後、昇降機工事監理者が作成し、完了検査まで2部提出してください。なお、確認後1部は返却しますので、建築主の方が保管してください。

2 総合所見欄は昇降機工事監理者又は昇降機等検査員等の所見を記述してください。

3 建築設備士の意見を聴いたときはその旨を記載してください。  
(連絡先 )

4 一般社団法人日本エレベーター協会が定める工事完了検査試験成績表を添付してください。

別記第十号の四の四「昇降機検査資格者氏名」や「昇降機検査員氏名」の総括を以てする。「建築主」や「築造主」の総括を以てする。

(注意) 1 報告書は、工事完了後、昇降機工事監理者が作成し、完了検査まで2部提出してください。なお、確認後1部は返却しますので、築造主の方が保管してください。

2 総合所見欄は昇降機工事監理者又は昇降機等検査員等の所見を記述し

てください。

3 建築設備士の意見を聴いたときはその旨を記載してください。  
連絡先 ( )

4 一般社団法人日本エレベーター協会が定める工事完了検査試験成績表  
を添付してください。

別記第十号様式第四号中

「建築主 住所 電話 ( )」を

「遊戯施設を検査した場合の

昇降機等検査員氏名 登録番号 第 ( )号に

建築主 住所 電話 ( )」

改める。

別記第十号様式の四の六<sup>(第四面)</sup>及び第十三号様式の四の七<sup>(第五面)</sup>中「建築物のエネルギー

消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上  
等に関する法律施行規則」に改める。

別記第十号様式の四の八<sup>(第一面)</sup>中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法

律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」に  
改め、同様式<sup>(第三面別紙)</sup>を次のように改める。

(第三面 別紙1の1)

[空気調和設備関係]

次のイ又はロのいずれかの変更に該当し、かつ、これ以外については「変更なし」又は「性能が向上する変更」である場合

イ 外壁、屋根、外気に接する床若しくは窓の平均熱貫流率若しくは窓の平均日射熱取得率の増加(5%を超えない場合に限る。)又は減少

・外壁の平均熱貫流率の増加(5%を超えない場合に限る。)又は減少

変更内容 断熱材種類 断熱材厚み  
変更する方位 全方位 一部方位のみ(方位 )  
変更前・変更後の平均熱貫流率  
変更前( ) 変更後( ) 増加率( )%

・屋根の平均熱貫流率の増加(5%を超えない場合に限る。)又は減少

変更内容 断熱材種類 断熱材厚み  
変更する方位 全方位 一部方位のみ(方位 )  
変更前・変更後の平均熱貫流率  
変更前( ) 変更後( ) 増加率( )%

・外気に接する床の平均熱貫流率の増加(5%を超えない場合に限る。)又は減少

変更内容 断熱材種類 断熱材厚み  
変更する面 全方位 一部方位のみ(方位 )  
変更前・変更後の平均熱貫流率  
変更前( ) 変更後( ) 増加率( )%

・窓の平均熱貫流率の増加(5%を超えない場合に限る。)又は減少

変更内容 ガラス種類 ブラインドの有無  
変更する方位 全方位 一部方位のみ(方位 )  
変更前・変更後の平均熱貫流率  
変更前( ) 変更後( ) 増加率( )%

(日本産業規格A列4番)



(第三面 別紙1の2)

[空気調和設備関係]

・窓の平均日射熱取得率の増加（5%を超えない場合に限る。）又は減少

変更内容  ガラス種類  ブラインドの有無

変更する方位  全方位  一部方位のみ（方位            ）

変更前・変更後の平均日射熱取得率

変更前（    ） 変更後（    ） 増加率（    ）%

□ 熱源機器の平均効率について10%を超えない低下

・平均熱源効率（冷房平均COP）

変更内容  機器の仕様変更  台数の増減

変更前・変更後の平均熱源効率

変更前（    ） 変更後（    ） 減少率（    ）%

・平均熱源効率（暖房平均COP）

変更内容  機器の仕様変更  台数の増減

変更前・変更後の平均熱源効率

変更前（    ） 変更後（    ） 減少率（    ）%

(日本産業規格A列4番)

(第三面 別紙2)

[換気設備関係]

評価の対象となる室の用途ごとに、次のイ又はロのいずれかの変更に該当し、かつ、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である場合

イ 送風機の電動機出力について10%を超えない増加

室用途 ( )

変更内容 機器の仕様変更 台数の増減

変更前・変更後の送風機の電動機出力

変更前 ( ) 変更後 ( ) 増加率 ( ) %

室用途 ( )

変更内容 機器の仕様変更 台数の増減

変更前・変更後の送風機の電動機出力

変更前 ( ) 変更後 ( ) 増加率 ( ) %

ロ 計算対象床面積について5%を超えない増加(室用途が「駐車場」又は「厨房」である場合のみ)

室用途 ( 駐車場 )

変更前・変更後の床面積

変更前 ( ) 変更後 ( ) 増加率 ( ) %

室用途 ( 厨房 )

変更前・変更後の床面積

変更前 ( ) 変更後 ( ) 増加率 ( ) %

(日本産業規格A列4番)

(第三面 別紙3)

[照明設備関係]

評価の対象となる室の用途ごとに、次の変更該当し、かつ、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である場合

単位面積当たりの照明器具の消費電力について10%を超えない増加

室用途 ( )

変更内容 機器の仕様変更 台数の増減

変更前・変更後の単位面積当たりの消費電力

変更前 ( ) 変更後 ( ) 増加率 ( ) %

室用途 ( )

変更内容 機器の仕様変更 台数の増減

変更前・変更後の単位面積当たりの消費電力

変更前 ( ) 変更後 ( ) 増加率 ( ) %

室用途 ( )

変更内容 機器の仕様変更 台数の増減

変更前・変更後の単位面積当たりの消費電力

変更前 ( ) 変更後 ( ) 増加率 ( ) %

室用途 ( )

変更内容 機器の仕様変更 台数の増減

変更前・変更後の単位面積当たりの消費電力

変更前 ( ) 変更後 ( ) 増加率 ( ) %

(日本産業規格A列4番)

(第三面 別紙4)

[給湯設備関係]

評価の対象となる湯の使用用途ごとに、次の変更該当し、かつ、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である場合

給湯機器の平均効率について10%を超えない低下

湯の使用用途 ( )

変更内容 機器の仕様変更 台数の増減

変更前・変更後の平均効率

変更前 ( ) 変更後 ( ) 減少率 ( ) %

湯の使用用途 ( )

変更内容 機器の仕様変更 台数の増減

変更前・変更後の平均効率

変更前 ( ) 変更後 ( ) 減少率 ( ) %

湯の使用用途 ( )

変更内容 機器の仕様変更 台数の増減

変更前・変更後の平均効率

変更前 ( ) 変更後 ( ) 減少率 ( ) %

湯の使用用途 ( )

変更内容 機器の仕様変更 台数の増減

変更前・変更後の平均効率

変更前 ( ) 変更後 ( ) 減少率 ( ) %

(日本産業規格A列4番)

(第三面 別紙5)

[太陽光発電関係]

次のイ又はロのいずれかの変更に該当し、かつ、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である場合

イ 太陽電池アレイのシステム容量について2%を超えない減少

変更前・変更後の太陽電池アレイのシステム容量

変更前 システム容量の合計値 ( )

変更後 システム容量の合計値 ( )

変更前・変更後のシステム容量減少率 ( ) %

ロ パネル方位角について30度を超えない変更又は傾斜角について10度を超えない変更

パネル番号 ( )

パネル方位角  30度を超えない変更 ( ) 度変更

パネル傾斜角  10度を超えない変更 ( ) 度変更

パネル番号 ( )

パネル方位角  30度を超えない変更 ( ) 度変更

パネル傾斜角  10度を超えない変更 ( ) 度変更

(日本産業規格A列4番)

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都北区建築基準法施行細則別記第十一号様式の四及び第十三号様式の三から第十三号様式の四の八までの規定により調製した用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都北区個人情報保護に関する法律等施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月二十一日

東京都北区長  
山田加奈子





人情報ファイル簿とみなす。

東京都北区死者に関する情報の取扱い等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月二十一日

東京都北区長  
山田加奈子

東京都北区規則第二十六号

東京都北区死者に関する情報の取扱い等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区死者に関する情報の取扱い等に関する条例施行規則（令和五年三月東京都北区規則第十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第一号中「区立中学校」の下に「区立義務教育学校」を加える。

付 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

東京都北区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月二十一日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区規則第二十七号

東京都北区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区特別区税条例施行規則（昭和六十二年三月東京都北区規則第十六号）の一部を次のように改正する。

付則第二項の表中「附則第三十五条の二の六第十六項」を「附則第三十五条の二の六第十二項」に、「同条第十五項」を「同条第十一项」に改める。

別記第五号様式中「~~個人特別区民税~~」の次に「~~森林譲渡税~~」を加え、「~~たひご~~」を「~~たひご~~」に改める。

別記第五号の二様式中「~~個人特別区民税~~」の次に「~~森林譲渡税~~」を加える。

別記第六号の八様式(裏)中「~~個人特別区民税~~」を「~~個人特別区民税~~・~~個人都民税~~」に改める。

に、「~~割印はしないでください~~」を「~~切り取らないでお出してください~~」に改める。

別記第六号の九様式中「~~たひご個人特別区民税~~」を「~~都民税~~・~~森林譲渡税~~」に改める。

別記第六号の十様式中「~~個人特別区民税~~」の次に「~~森林譲渡税~~」を加える。

別記第十号様式(甲)を次のように改める。



別記第十号の二様式(甲)中「都民税」の次に「・森林環境税」を加え、「の規定」及び「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第 条第 項第号の規定」及び「減額、免除する」に始まる。別記第十一号様式(表)中「・都民税」の次に「・森林環境税」及び「第41条」の次に「・第319条」を加え、「及び都民税」及び「都民税及び森林環境税」に始まる。

別記第十一号様式(乙)表)中「・都民税」の次に「・森林環境税」を加え、

「

特別徴収税額 ⑧		
----------	--	--

」

「

森林環境税額 ⑧		
特別徴収税額 ⑨		

」

除不足額 ⑨」及び「控除不足額 ⑩」及び「既充当額 ⑩」及び「既充当・既委託納付額 ⑪」及び「既納付額 ⑪」及び「既納付額 ⑫」及び「⑧ー⑪ー⑨、⑩」及び「⑨ー⑫ー⑩、⑪」及び「変更前税額 ⑫」及び「変更前税額 ⑬」及び「⑧ー⑫」及び「⑨ー⑬」に始まる。「第41条」の次に「・第319条」を加え、(裏)中「均等割額 ⑦」の次に「十森林環境税額 ⑧」及び「特別徴収税額 ⑧」及び「特別徴収税額 ⑨」及び「控除不足額 ⑨」及び「控除不足額 ⑩」及び

「・所得割（総合課税分）  
特別区民税 % 都民税 %」を

「・所得割（総合課税分）  
特別区民税 % 都民税 %  
に改める。

・森林環境税 1,000円 」

別記第十三号様式中 「個人特別区民税」を 「個人特別区民税・個人都民税」に  
個人 都民税」を 森林 森林 環境 税」

「割印はしないでください」を「切り取らないでお出してください」に改める。  
別記第十四号様式（甲）及び同様式（乙）を次のように改める。



第14号様式（甲）（第17条関係）  
（表）

年度  
特別区民税・都民税・森林環境税 税額決定通知書  
納 税

あなたの税額を次のとおり決定いたしましたので通知します。

年 月 日

特別区民税・都民税の賦課 税額に関するお問合せ

電話：

納税に関するお問合せ

電話：

税の証明に関するお問合せ

電話：

東京都北区役所 〒114-8508 北区王子本町1丁目15番22号

通知書番号	
問合せ番号	

年 税 額	円
給与特別徴収税額	円
公的年金特別徴収税額	円
普通徴収税額	円

期 別				
納 期 限				
税 額	円	円	円	円
充当・委託納付額	円	円	円	円
納 付 済 額	円	円	円	円
充当・委託納付後 差引納付額	円	円	円	円

口座振替による納付の場合

金融機関名	
口座種別	
口座番号	
口座名義人	
振替方法	

（個人情報のため口座番号の一部を消してあります。）

（1）所得金額の内訳（単位：円）

収入	給与収入				
	公的年金収入				
総合課税所得					
	総所得合計				
分離					
繰越損失					
合計所得					

（3）課税標準額（単位：円）

総所得				

（4）合計税額（単位：円）

	区 民 税	都 民 税
所得割合計額		
差引所得割額		
均等割額		
計		
森 林 環 境 税		
年 税 額		
<small>所得割より控除しきれなかった配当割及び譲渡割の控除額</small>		

（2）所得控除額の内訳（単位：円）

控除金額					
	控除合計				

（5）公的年金から特別徴収する額及び徴収月

特別徴収義務者					
法人番号					
特別徴収対象年金					
特別徴収税額	年 4月				
	年 6月				
	年 8月				
	年 10月				
	年 12月				
	年 2月				
	別翌年度 徴収税額特	年 4月			
		年 6月			
		年 8月			

（単位：円）

扶養親族該当区分									
配偶者		特定	同老	老人	16歳未満	その他	障害		
有	老						同特	特別	その他
本人該当区分								家・事	
未成年	障害		寡婦	ひとり親	勤労学生				
	特別	その他							

(裏)

均等割額……特別区民税 円・都民税 円  
 所得割額……課税標準額(総所得分) × 特別区民税 %  
 × 都民税 %

森林環境税……1,000円

※年度によって一部税率や控除等が異なります。

1 納税義務者

(地方税法第24条及び第294条並びに東京都北区特別区税条例第9条並びに森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第3条)

- (1) 特別区民税・都民税・森林環境税は1月1日現在に
  - ア 区内に住所を有する個人に対しては均等割額、所得割額及び森林環境税の合計額が課税されます。
  - イ 区内に事務所・事業所又は家屋敷を有する個人で区内に住所がない方に対しては均等割額が課税されます。
- (2) 次の方には課税されません。
  - ア 1月1日現在、生活保護法の規定による生活扶助を受けている方
  - イ 障害者・未成年者・寡婦・ひとり親で前年の合計所得金額が135万円以下の方
  - ウ 区内に住所を有する方で均等割のみを課すべきもののうち、前年中の合計所得金額が35万円に本人、同一生計配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に21万円を加算した金額)以下である方に対しては、均等割額は課税されません。

2 徴収方法

徴収方法には普通徴収と特別徴収の二つの方法があります。

- (1) 普通徴収とは、納税義務者が直接この納税通知書によって納める方法です。通常6月から年税額を4期(税額が均等割の金額以下のときは1回)に分けて納付します。
- (2) 特別徴収とは、特別徴収義務者が納入する方法です。給与所得者については、給与支払者(特別徴収義務者)が通常6月から翌年5月まで12回にわたって毎月の給与から差し引きます。老齢基礎年金等を受給している特別徴収対象年金所得者については、年金保険者(特別徴収義務者)が通常4月から翌年3月まで6回にわたって年金から差し引きます。
- (3) 特別徴収から普通徴収への切替  
 特別徴収されている方が年度の途中で特別徴収されなくなった場合、未徴収の額を普通徴収の方法で納めることになります。

3 審査請求及び処分の取消しの訴え

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に東京都北区長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。また、この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に東京都北区を被告として(訴訟において東京都北区を代表する者は東京都北区長になります。)提起することができます。ただし、当該裁判があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該裁判の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁判を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁判がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁判を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁判を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

4 納期限までに納付されなかった場合における措置

- (1) 納期限までに税金を完納しないため督促を受け、かつ、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにこの税金にかかる徴収金を完納しない場合には、滞納処分を受けることになります。
- (2) 表記金額を納期限までに納付されないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその金額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。)に年14.6%(納期限の翌日から1月を経過するまでの期間については、年7.3%)の割合(令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」という。)が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6%の割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合)とします。)を乗じて計算した延滞金額を加算して納付しなければなりません。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合です。  
 なお、表記金額を訂正した場合はこの納付書は利用できません。

5 減免申請について

減免を受けようとする方は、納期限までに減免申請書を提出しなければなりません。

～ご注意～

- 1 税金を納めるときは、納付書にお金を添えて出してください。
- 2 納めますと、領収書に受け取った日付印を押して返しますので、7年間は大切に保存してください。
- 3 納付書を汚したり、破いたりしたときは、すぐにお問合せください。

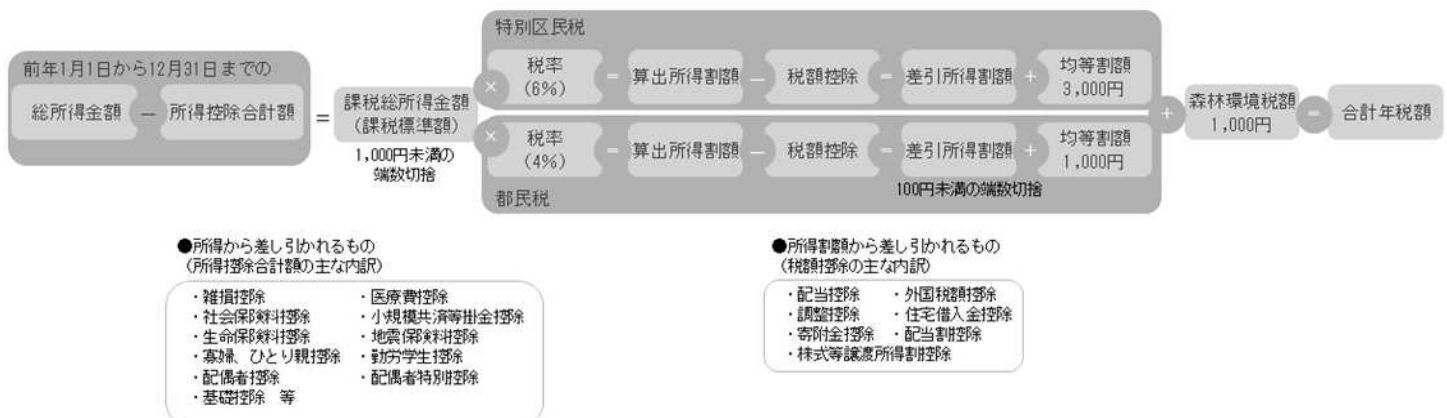
口座振替で「全期払」を登録されている方は、第1期の納期限日に全額振替させていただきます。

[お問合せ]

東京都北区 課 ( )  
 月～金曜日(祝日・休日、年末年始を除く。)午前8時30分～午後5時

特別区民税・都民税・森林環境税 税計算のしくみ

※ 年度によって、一部税率や控除が異なります。  
 ※ 分離課税分の所得がある場合には、計算方法が異なります。





(裏)

均等割額……特別区民税 円・都民税 円  
 所得割額……課税標準額(総所得分)×特別区民税 %  
 ×都民税 %

森林環境税……1,000円

※年度によって一部税率や控除等が異なります。

1 納税義務者

(地方税法第24条及び第294条並びに東京都北区特別区税条例第9条並びに森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第3条)

- (1) 特別区民税・都民税・森林環境税は1月1日現在に
  - ア 区内に住所を有する個人に対しては均等割額、所得割額及び森林環境税の合計額が課税されます。
  - イ 区内に事務所・事業所又は家屋敷を有する個人で区内に住所がない方に対しては均等割額が課税されます。

(2) 次の方には課税されません。

ア 1月1日現在、生活保護法の規定による生活扶助を受けている方  
 イ 障害者・未成年者・寡婦・ひとり親で前年の合計所得金額が135万円以下の方

ウ 区内に住所を有する方で均等割のみを課すべきもののうち、前年中の合計所得金額が35万円に本人、同一生計配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に21万円を加算した金額)以下である方に対しては、均等割額は課税されません。

2 徴収方法

徴収方法には普通徴収と特別徴収の二つの方法があります。

- (1) 普通徴収とは、納税義務者が直接この納税通知書によって納める方法です。通常6月から年税額を4期(税額が均等割の金額以下のときは1回)に分けて納付します。
- (2) 特別徴収とは、特別徴収義務者が納入する方法です。給与所得者については、給与支払者(特別徴収義務者)が通常6月から翌年5月まで12回にわたって毎月の給与から差し引きます。老齢基礎年金等を受給している特別徴収対象年金所得者については、年金保険者(特別徴収義務者)が通常4月から翌年3月まで6回にわたって年金から差し引きます。
- (3) 特別徴収から普通徴収への切替

特別徴収されている方が年度の途中で特別徴収されなくなった場合、未徴収の額を普通徴収の方法で納めることになります。

3 審査請求及び処分の取消しの訴え

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に東京都北区長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。また、この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に東京都北区を被告として(訴訟において東京都北区を代表する者は東京都北区長になります。)提起することができます。ただし、当該裁判があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該裁判の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁判を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁判がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁判を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁判を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

4 納期限までに納付されなかった場合における措置

- (1) 納期限までに税金を完納しないため督促を受け、かつ、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにこの税金にかかる徴収金を完納しない場合には、滞納処分を受けることになります。
- (2) 表記金額を納期限までに納付されないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその金額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。)に年14.6%(納期限の翌日から1月を経過するまでの期間については、年7.3%)の割合(令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」という。)が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6%の割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合)とします。)を乗じて計算した延滞金額を加算して納付しなければなりません。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合です。

なお、表記金額を訂正した場合はこの納付書は利用できません。

5 減免申請について

減免を受けようとする方は、納期限までに減免申請書を提出しなければなりません。

～ご注意～

- 1 税金を納めるときは、納付書にお金を添えて出してください。
- 2 納めますと、領収書に受け取った日付印を押して返しますので、7年間は大切に保存してください。
- 3 納付書を汚したり、破いたりしたときは、すぐにお問合せください。

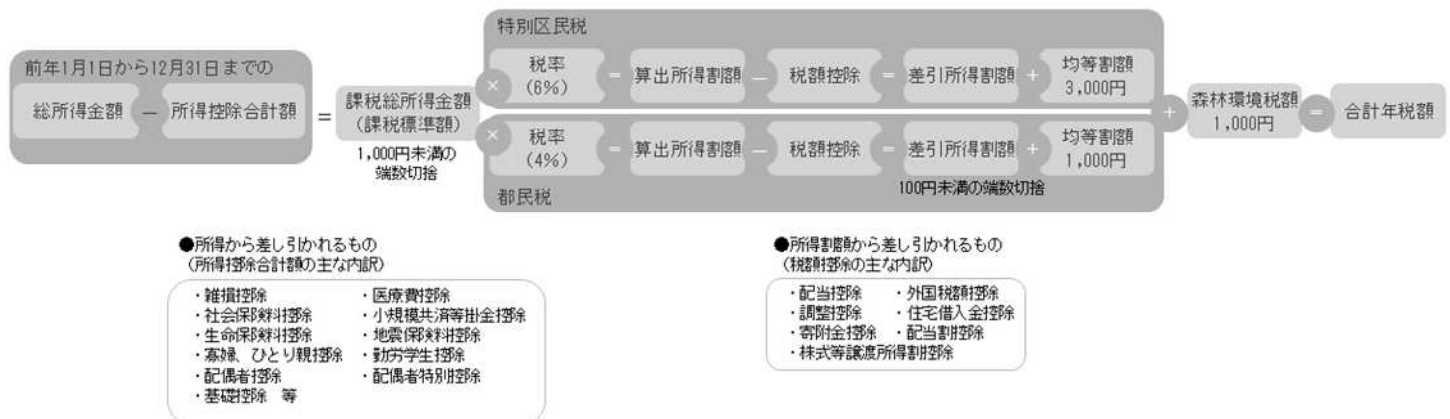
口座振替で「全期払」を登録されている方は、第1期の納期限日に全額振替させていただきます。

[お問合せ]

東京都北区 課 ( )  
 月～金曜日(祝日・休日、年末年始を除く。)午前8時30分～午後5時

特別区民税・都民税・森林環境税 税計算のしくみ

※ 年度によって、一部税率や控除が異なります。  
 ※ 分離課税分の所得がある場合には、計算方法が異なります。



別記第十五号様式(裏)中

自 転 車 原 動 機 付	総排気量 50cc 以下	2,000円
	総排気量 50cc 超 90cc 以下	2,000円
	総排気量 90cc 超 125cc 以下	2,400円
	3輪 以上 (一定のものを除く)	3,700円

を

自 転 車 原 動 機 付	特定原付	2,000円
	総排気量 50cc 以下	2,000円
	総排気量 50cc 超 90cc 以下	2,000円
	総排気量 90cc 超 125cc 以下	2,400円
	3輪 以上 (一定のものを除く。)	3,700円

に、

「各税率」を「課税標準及び各税率」に、「納期限前7日」を「納期限」に改める。  
別記第二十一号様式(甲)表中「割印しない」を「切り取らない」でお  
出してください」に改め、同様式(裏)中「おたは」を「又は」に、

「 なお、表記金額を訂正した場合はこの納付書は利用できません。」を  
「 なお、表記金額を訂正した場合はこの納付書は利用できません。」

【森林環境税について】 に改め

森林環境税は、令和6年度分から課税されます（軽自動車税は除く。）。」  
る。

別記第三十八号様式を次のように改める。



付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都北区特別区税条例施行規則別記第五号様式、第六号の八様式から第六号の十様式まで及び第十号様式の規定により調製した用紙で現に残存するものについては、所要の修正を加え、なお使用することができる。



東京都北区会計事務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月二十二日

東京都北区長  
山田加奈子

東京都北区規則第二十八号

東京都北区会計事務規則の一部を改正する規則

東京都北区会計事務規則（昭和三十九年三月東京都北区規則第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「障害者福祉センター」の下に「、子ども家庭支援センター」を加え、「、図書館及び子ども家庭支援センター」を「及び図書館」に改める。

第四条第二項中「私人」を「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「自治法」という。）第二百四十三条の二第一項の規定により長が指定する者」に改める。

第二十六条第四号中「私人に支払事務を委託した場合における受託者」を「指定公金事務取扱者（自治法第二百四十三条の二第二項の指定公金事務取扱者をいう。以下同じ。）」に改める。

第四十条の次に次の一条を加える。

（指定公金事務取扱者の指定）

第四十条の二 区長は、地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）

第十二条の二の十二第三項の規定により準用する同条第一項の規定に基づき申出書の提出があつたときは、同条第二項の規定に基づき、その申出につき指定をしたときはその旨を、指定をしないこととしたときはその旨及びその理由を、当該

申出書を提出した者に通知するものとする。

2 区長は、自治法第二百四十三条の二の三第一項の規定により、指定公金事務取扱者の指定の取消しをしたときは、同条第二項の規定に基づきその旨を告示しなければならず、かつ、地方自治法施行規則第十二条の二の十八第二項の規定により準用する同条第一項の規定に基づき当該指定の取消しを受けた者に通知するものとする。

3 区長は、第一項の規定による通知をするとき又は前項の規定による指定の取消しをするときは、あらかじめ会計管理者と協議しなければならない。

第四十一条の見出し中「収入事務」を「指定公金事務」に改め、同条第一項中「施行令第一百五十八条第一項及び第一百五十八条の二第一項並びに国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第八十条の二、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第五十六条第三項、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四百四十四条の二及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第一百十四条」を「区長は、自治法第二百四十三条の二の規定その他の法令」に、「基づき歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託」を「基づく公金の徴収若しくは収納又は支出に関する事務の委託を」に、「その旨を」を「同条第二項の規定に基づき」に改め、同条第三項中「よる委託の」を「より告示した」に、「廃止」を「は委託の廃止」に改め、同条第四項中「の規定による」を「に規定する」に、

「私人（以下「収入事務受託者」という。）に、収入事務受託者」を「者に、当該委託に係る指定公金事務取扱者」に改め、同条第五項中「の規定による」を「に規定する」に、「収入事務受託者」を「当該委託に係る指定公金事務取扱者」に改め、同条第六項中「収入事務受託者」を「指定公金事務取扱者」に改め、同条第七項中「歳入の徴収又は収納の」を「公金の徴収若しくは収納又は支出に関する」に改める。

第四十一条の二を次のように改める。

（公金の収納の委託）

第四十一条の二 自治法第二百四十三条の二の五第一項に規定する収納に関する事務を委託することができる歳入等は、同項各号のいずれにも該当するものとする。

第四十一条の三第一項中「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）」を「自治法」に、「その旨を」を「同条第二項の規定に基づき」に改める。

第八十五条第一項第九号中「児童福祉法」の下に「（昭和二十二年法律百六十四号）」を加え、「收容」を「入所」に改め、同項第十号中「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）」を「自治法」に改める。

第八十七条第一項中「収入事務」を「公金の徴収又は収納に関する事務」に改める。

第八十八条を次のように改める。

第八十八条 削除

第八十九条中「前条の規定により、支出事務の委託」を「自治法第二百四十三条の二第一項の規定による支出に関する事務の委託（以下「支出に関する事務の委託」という。）」に、「支出事務」を「支出に関する事務」に、「私人」を「指定公金事務取扱者」に改め、「及び第十一章」を削り、「という」を「という。」に改める。

第九十条中「支出事務」を「支出に関する事務」に改める。

第九十一条に次の一項を加える。

3 支出事務受託者は、支払を終了したときは、自治法第二百四十三条の二の六第三項の規定に基づき直ちに会計管理者に報告するとともに、清算を行わなければならない。

第九十三条第一項第四号中「私人等」を「指定公金事務取扱者及び指定納付受託者」に改める。

第三百三十七条の見出し中「収入事務受託者及び支出事務受託者」を「指定公金収納取扱者」に改め、同条中「施行令第五百五十八条第四項、第五百五十八条の二第三項及び第六十五条の三第三項並びに国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）第二十九条の二十三第三項、児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第四十四条の二第三項、介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二

号）第四十五条の七第三項及び高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号）第三十三条第三項」を「自治法第二百四十三条の二第八項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 区長は、自治法第二百四十三条の二の二第三項の規定に基づく検査を実施するときは、第三百三十五条から前条までの規定の手續に準じて行わなければならない。

この場合において、「会計管理者」とあるのは「区長」と読み替えるものとする。

別表健康部健康推進課健康係長の項を削り、同表健康部健康推進課王子健康支援センター所長の項から健康部健康推進課滝野川健康支援センター所長の項までの規定中「健康推進課」を「保健サービス課」に改め、同表健康部保健予防課保健予防係長の項の次に次のように加える。

子ども未来部子ども未来課子ども未来係長	子ども未来係員	子ども未来課子ども未来係における収納金
子ども未来部子どもわくわく課運営支援係長	運営支援係員	子どもわくわく課における収納金
子ども未来部保育課入園相談係長	入園相談係員	保育課における保育費用徴収金及びこれに係るその他の徴収金（滞納処分によるものを含む。）

保育所の園長	子ども家庭支援センター	子ども家庭支援主査
保育所員	子ども家庭支援センター所員	
保育所における収納金	子ども家庭支援センターにおける収納金	

別表教育委員会事務局子ども未来部子ども未来課子ども未来係長の項から子ども家庭支援センター子ども家庭支援主査の項までを削る。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。ただし、付則第三項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の東京都北区会計事務規則（以下「改正後の規則」という。）第四十一条の三第一項の規定は、この規則の施行日（以下「施行日」という。）以後に地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二三第一項の規定による指定を受けた指定納付受託者（同項に規定する指定納付受託者をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に同条第一項の規定による指定を受けた指定納付受託者については、なお従前の例による。

3 区長は、施行日前においても、改正後の規則第四十条の二第一項及び第二項の規定の例により指定公金事務取扱者（地方自治法の一部を改正する法律（令和五年法律第十九号）による改正後の地方自治法（以下「新法」という。）第二百四十三条の二第二項に規定する指定公金事務取扱者をいう。）の指定をすることができる。

4 区長は、令和八年三月三十一日までの間は、なお従前の例により、施行日の前日において地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項、第五百五十八条の二第一項又は第六十五条の三第一項の規定により現に公金の徴収若しくは収納又は支出に関する事務（以下この項において「従前の公金事務」という。）を行わせている者（新法第二百四十三条の二第一項の規定による指定を受けた者を除く。）に当該従前の公金事務を行わせることができる。



東京都北区子ども・子育て会議条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月二十二日

東京都北区長  
山田加奈子

東京都北区規則第二十九号

東京都北区子ども・子育て会議条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区子ども・子育て会議条例施行規則（平成二十五年七月東京都北区規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

第三条中「教育委員会事務局子ども未来部子ども未来課」を「子ども未来部子ども未来課」に改める。

付 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

東京都北区老人福祉法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月二十二日

東京都北区長  
山田加奈子

東京都北区規則第三十号

東京都北区老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

東京都北区老人福祉法施行細則（昭和四十年三月東京都北区規則第九号）の一部を次のように改正する。

別記第十四号様式(表中「㊦」を削る。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都北区老人福祉法施行細則別記第十四号様式の規定により調製した用紙で、現に残存するものについては、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都北区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例  
施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月二十六日

東京都北区長  
山田加奈子

東京都北区規則第三十一号

東京都北区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める  
条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例  
施行規則（平成三十年三月東京都北区規則第二十九号）の一部を次のように改正す  
る。

第三条第二項中「が三十五」を「（当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防  
支援事業者の指定を併せて受け、又は法第百十五條の二十三第三項の規定により地  
域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当  
該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援（法第五十八條第一項に規定  
する指定介護予防支援をいう。以下この項及び第十四條第三十号において同じ。）  
を行う場合にあつては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該  
事業所における指定介護予防支援の利用者の数に三分の一を乗じた数を加えた数。  
次項において同じ。）が四十四」に改め、同條に次の一項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康  
保険中央会（昭和三十四年一月一日に社団法人国民健康保険中央会という名称で  
設立された法人をいう。）が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指  
定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画

の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第一項に規定する員数の基準は、利用者の数が四十九又はその端数を増すごとに一とする。

第四条第三項第二号中「同一敷地内にある」を削る。

第五条第二項中「あらかじめ」の下に「、利用者又はその家族に対し」を加え、「、前六月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下の項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前六月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」を削り、同条中第八項を第九項とし、同条第七項各号列記以外の部分中「第四項」を「第五項」に改め、同項第一号中「第四項各号」を「第五項各号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第四項第一号」を「第五項第一号」に改め、同項を同条第七項とし、同条中第五項を第六項とし、同条第四項中「第六項」を「第八項」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ

め、利用者又はその家族に対し、前六月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前六月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうち同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

第十四条第二号の次に次の二号を加える。

二の二 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

二の三 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第十四条第十五号ア中「、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。



ただし、次のいずれにも該当する場合であつて少なくとも二月に一回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。

(1) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(2) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

(i) 利用者の心身の状況が安定していること。

(ii) 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

(iii) 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

第十四条第三十号中「基づき、」の下に「地域包括支援センターの設置者である」を加える。

第二十三条第一項中「重要事項」の下に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第二項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならぬ。

第三十条第二項第五号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 第十四条第二号の三の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

#### 付 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第二十三条に一項を加える改正規定は、令和七年四月一日から施行する。

東京都北区指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月二十六日

東京都北区長  
山田加奈子

東京都北区規則第三十二号

東京都北区指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を  
改正する規則

東京都北区指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する規則（平成三十年三月東京都北区規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「申請等」を「掲示」に改め、同条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

第四条から第六条までを削る。

第七条中「第三条の」を「法第七十八条の二第一項、第七十九条第一項、第一百五条の十二第一項及び第一百五十五条の二十二第一項の規定による」に、「第四条の」を「若しくは法第七十条の二第一項（法第七十八条の十二、第一百五十五条の二十一及び第一百五十五条の三十一において準用する場合に限る。）及び第七十九条の二第一項の規定による」に改め、「の更新」の下に「の申請」を加え、「第五条の」を「法第七十八条の八の規定による」に、「前条の」を「法第七十八条の五、第八十二条、第一百五十五条の十五及び第一百五十五条の二十五の規定による」に改め、同条を第四条とする。

第八条を第五条とし、第九条を第六条とする。  
別記第一号様式から第七号様式までを削る。

付 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

東京都北区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月二十六日

東京都北区長  
山田加奈子

東京都北区規則第三十三号

東京都北区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則（平成二十六年十二月東京都北区規則第六十号）の一部を次のように改正する。

第三条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、「（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」を削り、同条に次の一項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに一以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。

第四条第一項中「指定介護予防支援事業所」を「当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援センター」という。）」に改め、同条第二項中「前項に規定する」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く」に改め、同条に次の二項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第一項の規定により

置く管理者は、介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第四百十条の六十六第一号イ(3)に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならぬ。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第一項に規定する管理者とすることができる。

4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならぬ。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

二 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第五条第二項中「あらかじめ」の下に「、利用者又はその家族に対し」を加え、同条第三項中「担当職員」の下に「（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。）」を加える。

第十一条に次の二項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほ



か、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならぬ。

第十二条中「前条」を「前条第一項」に改める。

第十三条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、同条第一号中「（平成十一年厚生省令第三十六号）」を削り、同条第四号中「規定」の下に「（第三十一条第二十九号の規定を除く。）」を加える。

第二十二条第一項中「重要事項」の下に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第二項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならぬ。

第二十九条第二項第二号エ中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第

五号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 第三十一条第二号の三の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（第三十一条第二号の二及び第二号の三において「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第三十一条第二号の次に次の二号を加える。

二の二 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

二の三 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第三十一条第十六号ア中「及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号中ウをオとし、同号イ中「月」の下に「（イただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。）」を加え、同号イを同号エとし、同号アの次に

次のように加える。

- イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。
- ただし、次のいずれにも該当する場合であつて、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して三月ごとの期間（以下この号において単に「期間」という。）について、少なくとも連続する二期間に一回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。
- (1) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。
- (2) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。
- (i) 利用者の心身の状況が安定していること。
- (ii) 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。
- (iii) 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。
- ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があつたときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

第三十一条に次の一号を加える。

二十九 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第百十五  
条の三十の二第一項の規定により区長から情報の提供を求められた場合には、  
その求めに応じなければならない。

付 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第二十二條に一項を加え  
る改正規定は、令和七年四月一日から施行する。

東京都北区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月二十六日

東京都北区長  
山田加奈子

東京都北区規則第三十四号

東京都北区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年三月東京都北区規則第五十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第五項第五号中「第六十一条」を「第六十一条第一項」に改め、同項中第十一号を削り、第十二号を第十一号とし、同条第六項ただし書中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」を「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」に、「施設」を「敷地」に改める。

第五条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第二十二条中第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、第七号の次に次の二号を加える。

八 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

九 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の

心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第三十二条第一項中「重要事項」の下に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第二項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第四十条第二項第二号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第四号中「第二十四条第十項」を「第二十四条第十項」に改め、同項第七号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 第二十二條第九号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第四十四條第三項ただし書中「夜間対応型訪問介護事業所」を「指定夜間対応型訪問介護事業所」に改め、同條第四項中第十一号を削り、第十二号を第十一号とし、同條第五項ただし書及び第六項中「夜間対応型訪問介護事業所」を「指定夜間対応型訪問介護事業所」に改める。

第四十五条ただし書中「同一敷地内の」を削る。

第四十八条中第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

六 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第五十五条第二項第二号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第五号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 第四十八条第六号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第五十六条の三ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第五十六条の八中第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号の次に次の二号を加える。



五 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

六 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第五十六条の十八第二項第二号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項中第六号を第七号とし、同項第五号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 第五十六条の八第六号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第五十六条の十九の三中「第五十六条の十八第二項」を「第五十六条の十八第二項第二号から第四号までの規定」に改め、「第五十六条の十九の三において」と「の下に」、「同項第五号中「前条」とあるのは「第五十六条の十九の三において準用する前条」と、同項第六号中「第五十六条の十六第二項」とあるのは「第五十六条の十九の三において準用する第五十六条の十六第二項」を削る。

第五十六条の二十八中第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

四 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第五十六条の三十五第二項第三号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項中第七号を第八号とし、同項第六号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 第五十六条の二十八第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第五十八条第一項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第六十一条第二項中「指定介護療養型医療施設」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）第二十六条の規定による改正前の法第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養型医療施設」に改める。

第六十二条第一項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第六十六条中第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

六 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第六十七条第一項中「及び次条」を削る。

第七十五条第二項第二号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項中第六号を第七号とし、同項第五号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第六号とし、同項第四号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第五号とし、同項第三号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 第六十六条第六号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第七十七条第六項の表中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第四号に規定する療養病床を有する診療所であるもの

に限る。）」を削る。

第七十八条第一項ただし書中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第六項の表当該小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいづれかが併設されている場合の項中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第百十五條の四十五第一項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第一号ニに規定する第一号介護予防支援事業を除く。）」を「他の事業所、施設等の職務」に改め、同条第三項中「第百六條」の下に「、第百八十二條第三項」を加える。

第八十七條第五号中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を三月に一回以上開催するとと

もに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。  
イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。  
ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第百一条の次に次の一条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第百一条の二 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

第百二条第二項第三号から第七号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第百五条第一項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第一百五十五条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第一百十九条中第三項を第八項とし、第二項を第七項とし、第一項の次に次の五項を加える。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

一 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

二 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を区長に届け出なければならない。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（以下「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に

規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができないように努めなければならない。

第二百二十一条第二項第二号から第六号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第二百二十二条中「及び第九十九条」を「、第九十九条及び第一百一条の二」に改める。

第二百二十三条第七項中第二号を削り、第三号を第二号とし、同条に次の一項を加える。

11 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第一項第二号アの規定の適用については、当該規定中「一」とあるのは、「〇・九」とする。

一 第四百四十二条において準用する第一百一条の二に規定する委員会において、利

用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において

「介護機器」という。）の定期的な点検

オ 地域密着型特定施設従業者に対する研修

二 介護機器を複数種類活用していること。

三 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、

地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

四 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組

による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

第二百二十四条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第四百四十条中第二項を第七項とし、第一項の次に次の五項を加える。

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医



- 療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。
- 一 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
  - 二 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
  - 三 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を区長に届け出なければならない。
  - 四 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
  - 五 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
  - 六 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第四百四十一条第二項第二号から第七号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第四百四十二条中「及び第九十四条」を「、第九十四条及び第一百一条の二」に改める。

第四百四十三条第八項第三号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）」を削る。

第四百四十四条第一項第六号中「医療法」の下に「（昭和二十三年法律第二百五号）」を加える。

第四百四十七条の二中「医師」の下に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の一項を加える。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、一年に一回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第四百五十八条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第四百五十九条第五号及び第六号中「に規定する」を「の規定による」に、「を記録する」を「の記録を行う」に改め、同条第七号中「に規定する」を「の規定による」に、「記録する」を「の記録を行う」に改める。

第四百六十四条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第一項中「入院治

療を必要とする入所者のために「を「入所者の病状の急変等に備えるため」に、「協力病院」を「次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第三号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。」）に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

一 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

二 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあつた場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

三 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第六十四条中第二項を第六項とし、第一項の次に次の四項を加える。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を区長に届け出なければならない。

3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができ、ように努めなければならない。

第百六十八条第二項第二号から第六号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第百六十九条中「及び第五十六条の十六第一項から第四項まで」を「、第五十六条の十六第一項から第四項まで及び第一百一条の二」に改める。

第百七十八条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第百八十条中「第四項まで」の下に「、第一百一条の二」を加える。  
第百八十一条第七項中第四号を削り、第五号を第四号とする。

第百八十二条第一項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第七項各号に掲げる施設等」を削る。

第百八十七条第一号中「療養上の管理の下で」を「当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を」に改め、同条中第十一号を第十二号とし、第七号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第百九十一条第二項第三号及び第六号から第九号までの規定中「に規定する」を

「の規定による」に改める。

第九十二条中「及び第百一条」を「、第百一条及び第百一条の二」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第三十二条に一項を加える改正規定は、令和七年四月一日から施行する。

（身体的拘束等の適正化に係る経過措置）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）から令和七年三月三十一日までの間は、この規則による改正後の東京都北区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第八十七条第七号及び第百八十七条第七号の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）

3 施行日から令和九年三月三十一日までの間は、改正後の規則第百一条の二（改正後の規則第百二十二条、第百四十二条、第百六十九条、第百八十条及び第百九十二条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の規則

第百一条の二中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。  
（協力医療機関との連携に関する経過措置）  
4 施行日から令和九年三月三十一日までの間は、改正後の規則第百六十四条第一  
項（改正後の規則第百八十条において準用する場合を含む。）の規定の適用につ  
いては、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなけ  
れば」とする。

東京都北区指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月二十六日

東京都北区長  
山田加奈子



東京都北区規則第三十五号

東京都北区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年三月東京都北区規則第五十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第七条第二項中「指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の法第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第四十一条第六項において同じ。）を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）第二十六条の規定による改正前の法第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養型医療施設」に改める。

第八条第一項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第三十条第一項中「重要事項」の下に「（以下この条において単に「重要事項」

という。）」を加え、同条第二項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第三十八条第二項第二号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項中第六号を第七号とし、同項第五号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第六号とし、同項第四号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第五号とし、同項第三号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 第四十条第十一号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第四十条第十四号中「第十二号」を「第十四号」に改め、同号を同条第十六号とし、同条中第十号から第十三号までを二号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の二号を加える。

十 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

十一 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第四十一条第六項の表中「指定介護療養型医療施設（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第四号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削る。

第四十二条第一項ただし書中「当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第六項の表当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準規則第四条第一項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（指定地域密着型サービス基準規則第四条第一項に規定する指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。以下同じ。）が、指定夜間対応型訪問介護事業者（指定地域密着型サービス基準規則第四十四条第一項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。以下同じ。）、「指定訪問介護事業者（東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第百十一号。以下「都指定居宅サービス等基準条例」という。）第五条第一項に規定する指定訪問介護事業者を

いう。以下同じ。）又は指定訪問看護事業者（都指定居宅サービス等基準条例第十四条第一項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法百十五条の四十五第一項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第一号二に規定する第一号介護予防支援事業を除く。）を「他の事業所、施設等の職務」に改める。

第五十条第一項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を「身体的拘束等」に改め、同条に次の一項を加える。

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第六十条の次に次の一条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策

を検討するための委員会の設置)

第六十条の二 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

第六十一条第二項第三号から第七号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第六十八条第一項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第七十五条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第七十九条中第三項を第八項とし、第二項を第七項とし、第一項の次に次の五項を加える。

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

- 一 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- 二 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 三 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った区長に届け出なければならない。
- 四 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第一百四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 五 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第八十一条第二項第二号から第六号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第八十二条中「及び第五十八条」を「、第五十八条及び第六十条の二」に改める。

#### 付 則

##### （施行期日）

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第三十条に一項を加える改正規定は、令和七年四月一日から施行する。

##### （身体的拘束等の適正化に係る経過措置）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）から令和七年三月三十一日までの間は、この規則による改正後の東京都北区指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第五十条第三項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）

3

施行日から令和九年三月三十一日までの間は、改正後の規則第六十条の二（改正後の規則第八十二条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の規則第六十条の二中「しななければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。



東京都北区デジタル推進条例施行規則を公布する。

令和六年三月二十七日

東京都北区長  
山田加奈子

東京都北区規則第三十六号

東京都北区デジタル推進条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、東京北区デジタル推進条例（令和六年三月東京都北区条例第二号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

2 条例等に規定する手続等を、条例第六条から第九条までの規定に基づき、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、他の条例等に特段の定めのある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。

3 条例等に規定する手続等（条例第六条から第九条までの規定を受けるものを除く。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、他の条例等に特段の定めのある場合を除くほか、条例及びこの規則の規定の例による。

(定義)

第二条 この規則において使用する用語は、特段の定めがある場合を除くほか、条例において使用する用語の例による。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）  
第二条第一項に規定する電子署名をいう。

二 電子証明書 申請等をする者又は区の機関等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するため作成する電磁的記録をいう。

（申請等に係る電子情報処理組織）

第三条 条例第六条第一項に規定する規則で定める電子情報処理組織は、区の機関等の使用に係る電子計算機と、申請等をする者の使用に係る電子計算機であつて当該区の機関等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

（電子情報処理組織による申請等）

第四条 条例第六条第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等をする者は、区の機関等の定めるところにより、当該区の機関等の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項その他区の機関等が必要と認める事項を、申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。

2 前項の申請等をする者は、入力する事項についての情報に電子署名を行い、当

- 該電子署名に係る電子証明書（区の機関等の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。）であつて次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならぬ。ただし、区の機関等の定める方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずるときは、この限りでない。
- 一 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第一百五十三号）第三条第一項に規定する電子証明書
  - 二 電子署名及び認証業務に関する法律第八条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号）第四条第一号に規定する電子証明書をいう。）
  - 三 商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書
  - 四 前三号に掲げるもののほか、区の機関等が定める電子証明書
- 3 条例第六条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則で定めるものは、申請等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該申請等と併せて送信すること又は前項ただし書に規定する措置を行うことをいう。
- 4 条例等の規定により同一内容の書面等を複数必要とする申請等（副本又は写し

を正本と併せ必要とするものを含む。）について、第一項の規定に基づき当該書面等のうち一通に記載すべき又は記載されている事項を入力した場合、その他の同一内容の書面等に記載すべき事項又は記載されている事項の入力がなされたものとみなす。

（情報通信技術による手数料の納付）

第五条 条例第六条第五項に規定する情報通信技術を利用する方法であつて規則で定めるものは、前条第一項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。

（申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合）

第六条 条例第六条第六項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情があると区の機関等が認める場合

二 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあるとの機関等が認める場合

（処分通知等に係る電子情報処理組織）

第七条 条例第七条第一項に規定する規則で定める電子情報処理組織は、区の機関等の使用に係る電子計算機と、処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機で

あつて当該区の機関等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。  
(電子情報処理組織による処分通知等)

第八条 区の機関等は、条例第七条第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、区の機関等の定めるところにより、区の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

2 条例第七条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則で定めるものは、処分通知等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該処分通知等と併せて区の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録すること又は区の機関等の定める方法により当該処分通知等を行った区の機関等を確認するための措置を行うことをいう。

(処分通知等を受ける旨の表示の方式)  
第九条 条例第七条第一項ただし書に規定する規則で定める方式は、次の各号のいずれかの方式とする。

- 一 第七条の電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号の入力
- 二 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の区の機関等の定めるところによる届出

（処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合）

第十条 条例第七条第五項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をする必要があると区の機関等が認める場合

二 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある  
と区の機関等が認める場合

（電磁的記録による縦覧等）

第十一条 区の機関等は、条例第八条第一項の規定により電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により縦覧等を行うときは、当該事項をインターネットを利用する方法、当該区の機関等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法により縦覧等を行うものとする。

（電磁的記録による作成等）

第十二条 区の機関等は、条例第九条第一項の規定により電磁的記録により作成等を行うときは、当該作成等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を当該区の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録して

おくことができる物を含む。)をもって調製する方法により作成等を行うものとする。

2 条例第九条第三項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則で定めるものは、作成等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を添付すること又は区の機関等の定める方法により当該作成等を行った区の機関等を確認するための措置を行うことをいう。

(適用除外)

第十三条 条例第十条第一号に規定する規則で定めるものは、次に掲げる手続等とする。

一 申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があると区長が認める手続等

二 許可証その他の処分通知等に係る書面等を事務所に備え付ける必要があると区長が認める手続等

三 前二号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないと区長が認める手続等

(添付書面等の省略)

第十四条 条例第十一条に規定する規則で定める書面等及び措置は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令(平成十五年政令第二十七号)第五



条に規定するもののほか、区の機関等が別に定めるものとする。

（委任）

第十五条 この規則に定めるもののほか、条例等に規定する手続等を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合に必要事項は、区の機関等が定める。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。

（東京都北区行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の廃止）

2 東京都北区行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成十七年三月東京都北区規則第三十六号）は、廃止する。

東京都北区子ども家庭支援センター条例施行規則を公布する。

令和六年三月二十七日

東京都北区長  
山田加奈子

東京都北区規則第三十七号

東京都北区子ども家庭支援センター条例施行規則

(目的)

第一条 この規則は、東京都北区子ども家庭支援センター条例（令和元年十二月東京都北区条例第三十号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めることを目的とする。

(休館日)

第二条 東京都北区子ども家庭支援センター（以下「センター」という。）の休館日は、次のとおりとする。ただし、区長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

- 一 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に定める休日
- 二 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(開館時間)

第三条 センターの開館時間は、午前九時三十分から午後五時三十分までとする。ただし、区長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(利用の手続)

第四条 条例第六条の規定によりセンターを利用しようとする者は、区長が別に定める入館票を区長に提出し、承認を受けなければならない。

(委任)

第五条 この規則の施行に關し必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

東京都北区住宅管理基金条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月二十七日

東京都北区長  
山田加奈子

東京都北区規則第三十八号

東京都北区住宅管理基金条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区住宅管理基金条例施行規則（平成九年三月東京都北区規則第五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

東京都北区住宅建設等基金条例施行規則

第一条中「東京都北区住宅管理基金条例」を「東京都北区住宅建設等基金条例」に改める。

第二条第三号中「と（の）」の下に「建設及び」を加える。

第三条第一号中「区営住宅の」の下に「建設及び」を加え、同条第二号中「高齢者住宅の」の下に「建設及び」を加える。

付 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

東京都北区国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月二十七日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区規則第三十九号

東京都北区国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区国民健康保険条例施行規則（昭和五十七年七月東京都北区規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第七条の二（見出しを含む。）中「第二十七条の二第三項」を「第二十七条の二第三項第一号又は第二号」に改め、同条に次の一項を加える。

3 区長は、第一項に規定する申請書において明らかにすべき事項を公簿等により確認することができるときは、同項の規定にかかわらず、当該申請書の提出を省略させることができる。

第十三条中「第三者の行為による傷病届」を「第三者行為による傷病届」に改める。

付則第七項の前の見出し、同項及び付則第八項を削る。

付則第一号様式中「㉔」を削る。

別記第三号様式の四中「㉔」を削る。

別記第五号様式及び第六号様式中「㉔」を削る。

別記第七号様式、第十六号様式(表)及び第十七号様式中「㉔」を削る。

別記第二十号様式中「㉔」を削る。

別記第二十二号様式を次のように改める。



第三者行為による傷病届

項 目		内 容			
世帯主	被保険者記号・番号 / 保険者名	被保険者記号・番号 17-	保険者名 北区		
	届出者情報	ふりがな 氏名	生年月日 年 月 日		
		住所 / 電話	〒	TEL ( )	
被害者 (受診者)	氏名 / 続柄 / 生年月日	ふりがな 氏名	届出者との関係 生年月日 年 月 日		
	住所 / 電話	〒	TEL ( )		
加害者	氏名	ふりがな 氏名			
	住所 / 電話	〒	TEL ( )		
事故発生状況	事故発生日時	年 月 日 午前 / 午後 時 分頃			
	事故発生場所				
	労災保険対象の確認	本件は、労災保険の給付対象となる業務上又は通勤中の事故ではありません。 (※事故発生状況報告書・被害者の負傷状況欄で確認し、チェック)	<input type="checkbox"/>		
自賠責 保険 (加害者)	保険会社名 / 保険契約者名	保険会社名 〒	ふりがな 氏名		
	住所	〒			
	登録番号 / 車台番号	登録番号	車台番号		
	保険期間 / 自賠責証明書番号	保険期間 年 月 日 ~ 年 月 日	自賠責証明書番号 第 号		
任意 保険 (加害者)	保険会社名 / 担当部署	保険会社名 〒	担当部署 TEL ( )		
	取扱店所在地 / 電話	〒	TEL ( )		
	担当者名 / E-mail	ふりがな 氏名	E-mail		
	保険契約者名	ふりがな 氏名			
	住所	〒			
	保険期間 / 契約番号	保険期間 年 月 日 ~ 年 月 日	契約番号 第 号		
任意対人一括の有無		有 / 無			
被害者加入の保険 会社の関与	関与の有無を チェックし、 「有」の場合 は右欄を記入 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	保険会社名 〒	担当部署 TEL ( )		
治療 状況	診療機関名 / 入院 / 治療期間	① 診療機関名	入院 有 / 無	治療開始日 年 月 日	治療終了(見込) 年 月 日
		〒		TEL ( )	
	住所 / 電話番号	② 診療機関名	入院 有 / 無	治療開始日 年 月 日	治療終了(見込) 年 月 日
		〒		TEL ( )	
	※治療終了日(見込)については 可能な範囲でご記入ください。	③ 診療機関名	入院 有 / 無	治療開始日 年 月 日	治療終了(見込) 年 月 日
		〒		TEL ( )	
傷病届作成日 / 作成支援の有無		年 月 日	本届出書を損害保険会社等(業務委託先を含む)の支援を受けて作成した場合はチェック	<input type="checkbox"/>	

(注) 本書は、自賠責共済、任意共済の場合、自賠責保険、任意保険の各欄に「保険」を「共済」と読み替えてその内容をご記入ください。

別記第二十三号様式中「㊦」を削る。

別記第四十三号様式中「㊦」を削り、「㊦」を「㊦」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都北区国民健康保険条例施行規則付則第一号様式並びに別記第三号様式の四、第五号様式、第六号様式、第七号様式、第十六号様式、第十七号様式、第二十号様式、第二十三号様式及び第四十三号様式の規定により調製した用紙で、現に残存するものについては、必要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都北区介護保険条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月二十七日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区規則第四十号

東京都北区介護保険条例施行規則の一部を改正する規則  
東京都北区介護保険条例施行規則（平成十二年三月東京都北区規則第二十六号）  
の一部を次のように改正する。

付則第六条の前の見出し、同条及び付則第七条を削る。  
別記第二号様式を次のように改める。

第2号様式（第7条関係）

介護保険 住所地特例 適用・変更・終了 届

東京都北区長 殿

次のとおり住所地特例（適用・変更・終了）について届け出ます。

\* 上記（適用・変更・終了）より該当するものに○を付ける。  
 在宅→施設：適用 施設→施設：変更 施設→在宅：終了

届出人氏名			届出年月日	年	月	日
			本人との関係			
届出人住所	〒					
	電話番号					

\* 届出人が被保険者本人の場合、届出人住所・電話番号は記載不要

被 保 険 者 情 報	被保険者番号																				個人番号																		
	フリガナ																			生年月日	年 月 日																		
	氏名																																						
	新住所	〒																		電話番号																			
	施設	*名称																																					
		*入所等年月日	年	月	日																																		
	世帯主	氏名																			生年月日	年 月 日																	
																			本人との続柄																				

異 動 前 情 報	従前の住所	電話番号																	
	施設	*名称																	
		*退所等年月日	年	月	日														

※施設への入所・施設からの退所の場合は記入

別記第四十七号様式中「**五**」を削る。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都北区介護保険条例施行規則別記第二号様式及び第四十七号様式の規定により調製した用紙で現に残存するものについては、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都北区庁議規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月二十八日

東京都北区長  
山田加奈子

東京都北区規則第四十二号

東京都北区庁議規則の一部を改正する規則

東京都北区庁議規則（昭和四十年四月東京都北区規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「、技監」を削る。

付 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。



東京都北区組織規程の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月二十八日

東京都北区長  
山田加奈子

東京都北区規則第四十一号

東京都北区組織規程の一部を改正する規則

東京都北区組織規程（昭和五十年四月東京都北区規則第四十号）の一部を次のように改正する。

第八条政策経営部の部情報政策課の項を削り、同部に次のように加える。

シティブランディング戦略課

第八条福祉部の部障害福祉課の項中「公害保健係」を削り、同条健康部の部健康推進課の項を次のように改める。

健康政策課

健康政策係

地域医療係

健康増進係

公害保健係

第八条健康部の部健康推進課の項の次に次のように加える。

保健サービス課

保健サービス係

王子健康支援センター

赤羽健康支援センター

滝野川健康支援センター

第八条健康部の部保健予防課の項中「結核感染症係」を「感染症係」に改め、同部の次に次のように加える。

子ども未来部

子ども未来課

子ども未来係

子育て給付係

子ども施設係

子どもわくわく課

事業計画係

運営支援係

保育課

保育運営係

私立保育園係

入園相談係

第八条まちづくり部の部住宅課の項中「住宅計画係」を「住宅政策係」に、「住宅管理係」を「住宅支援係」に改める。

第九条第二項中「総務部及び」を「政策経営部、総務部、子ども未来部及び」に、

「健康部」を「子ども未来部」に改める。

第十条企画課の部中「二 公民連携に関すること。」を

「二 公民連携に関すること。」

三 デザイン思考に関すること。」に改め、同部に次のように加える。

課務担当主査

一 D X推進に関すること。

二 地域情報化の推進に関すること。

三 社会保障・税番号制度に係る利活用及び調整に関すること。

課務担当主査

一 情報システムの管理運営に関すること。

二 情報セキュリティに関すること。

三 社会保障・税番号制度に係るシステム連携に関すること。

四 自治体情報システムの標準化・共通化に関すること。

五 情報政策に関すること（他に規定するものを除く。）。

第十条情報政策課の部を削り、同条広報課の部課務担当主査の項を削り、同条に次のように加える。

シテイブランディング戦略課

一 地域資源のブランディングに係る企画及び総合調整に関すること。

二 シティプロモーションの推進に関すること。  
三 シビックプライドの醸成に関すること。

第十一条の二防災・危機管理課の部第二号及び第六号中「関すること」の下に「（他に規定するものを除く。）」を加え、同部中「地域防災計画」を「防災対策に関する調査、計画及び調整」に改める。

第十二条収納推進課の部徴収計画係の項中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 納税貯蓄組合に関すること。

第十二条収納推進課の部整理第一係の項及び整理第二係の項を次のように改める。

整理第一係

整理第二係

一 特別区民税及び軽自動車税の普通徴収に係る納税相談及び滞納整理に関すること。

第十二条収納推進課の部滞納整理係の項第一号中「特定事案及び」を「特別区民税の」に、「滞納整理」を「納税相談及び滞納整理」に改め、同項第二号中「特定事案及び特別徴収に係る徴収猶予及び滞納処分停止」を「特別区民税及び軽自動車税の普通徴収の特定事案に係る納税相談及び滞納整理」に改め、同項中第三号から第八号までを削り、第九号を第三号とし、第十号を第四号とし、同部収納係の項

第四号中「口座振替納税」を「収納方法」に改め、同項第五号中「の還付及び充当」を削り、同項第六号から第八号までを削り、同条国保年金課の部高齢医療係の項第二号を削る。

第十二条の二リサイクル清掃課の部第一号中「の運営及び連絡調整」を「との連絡調整」に改め、同部第二号中「整備計画」を「管理」に改める。

第十二条の三障害福祉課の部公害保健係の項を削る。

第十三条健康推進課の部中「健康推進課」を「健康政策課」に改め、同部健康係の項中「健康係」を「健康政策係」に改め、同項第一号中「成人及び母子保健事業」を「健康増進計画」に改め、同項第三号を削り、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 健康づくり推進協議会に関すること。

第十三条健康推進課の部健康係の項中第七号を第九号とし、第四号から第六号までを二号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の二号を加える。

四 成人保健事業に関すること（他に規定するものを除く。）。

五 保健医療システムに関すること。

第十三条健康推進課の部健康係の項の次に次のように加える。

#### 地域医療係

一 地域医療連携及び在宅療養の推進に関すること。

- 二 医療提供体制の整備及び支援に関すること。
- 三 休日診療等の整備及び運営に関すること。
- 四 保健医療関係諸団体との連絡調整及び支援に関すること（他に規定するものを除く。）。

第十三条健康推進課の部健康づくり推進係の項中「健康づくり推進係」を「健康増進係」に改め、同項第一号中「健康づくりに関する調査、計画及び調整」を「健康増進に関する普及、啓発及び事業の実施」に改め、「（他に規定するものを除く。）」を削り、同項第二号中「区民の健康づくり」を「精神保健事業」に改め、

王子健康支援センター

同項第三号を削り、同部赤羽健康支援センターの項を削り、同部中

滝野川健康支援センター

「課務担当主査

- 一 栄養指導、食育等に関すること。

課務担当主査

- 一 地域医療連携に関すること。
- 二 医療提供体制に関すること。
- 三 休日診療等に関すること。
- 四 在宅療養の推進に関すること。

「公害保健係

- 一 公害健康被害の補償給付に関すること。
- 二 公害健康被害認定審査会に関すること。
- 三 公害診療報酬等審査会に関すること。
- 四 大気汚染に係る健康障害の認定及び医療券の交付等に関すること。
- 五 大気汚染障害者認定審査会に関すること。
- 六 公害保健福祉事業に関すること。
- 七 健康被害予防事業に関すること。

課務担当主査

- 一 自殺対策等に関すること。
- 二 成人保健事業並びに区民健康診査及びがん検診等に関する調査及び評価に関すること。
- 三 保健師等の連携及び調整に関すること。

課務担当主査

- 一 栄養指導、食育等に関すること。

改め、同部の次に次のように加える。

保健サービス課

保健サービス係

に



- 一 健康支援センターに係る連絡調整に関すること。
- 二 母子保健並びに子ども及び子育てとの連携及び調整に関すること。
- 三 出産・子育てに係る伴走型支援に関すること（他に規定するものを除く。）。

四 課内他の係に属しないこと。

王子健康支援センター

赤羽健康支援センター

滝野川健康支援センター

- 一 健康相談、健康教育及び保健指導に関すること（他に規定するものを除く。）。

二 母性、乳幼児等の健康診査等の実施に関すること。

課務担当主査

- 一 母子保健事業に関すること（他に規定するものを除く。）。

課務担当主査

- 一 成人及び精神保健事業の実施に関すること（他に規定するものを除く。）。

二 地域の健康づくり活動の支援に関すること。

第十三条生活衛生課の部生活衛生係の項中第四号を第五号とし、第三号の次に次

の一号を加える。

四 災害時の医療救護に関すること。

第十三条保健予防課の部結核感染症係の項中「結核感染症係」を「感染症係」に改め、同項第二号中「エイズ」の下に「及び梅毒」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（子ども未来部各課、係等の分掌事務）

第十三条の二 子ども未来部各課、係等の分掌事務は、次のとおりとする。

子ども未来課

子ども未来係

一 子ども施策及び子育て支援の推進に関すること（他に規定するものを除く。）。

二 子育てに関する調査、計画及び企画に関すること（他に規定するものを除く。）。

三 子どもの未来応援施策の推進に関すること。

四 子育て活動団体のネットワーク及び連絡調整に関すること。

五 部の庶務に関すること。

六 部の歳入歳出予算及び決算の資料に関すること。

七 部内他の課、係に属しないこと。

## 子育て給付係

- 一 子育て支援のための諸手当に関すること。
  - 二 ひとり親家庭の手当に関すること。
  - 三 子ども医療費の助成に関すること。
  - 四 ひとり親家庭等の医療費の助成に関すること。
- ## 子ども施設係

- 一 児童福祉施設の維持管理に関すること。
- 二 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）に基づく施設等検査に関すること。

## 課務担当主査

- 一 子ども・子育て会議に関すること。
  - 二 子ども・子育て支援新制度に基づく計画及び総合調整に関すること。
- ## 課務担当主査

- 一 私立幼稚園の認定こども園及び子ども・子育て支援新制度への移行支援に関すること。
- 二 私立幼稚園及び私立認定こども園の利用者に対する教育の教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定に関すること。
- 三 その他私立幼稚園に関すること。

課務担当主査

一 児童福祉施設の建設計画に関すること。

二 児童福祉施設の整備及び改修に関すること。

課務担当主査

一 児童相談所の開設に関すること。

課務担当主査

一 児童福祉部門及び母子保健部門の連携及び調整に関すること。

二 こども家庭センター事業に関すること（他に規定するものを除く。）。

子どもわくわく課

事業計画係

一 児童館に関すること（他に規定するものを除く。）。

二 放課後子ども総合プランの推進に関すること。

三 課内他の係に属しないこと。

運営支援係

一 児童館及び放課後子ども総合プランの運営に関すること。

二 学童クラブの利用に関すること。

保育課

保育運営係

- 一 保育所及び認可外保育施設に関する調査、計画及び調整に関すること（他に規定するものを除く。）。
- 二 公立保育園に関すること（他に規定するものを除く。）。
- 三 一時預かり事業の利用者に対する施設等利用給付認定に関すること（他に規定するものを除く。）。
- 四 課内他の係に属しないこと。

#### 私立保育園係

- 一 私立保育園に関すること（他に規定するものを除く。）。
- 二 地域型保育事業に関すること（他に規定するものを除く。）。
- 三 認証保育所に関すること（他に規定するものを除く。）。
- 四 家庭福祉員及び定期利用保育施設に関すること（他に規定するものを除く。）。
- 五 認可外保育施設の利用者に対する施設等利用給付認定に関すること。

#### 入園相談係

- 一 保育の教育・保育給付認定及び利用調整に関すること。
- 二 保育料の徴収に関すること。

#### 第十四条 都市計画課の部中

- 一 三 居住環境整備指導要綱に関すること。

四 土地利用現況調査に関すること。

五 景観づくりに関すること。

六 公共サインの整備に関すること。

課務担当主査

一 都市中心拠点周辺まちづくりの調査、計画及び調整に関すること。

課務担当主査

一 都市中心拠点に係る鉄道駅に関連する調査、計画及び調整に関すること。

「 三 地区計画に関すること。

四 居住環境整備指導要綱に関すること。

五 土地利用現況調査に関すること。

六 景観づくりに関すること。

七 公共サインの整備に関すること。

推進課の部中

「 一 まちづくり事業の実施に関すること。

二 地区計画に関すること。

三 土地地区画整理事業に関すること。

四 優良建築物等整備事業及び都心共同住宅供給事業に関すること。

に改め、同条まちづくり

を

五 住宅市街地総合整備事業（拠点開発型）に関すること。  
六 大規模団地建替え計画等の調整に関すること。

課務担当主査

一 まちづくり事業の導入に関すること。

二 市街地再開発事業に関すること。

「一 まちづくり事業の実施に関すること（他に規定するものを除く。）。」

二 優良建築物等整備事業及び都心共同住宅供給事業に関すること。

三 住宅市街地総合整備事業（拠点開発型）に関すること。

四 大規模団地建替え計画等の調整に関すること。

「七 国土強靱化地域計画に関すること。」を

「七 国土強靱化地域計画に関すること。」

課務担当主査

一 都市中心拠点におけるまちづくりの調査、計画及び事業の

実施に関すること。

二 市街地再開発事業に関すること。

課務担当主査

一 都市中心拠点におけるまちづくりの調整に関すること。

条住宅課の部住宅計画係の項中「住宅計画係」を「住宅政策係」に改め、同項中第

八号から第十号までを削り、第十一号を第八号とし、第十二号を第九号とし、第十三号を第十号とし、同部住宅管理係の項を次のように改める。

住宅支援係

- 一 住宅セーフティネット制度に関する事。
  - 二 居住支援協議会に関する事。
  - 三 定住化等の促進に関する事。
  - 四 高齢者等の住宅支援事業に関する事。
  - 五 区営住宅の管理に関する事。
  - 六 高齢者住宅の管理に関する事。
  - 七 都営住宅の入居者の公募及び地元割当入居者の決定に関する事。
  - 八 住宅建設等基金に関する事。
- 別表第一第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。
- 六 子ども未来部所属

名称	所在地	所掌事務
(一) 児童館		
東京都北区立赤羽児童館	赤羽南一の一六の一	児童の健全育成に関する事務
同 栄町子どもセ	一〇一	
栄町三三の三		



同		同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同			
センター	神谷子どもセ	センター	テイーンズセ	浮間子ども・	西が丘児童館	館	東十条東児童	王子東児童館	館	滝野川西児童	田端児童館	桐ヶ丘児童館	豊島児童館	赤羽北児童館	赤羽西児童館	センター
	神谷三の三五の一七			浮間四の二九の三二	西が丘二の四の一		東十条三の一〇の一	王子六の二の六〇		滝野川六の二一の二五	田端五の一〇の六	一〇二	桐ヶ丘一の一六の二七	豊島七の一七の一	赤羽北一の一五の五	赤羽西四の四二の九



同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
桜田つぼみ保	志茂北保育園	志茂南保育園	袋保育園	桜田北保育園	堀船南保育園	西が丘保育園	園	東十条東保育	豊島北保育園	豊島東保育園
王子五の二の一二	○ 一 志茂五の二の二一	志茂一の四の四	一 ○ 一 赤羽北二の一五の二一	一 王子五の二の三一〇	○ 一 堀船二の二二の一	西が丘二の四の一		東十条三の一〇の一	一 豊島五の四の三一〇	○ 一 豊島五の六の一二一

育園

同 神谷北つぼみ 神谷二の四二の四

保育園

同 音無つぼみ保 滝野川二の五二の九

育園

同 清水坂保育園 中十条四の一六の二七

(三) 東京都北区子ども家庭支援 王子六の七の三

センター 子育ての総合的な支援に関する事務

(四) 東京都北区立児童発達支援 王子六の七の三

センター 発達障害を含む障害児への総合的な支援に関する事務

付 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

東京都北区公印規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月二十八日

東京都北区長

山

田

加

奈

子

東京都北区規則第四十三号

東京都北区公印規則の一部を改正する規則

東京都北区公印規則（昭和三十二年八月東京都北区規則第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一専用東京都北区長印の部11の17の項中「、同部同課公害保健係長」を削り、同部11の18の項中「健康部健康推進課王子健康支援センター所長」を「健康部保健サービス課王子健康支援センター所長」に改め、同部17の8の項中「まちづくり部住宅課住宅管理係長」を「まちづくり部住宅課住宅管理係長」に改め、同部17の12の項の次に次のように加える。

17 の 15	17 の 14	17 の 13	同	同	同
同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同
用 保 育 所 入 所 事 務	公 害 保 健 事 務 用	地 域 振 興 事 務 用	地 域 振 興 事 務 用	地 域 振 興 事 務 用	地 域 振 興 事 務 用
長 育 課 入 園 相 談 係	課 公 害 保 健 係 長	健 康 部 健 康 政 策	振 興 課 地 域 振 興 係 長	地 域 振 興 部 地 域 振 興 係 長	地 域 振 興 部 地 域 振 興 係 長

29 の 15	29 の 14	29 の 13	29 の 12
同	同	同	同
同	同	同	同
子ども家庭支援 事務用	用 保育所入所事務	公害保健事務用	地域振興事務用
子ども家庭支援 センター庶務担	長 育課入園相談係	子ども未来部保 課公害保健係長	健康部健康政策 係長 振興課地域振興

別表第一専用東京都北区長代理之印の部23の17の項中「、同部同課公害保健係長」を削り、同部23の18の項中「健康部健康推進課王子健康支援センター所長」を「健康部保健サービス課王子健康支援センター所長」に改め、同部29の11の項の次に次のように加える。

17 の 16	同
同	同
子ども家庭支援 事務用	子ども家庭支援 センター庶務担 当主査

別表第一中

当主査

東京都北区立 児童館印	東京都北区立 児童館長印	東京都北区立 子どもセンタ ー印	東京都北区立 子どもセンタ ー	東京都北区立 子どもセンタ ー	東京都北区立 子どもセンタ ー	削除
41	42	43	44	45	47	41から まで
同	同	同	同	同	同	削除
方三〇ミリ メートル	方二一ミリ メートル	方三〇ミリ メートル	方二一ミリ メートル	方三〇ミリ メートル	方三〇ミリ メートル	
一般文書その他	同	同	同	同	同	
各児童館長	同	各子どもセンタ ー所長	同	各子どもセンタ ー	各子どもセンタ ー	

を



子ども家庭支援	東京都北区立 保育園長印	東京都北区立 保育園印	東京都北区立 流館長印	東京都北区立 志茂子ども交 流館印	東京都北区立 志茂子ども交 流館印	東京都北区立 センター所長印	東京都北区立 浮間子ども・ ティーンズセ ンター所長印	東京都北区立 センター印	東京都北区立 ティーンズセ ンター印
47 の 5	47 の 4	47 の 3	47 の 2	47	46				
同	同	同	同	同	同	同	同		
メートル	方三〇ミリ	方二一ミリ	方三〇ミリ	方二一ミリ	方三〇ミリ	方二一ミリ	方二一ミリ		
同	同	同	同	同	同	同	同		
センター庶務担	子ども家庭支援	同	各保育園長	同	館長 志茂子ども交流	同	同	同	所長

に

センター印	東京都北区立 児童発達支援 センター印	東京都北区立 児童発達支援 センター印	東京都北区子 ども家庭支援 センター所長 印
	47 の 8	47 の 7	47 の 6
	同	同	同
	方二一ミリ メートル	方三〇ミリ メートル	方二一ミリ メートル
	同	同	同
	同	児童発達支援セ ンター所長	同
			当主査

改め、同表東京都北区金銭領収印の項中「健康部健康推進課」を「健康部保健サー  
ビス課、子ども未来部子どもわくわく課」に改め、「子ども未来部子どもわくわ  
く課」を削る。

別表第二中

7・8・9・10・  
11・11の2・11の  
3・11の4・11の  
5・11の6・11の  
7・11の9・11の  
10・11の11・11の  
13・11の15・11の  
16・11の17・11の  
18・13の5・17の  
4・17の5・17の  
6・17の8・17の  
9・17の10・17の  
11・17の12

専	北	東	何
用	区	京	事
	長	都	務
	印		

を

7・8・9・10・  
11・11の2・11の  
3・11の4・11の  
5・11の6・11の  
7・11の9・11の  
10・11の11・11の  
13・11の15・11の  
16・11の17・11の  
18・13の5・17の  
4・17の5・17の  
6・17の8・17の  
9・17の10・17の  
11・17の12・17の  
13・17の14・17の  
15

専	北	東	何
用	区	京	事
	長	都	務
	印		

に、

17の6

専	北	東	北
務	区	京	区
所	長	都	清
用	印		掃

を

17の6

専	北	東	北
務	区	京	区
所	長	都	清
用	印		掃

17の16

専	北	東	子
務	区	京	ども
所	長	都	家
用	印		庭
			支
			援

に、

19・20・21・22・  
23・23の2・23の  
3・23の4・23の  
5・23の6・23の  
7・23の9・23の  
10・23の11・23の  
13・23の15・23の  
16・23の17・23の  
18・25の5・29の  
4・29の5・29の  
8・29の9・29の  
10・29の11

専	代	東	行
用	理	京	事
	之	都	務
	印	北	
		区	
		長	

を

41から47まで

19・20・21・22・  
23・23の2・23の  
3・23の4・23の  
5・23の6・23の  
7・23の9・23の  
10・23の11・23の  
13・23の15・23の  
16・23の17・23の  
18・25の5・29の  
4・29の5・29の  
8・29の9・29の  
10・29の11・29の  
12・29の13・29の  
14

専	代	東	何
務	理	京	事
所	之	都	務
用	印	北	
		区	
		長	

に、

29の6

専	代	東	北
務	理	京	区
所	之	都	清
用	印	北	掃

を

29の6

専	代	東	北
務	理	京	区
所	之	都	清
用	印	北	掃

29の15

専	代	東	子
務	理	京	ども
所	之	都	家
用	印	北	庭
		区	支
		長	援

に、

前添

を

47の2

交	志	東
流	茂	京
館	子	都
長	ど	北
印	も	区
		立

47の3

育	区	東
園	立	京
印	何	都
	保	北

47の4

育	区	東
園	立	京
長	何	都
印	保	北

47の5

セ	子	東
ン	ども	京
タ	家	都
ー	庭	北
所	支	区
長	援	
印		

17の6

セ	子	東
ン	ども	京
タ	家	都
ー	庭	北
所	支	区
長	援	
印		

47の7

セ	児	東
ン	童	京
タ	発	都
ー	達	北
所	支	区
長	援	
印		

47の8

セ	児	東
ン	童	京
タ	発	都
ー	達	北
所	支	区
長	援	
印		

に改める。

付 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月二十八日

東京都北区長  
山田加奈子

東京都北区規則第四十四号

職員の特種勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成十年三月東京都北区規則第七号）の一部を次のように改正する。

別表三の項中「保健所又は健康推進課」を「保健所、健康政策課又は保健サービス課」に改める。

付 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

東京都北区児童育成手当条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月二十八日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区規則第四十五号

東京都北区児童育成手当条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区児童育成手当条例施行規則（昭和四十六年十月東京都北区規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「第十条第一項」の下に「又は第十条の二」を加える。

付 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。



東京都北区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月二十八日

東京都北区長  
山田加奈子

東京都北区規則第四十六号

東京都北区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則（平成元年十二月東京都北区規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第二号中「第十条第一項」の下に「又は第十条の二」を加える。

付 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

東京都北区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月二十八日

東京都北区長  
山田加奈子

東京都北区規則第四十七号

東京都北区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十六年九月東京都北区規則第三十八号）の一部を次に改正する。

第十三条第三項第三号中「二十人」を「十五人」に改め、同項第四号中「三十人」を「二十五人」に改める。

第十五条第三項第三号中「二十人」を「十五人」に改め、同項第四号中「三十人」を「二十五人」に改める。

第二十八条第三項第三号中「二十人」を「十五人」に改め、同項第四号中「三十人」を「二十五人」に改める。

第三十一条第三項第三号中「二十人」を「十五人」に改め、同項第四号中「三十人」を「二十五人」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれ

があるときは、当分の間、この規則による改正後の東京都北区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則第十三条第三項、第十五条第三項、第二十八条第三項及び第三十一条第三項の規定は、適用しない。この場合において、この規則による改正前の東京都北区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則第十三条第三項、第十五条第三項、第二十八条第三項及び第三十一条第三項の規定は、この規則の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

東京都北区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月二十八日

東京都北区長  
山田加奈子

東京都北区規則第四十八号

東京都北区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十六年九月東京都北区規則第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項第二号中「磁気ディスク、シー・デー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月二十八日

東京都北区長  
山田加奈子



東京都北区規則第四十九号

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則（令和五年十二月東京都北区規則第七十三号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項第一号及び第三項第一号の改正規定並びに同条の次に一条を加える改正規定のうち第二十一条の二第一項第一号及び第三項第一号中「又は」を「かつ」に改める。

第二十二条の改正規定を次のように改める。

第二十二条中「前条第一項第六号」を「第二十一条第一項第六号」に、「次の各号に」を「次に」に改め、同条第二号中「前条第一項第四号」を「第二十一条第一項第四号」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前条第一項第六号及び第三項第六号の勤務した期間は、次に掲げる期間以外の期間とする。

一 育児休業中の会計年度任用職員として在職した期間

二 前条第一項第四号及び第三項第四号に掲げる会計年度任用職員として在職した期間

三 休職にされていた期間

四 職免条例第二条の規定により職務に専念する義務を免除され、かつ、第十条第三項に規定する承認を受けていない期間（講演等を行った期間を除く。）

五 私事欠勤等の取扱いを受けた期間

六 会計年度任用職員勤務時間規則第二十八条に規定する介護休暇（以下「介護休暇」という。）により勤務しない期間

第二十三条の次に一条を加える改正規定のうち、第二十三条の二第三項中「支給月数に」及び「割合を乗じて得た」を削り、同条第四項を削る。

第二十四条の次に二条を加える改正規定のうち、第二十四条の二第一項第九号中「期間」の下に「（条例第九条第一項の規定により給与が減額される期間並びに条例第二十三条第一項又は第二項の規定により報酬が減額される期間及び同条第三項の規定により報酬が支給されない期間に限る。）」を加え、同項第十号中「会計年度任用職員勤務時間規則第二十八条に規定する介護休暇（以下「介護休暇」という。）」を「介護休暇」に改め、同条第三項中「この条及び」を削り、同条第四項中「及び第二項」を「及び前項」に改め、第二十四条の三第一項中「第二十三条の二第一項」の下に「及び第三項」を加え、「同項」を「同条第一項」に、「あるのは、」を「あるのは」に、「とする」を「と、同条第三項中「成績率を乗じて得た割合」とあるのは「成績率を乗じて得た割合に百分の百から職員の勤勉手当に関する規則別表第二に掲げる当該減額事由に応じそれぞれの割合を減じて得たものをそ

れぞれ乗じて得た割合」とする」に改める。

第二十五条の次に一条を加える改正規定中「及び第二十四条の二」を「、第二十四

条の二及び第二十四条の三」に改める。

第二十七条の改正規定の次に次のように加える。

第二十八条第六項に次の一号を加える。  
四 条例第三十条の二に規定する勤勉手当の額の算出の基礎となる地域手当に  
相当する報酬額

付 則

この規則は、公布の日から施行する。